



AIG損害保険

ディスクロージャー誌

2017年4月1日～2018年3月31日



「
2018
」

はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「ディスクロージャー誌2018」を作成いたしました。

2018年1月1日に「AIG損害保険株式会社」が誕生して最初のディスクロージャー誌となります。本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いに存じます。

会社概要

創業：1946年(昭和21年)

資本金：137億円

総資産：9,659億円

代理店数：26,042店

従業員数：7,272名

国内営業店舗数：175店舗

ホームページアドレス：<https://www.aig.co.jp/sonpo>

(2018年3月31日現在)

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。

記載された情報は、別途記載がある場合を除き2018年3月31日現在のものです。

なお、記載された2017年12月31日以前の情報は、別途記載がある場合を除きAIU損害保険株式会社に關するものです。

CONTENTS

ごあいさつ	2
-------------	---

AIG損害保険について

●AIGについて	4
●2017年度のトピックス	12
●2017年度のCorporate Citizenshipおよび社会貢献活動(CSR)	14
●代表的な経営指標	17

運営体制について

●事業の概況	20
●業務の適正を確保するための体制	23
●コーポレートガバナンス態勢	26
●顧客保護の態勢	27
●リスク管理の態勢	28
●法令等遵守の態勢	31
●販売体制	33

商品・サービスについて

●商品紹介	34
●お客さまサービス	42
●リスクマネジメントサービス	47
●保険の仕組み	49

データ編	52
------------	----

**AIG損害保険株式会社は、皆さまのパートナーとして、
お客さまを取り巻くリスクを把握し、
お客さまが直面する問題の解決を通じて価値を提供しています。
積み上げてきた経験を土台に、
イノベーションと、グローバルに蓄積した知見により
日本における新たな保険のあり方を提唱しています。**

2018年1月1日、AIG損害保険株式会社(以下、「AIG損保」)が誕生し、新たな希望に満ちた時代の幕開けとなりました。私たちは、独自の道を歩み、お客さまのニーズに最も適したサービスを提供し続けることで、皆さまと一緒に成長させていただけることに大きな喜びを感じています。

私たちには、AIUとして71年間、富士火災として99年間という日本で活動してきた歴史があります。そして、来年は上海を創業の地とするAIGとしての100周年を迎えます。日本での軌跡とグローバルに蓄積したリスクコンサルティングの知見を支えに、私たちは日本市場に対する深い理解の下に事業を展開しています。

私たちがAIG損保として新たにサービスを提供する機会が得られたことは、全国の多くのお客さまとビジネスパートナーの皆さまが私たちを支持してくださっていることの表れと考えています。皆さまの長年のご支援に心より感謝申し上げます。

当社は個人、中小企業、そしてグローバルに展開する大企業・中堅企業に向けた保険やリスクコンサルティングの提供で業界をリードする企業として、最新のテクノロジーと最先端のデータ分析を駆使し、お客さまに対するより迅速かつ効果的な価値の提供に取り組んでいます。

日本におけるAIGグループ統一の事業戦略コンセプト「アクティブ・ケア」は、事前にお客さまがご認識のリスクを整理し、そのリスクの回避・軽減に努めることによって、お客さまの将来への不安を和らげるものです。将来への備えが大きいほど不安は軽減され、安心して新たな機会に挑戦することが可能になります。



代表取締役社長 兼 CEO ケネス・ライリー

AIG損保は、個人・中小企業・大企業・中堅企業のお客さまはもちろんのこと、多くの優秀な代理店・ビジネスパートナーの皆さまにリスクコンサルティングを通して貢献する皆さまのパートナーです。

今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2018年7月

経営理念

VISION 私たちの目指す姿

私たちは、優れた人材、テクノロジー、グローバルネットワークを原動力としてお客さまに高い価値を提供し、日本の保険業界のイノベーターとして進化し続けます。

MISSION 私たちの使命

私たちは、リスクに関するグローバルな知見とノウハウを通じて、お客さまの将来への不安を減らし、未来に向かうサポートをします。

VALUES 私たちの価値観

- 私たちは、独自の道を歩むことを恐れずに、お客さまの問題解決を通じて価値を提供します。
- 私たちは、何事をするにも常に「ACTIVE CARE」の意識を持って臨みます。
- 私たちは、イノベーションと企業成長の原動力である人材の多様性を大切にします。

私たちの中核となる戦略

1.Segmentation

フォーカスするお客さまのセグメント^{※1}においてナンバーワンを目指し、差別化した価値を提供します。

2.ACTIVE CARE

ACTIVE CARE^{※2}のコンセプトに基づく新たな保険のあり方を提唱します。

3.Risk Consulting

グローバルな知見とノウハウに基づく最先端のリスク・コンサルティング・サービスを提供します。

4.Data Analytics

高度なデータ分析を潜在的なリスクの発見と対策に活用して、新たな価値を提供します。

※1 顧客セグメント別戦略について

AIG損保は、常にお客さまの視点で物事を捉え、お客さまにとって最適かつ他社とは差別化された価値提供を行うため、顧客セグメントを明確にし、各セグメントのニーズの的確な把握に努めるとともに、当該ニーズに合致した商品・サービスを提供します。

1.大企業・中堅企業(Corporate)

大企業・中堅企業向けセグメントにおいては、グローバルなリスクに関してAIGが海外で培ってきたノウハウの活用を通じた最適な価値をご提供します。

2.中小企業(SME)

中小企業向けセグメントにおいては、「最も価値あるリスク管理のパートナー」となる専業代理店の育成を通じて同セグメントのお客さまにとって最適な価値をご提供します。

3.個人(Individual)

個人向けセグメントにおいては、お客さまのニーズに合致した商品・サービス開発と効率的な販売網の再構築を通じた最適な価値をご提供します。

※2 ACTIVE CARE(アクティブ・ケア)

アクティブ・ケアは、日本におけるAIGグループの固有かつ統一の事業戦略コンセプトです。アクティブ・ケアは、次の3つの要素で構成されています。

1.シンプルで分かりやすい。

私たちが提供する商品とサービスについて、お客さまの目線に立ってシンプルに分かりやすくお伝えします。

2.リスク情報を事前に。

万一のときだけでなく、事故や損害を未然に防ぐ支援をします。

3.AIGならではの先進性。

先進的なテクノロジー、グローバルで蓄積されたノウハウ、そして国内市場に関する深い知見を活かしてイノベーションを起こし続け、お客さまにとって最も価値のある保険会社を目指します。

AIGについて



We are AIG.

当社はAIGグループの一員です。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域でお客さまにサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。

持株会社 AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の証券取引所に上場しています。

AIGについて

American International Group, Inc.
www.aig.com

所在地／175 Water Street, New York, NY 10038
上場証券取引所／ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所
社長 兼 CEO／ブライアン・デュパロウ
総社員数／約50,000人

AIGの業績の推移

AIG, Inc. 2017年度アニュアルレポート(2017 Annual Report)より抜粋

	2015年	2016年	2017年
総収入	583億ドル	524億ドル	495億ドル
純利益(損失)	22億ドル	(8億ドル)	(61億ドル)
総資産	4,968億ドル	4,983億ドル	4,983億ドル
株主資本	897億ドル	763億ドル	652億ドル

(米国ドルで記載)

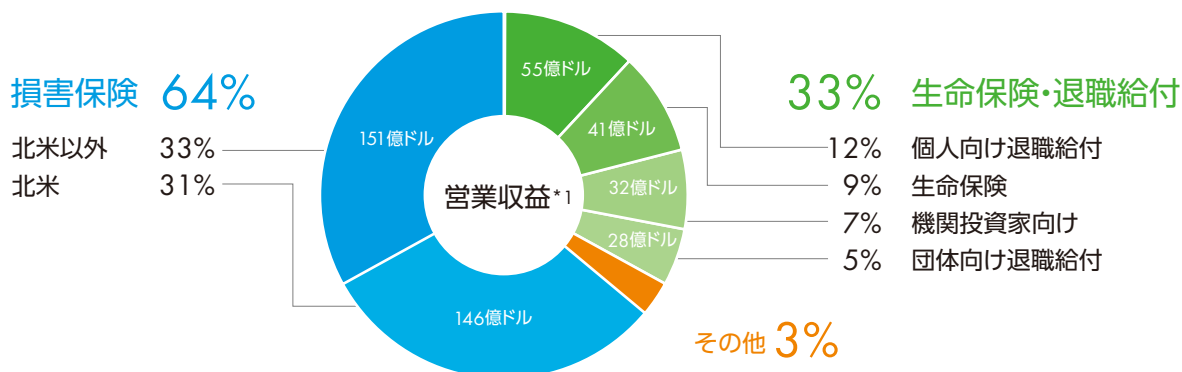
AIGは、Fortune Global 500*の88%、Forbes 2000*の83%の企業と取引があります。

*2017年11月1日現在。Fortune Global 500は、フォーチュン誌が年1回発表する世界の会社の総収益上位500社のランキングです。

Forbes 2000は、フォーブス誌が年1回発表する世界の上場企業を売上高、利益、保有資産、時価総額の4つの要素に基づき上位2,000社をランキングしたものです。

AIGにおける中核事業の内訳 ^{*1}

AIG, Inc. 2017年度アニュアルレポート (2017 Annual Report) より抜粋

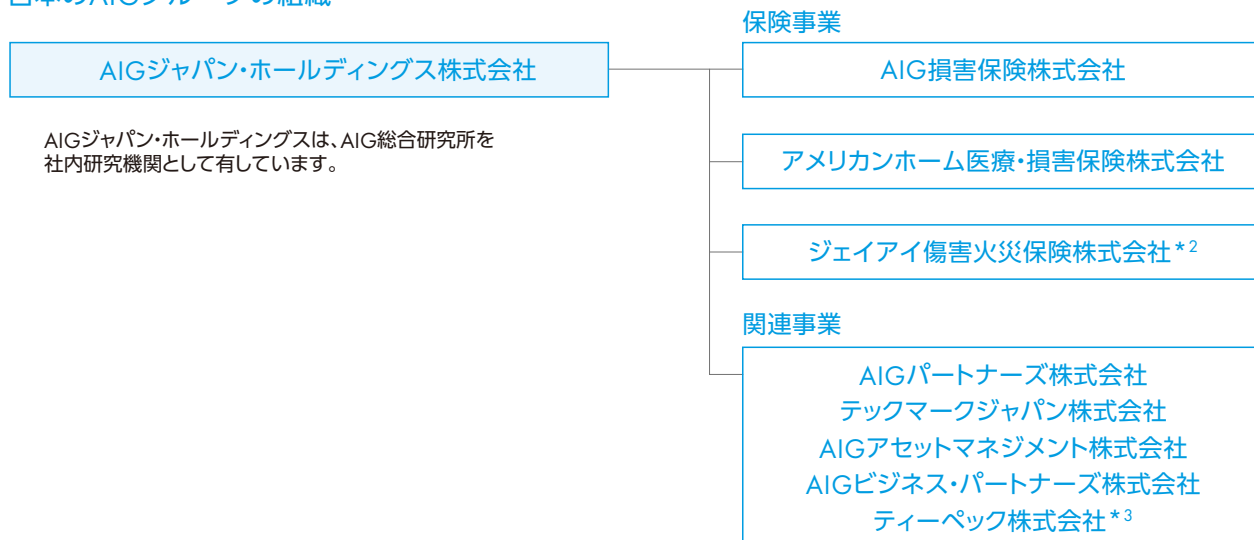


*1: レガシー・ポートフォリオによる44億ドルの収益を除く営業収益を示しています。

日本におけるAIGグループ

日本では、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が保険事業を展開するほか、さまざまなグループ会社に関連事業を通じて日本のお客さまをサポートしています。AIGジャパン・ホールディングス株式会社は、日本におけるAIGグループの保険持株会社として、AIGの日本事業を統括し、傘下保険会社および子会社の経営管理を行う役割を担います。

日本のAIGグループの組織



*2: ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。
(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)

*3: ティーペック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です。)

Corporate Citizenshipおよび社会貢献活動



AIGは、事業を展開する地域社会の発展に寄与するために、保険を提供する企業グループとしての本来の社会的役割に加えて、社会的課題の解決や地域コミュニティの活性化につながるさまざまな社会貢献プログラムを展開しています。また、グループ社員によるボランティア活動への参画を重視し、会社として展開する社会貢献活動において、社員の参画機会や社員の学習機会をより高めていくことを目指していきます。

● 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

AIGグループは2013年から自閉症や発達障害への理解を深める活動を社内外で積極的に実施。社内では各地で社内向け啓発セミナーに多くの社員が参加し、社外では全国10ヵ所で100人以上の社員とその家族が啓発活動に参加。



● Family Road Safety

親子を対象とした交通安全啓発イベントを開催。「電動カーを使用した交通安全教室」や「交通安全シミュレータ・自転車編」を通して、運転者視点での交通ルールや身近なリスクを知り、日々の交通安全を意識するきっかけに。



● MORINO PROJECT

災害からいのちを守る森を作る「鎮守の森のプロジェクト」にグループ社員がボランティア参加。また、防災に対し総合的に取り組んでいる「MORINO PROJECT」では、「いのちを守る地域レジリエンスネットワークの提供」が評価され、国土強靱化の理解を促進し行動を誘発している企業を表彰する ジャパンレジリエンスアワード 2017 の最優秀レジリエンス賞を獲得。



● AIU高校生国際交流プログラム(現AIG 高校生外交官プログラム)

1987年から30年以上にわたり日米の高校生の異文化交流とグローバルリーダーの育成に貢献。米国と日本に招待された日米双方の高校生は、さまざまな貴重な体験をするとともに高校生外交官としての使命を果たす。また、グループ社員がホストファミリーとして協力。



● Wear A Sports Shirt Day

世界各地のAIG拠点が参加している"Wear A Sports Shirt Day"に2017年から日本も参加し、東京、大阪、富山、長崎、沖縄の5ヵ所で社員からスポーツウェアを回収。集まった衣料品を、途上国支援を行っているNPO団体を通じて寄付。



● AIG キッズニアナイト!

AIGグループは「キッズニア東京」に小児がんなどの重い病気と闘う子どもたちとご家族をご招待するスポンサー・デー・イベント「AIGキッズニアナイト!」を開催し、有志社員とその家族がこの活動にボランティアスタッフとして参加。



● 各地の活動

障がいのある子どもたちに特別な体験をプレゼントする「グロリアスデイ」(富山)協賛、市民劇「飛べ!琉球島人」(沖縄)のサポートなど、地域貢献活動を展開。



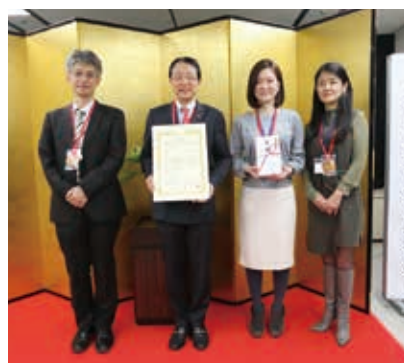
AIGにおけるダイバーシティ&インクルージョンとは

AIGでは、性別、国籍、性的指向、家族構成、障がいのあるなしなどの違いから生まれるさまざまな経験を多様性として受け入れ、尊重しながら、最大限に活かす「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

これは、社員一人ひとりが生き生きと働き、家族や友人とともに充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた取り組み『The Best Place to Work』や、多様な視点からお客さまを深く理解し、まさかを未然に防ぐ支援を提供するAIGジャパンの事業戦略コンセプト『ACTIVE CARE』の実現にもつながっています。

当社は、多様性を尊重するAIGの企業文化に基づき、より安全でより良い未来を創造するためのさまざまな取り組みを行っています。

- 経営陣を中心メンバーとするダイバーシティ&インクルージョン・カウンスルにおいてインクルージョン促進の戦略をたて、施策の実行や取り組みの効果的な運営を推進
- ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する特定のテーマに関心をもつ社員が、コミュニティへの貢献や企業文化の改革などに寄与する活動を自発的に企画・運営する5つの社員グループ（「Working Families」「Women & Allies」「Young Professionals」「LGBT & Allies」「Language and Cultural Exchange」）の活動をERGプログラムとして支援。社員の家族が集うFamily Dayを「Working Families」が企画・実行するなど、各グループが特色ある取り組みを主体的に展開
- 違いに拘わらず活躍できる組織として、女性管理職の育成、若手社員教育の拡充、障がい者採用の促進など積極的に実施
- イクボス企業同盟（NPO法人ファザリング・ジャパン設立）に加盟、全管理職へセミナーを実施
- LGBTに関して実施してきたさまざまな取り組みについて、任意団体work with Prideにより選出される「PRIDE指標」の最高位「ゴールド」を獲得（2016年度、2017年度）
- 長崎県が実施している「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」の認証を受け、「性別に関係なく活躍できる」「ワーク・ライフ・バランスを大切にする」などの点が高く評価され、AIG損害保険が4つ星、アメリカンホーム保険会社が3つ星を獲得（2017年）
- 世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間に合わせて、啓発キャンペーンや勉強会を全国にわたって社内外で実施
- グループ会社のサポート業務等を行うAIGハーモニー株式会社（2017年5月設立）では、継続的に障がい者を雇用し活躍の場を拡大
- 障がいについての理解促進活動が評価され、東京ボランティア・市民活動センター主催、「第2回企業ボランティア・アワード」を受賞



スポンサーシップ

AIGは、世界的に有名なラグビーニュージーランド代表のオールブラックスのスポンサーを務めるなど、多様性の尊重、チームワーク、成長といったAIGの価値観と共通する要素を持つスポーツのサポートや、その他のスポンサーシップを通じて、子どもたちの健全な育成や、より安全な世界の実現に貢献しています。オールブラックスならびにブラックファーンズの選手たちの出演で多様性の尊重を呼びかけたスペシャルムービー「Diversity Is Strength」を日本で制作・公開したほか、ラグビーや野球関連のイベントにおいてもケガの予防をはじめとする安全への意識向上につながる活動を行い、まさかを未然に防ぐサポートを提供する機会の一つとしています。

- AIGとして、ラグビーニュージーランド代表(オールブラックス)のスポンサーを務める
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と協働し、グラスルーツパートナーとして日本のラグビー普及活動を支援
小学生を対象としたタグラグビー*教室や小学校へのタグラグビーキットの贈呈を実施
- 神戸製鋼コベルコスティーラーズのオフィシャルスポンサーを務める
- MLBカップに特別協賛し、リトルリーグの発展に寄与
- キッツニア東京の消防署パビリオンのオフィシャルスポンサーを務める

*タグラグビー：タックルかわりに相手選手が腰に付けた帯状のタグを取る、身体の接触プレーのないラグビーです。
体の大きさに関係なく、男女が一緒に参加できることなどから、文部科学省の「小学校学習指導要領解説書」に例示され、小学校の体育授業で取り入れられています。



The Best Place to Work

家族や友人と共に充実した人生を築くことができる職場を目指して

当社は、多様性を大切に持続的に成長していく企業になるために、私たち一人ひとりが、自ら考え、提案し、行動する、自律的な働き方に取り組んでいます。少子高齢化の進行や個人の価値観の変化などにより、日本社会が激変するなかで永続的に会社が成長するため、「ACTIVE CARE」のコンセプトをベースに、社員が生き活きと働き、家族や友人と共に充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた取組みを、グループ会社一丸となって進めています。



The Best Place to Workとは

就業人口や就業観等、働く環境の変化を捉え、将来にわたって多様な人材が自律的に活躍できる企業であるために、家族やコミュニティ、キャリアの継続、健康や将来への備え等を幅広く視野に入れた取組みです。

家族やコミュニティとのつながりを大切にしながら生き活きと働くために

- 望んだホームベース（拠点となる地域）で働きながら、長期的なキャリアを築く制度
- 転居を伴う転勤や単身赴任の最少化
- 自ら手を挙げ、組織や職種の垣根なく、キャリアを築く仕組みと文化
- すべての社員へ透明性のある処遇
- レインボープライドや自閉症啓発デー、特別支援学校イベントなどへのボランティア参加

キャリアの継続のために

- 働く時間や場所を柔軟にすることでライフステージに対応できる弾力的な制度
- 育児、介護等のさまざまなライフイベントへの情報提供
- 男性の育児や介護参加を促進する施策
- フレキシブルに場所を選択できる働き方

健康に働き続け、充実した人生を送るために

- 疾病時に必要な治療を受けながら仕事を続けられる環境や制度
- 疾病の早期発見のための啓発
- 受動喫煙を防ぐオフィス
- 老後への備えのための情報提供

AIGジャパン健康経営宣言

AIGジャパンは、お客さまにとって「最も価値のある保険会社」になるというAIGのビジョンの実現に向け、グローバルで培ったリスクの特定や回避に関する様々な知見を活かし、「ACTIVE CARE(アクティブケア)」のコンセプトの下、お客さまをサポートしています。「まさか」が起こる前にリスクを予防する「ACTIVE CARE」の考え方を通じて、私たちは、より安全で、より健康的な未来の実現を目指します。

真の意味でACTIVE CAREを実現し、お客さまのニーズにお応えするためには、まずAIGそのものが強く、そして健全であり続けること、そしてAIGの社員、さらにはその家族が強く、健康であり続けることが重要であると私たちは考えます。

社員一人ひとりが良い仕事をし、人生を楽しむために十分健康であり、日々いきいきと過ごしていることが、AIGがリスクに強い会社であるために重要な条件です。そのためには、社員一人ひとりが、自身や家族の生活や健康に対して高いリスク意識を持ち、「まさか」の事態が起こらないように自ら努めることが大切だと考えています。

このような信念を実現するため、私たちAIGは誰もが健康でいきいきと働ける職場環境作りを行い、企業価値の向上に努め、社員、会社、労働組合、健康保険組合が一丸となって健康経営を積極的に推進していくことをここに宣言します。

お客さまにとって「最も価値のある保険会社」であり続けるため、私たちはその実現に全力を尽くします。

「健康経営優良法人 2018大規模法人部門」に認定されました。

日本におけるAIGグループでは、健康な心身の維持が職場でのパフォーマンス・モチベーションの向上につながると考えています。「The Best Place to Work」の一環として進めている、健保組合との連携やヘルスリテラシーの向上、時間外労働の削減に向けた取り組み等を通じて「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を取得※しました。

当グループは、今後も社員一人ひとりにとっての真の「The Best Place to Work」を目指し、より良い職場環境作りに努めていきます。



- ヘルスアップセミナー(体力年齢診断、カウンセリング)
- 乳がん早期発見啓発セミナー
- 禁煙外来受診費用支援
- エールラン(スペシャルオリンピックス日本が主催するチャリティ・ランイベント)参加
- スポフェス イン 沖縄 (企業・団体対抗のスポーツイベント)参加

※今回の認定は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、AIGパートナーズ株式会社、AIGビジネス・パートナーズ株式会社の5社となります。

2017年度のトピックス

当社の2017年度の主なトピックスは、次のとおりです。

(注) プレスリリース等を元にした発表当時のトピックスです。詳細につきましては、プレスリリースをご確認ください。

「AIG損害保険株式会社」の誕生

AIG損害保険株式会社が、AIU損害保険株式会社と富士火災海上保険株式会社の合併により、2018年1月1日に誕生しました。

当社は日常に潜むさまざまなリスクを把握し、事前に備えることの重要性を伝え、最適なソリューションを提供することで、お客さまに安心と安全をお届けすることを目指してまいります。



オープニング・セレモニーでのテープカットの様子

テレビCMを2018年1月1日より全国で放映開始

「3匹の子ブタ編」



「赤ずきん編」



どちらもAIG損保の保険代理店やリスクコンサルタントに相談することにより、事前にリスクを知り、その対策をすることで、童話とは異なる物語の結末を迎えます。3匹の子ブタ編では突如降りかかるリスクを、赤ずきん編では村のフードマーケットのオーナーとして仕事中に起こるリスクを、それぞれの物語の世界観を活かしながら表現しました。

2017年9月 J.D. パワー 日本自動車保険契約者満足度調査で受賞

国際的な顧客満足度調査の専門機関であるJ.D. パワー※による「2017年日本自動車保険契約者満足度調査(代理店系保険会社部門)」で、AIG損害保険株式会社(旧AIU損害保険株式会社)が5年連続No.1を受賞しました。

出典：J.D. パワー 2013-2017年日本自動車保険契約者満足度調査。当部門の調査対象は専門代理店や車の販売店などの保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。現在契約中の自動車保険(任意保険)に関して4,396名から回答を得た結果。

※J.D. パワー(本社：米国カリフォルニア州コストメサ)は顧客満足(CS)に関する調査やコンサルティングを行う国際的な専門機関です。1968年に創業し、現在、北米、南米、ヨーロッパ、アジア(東京、シンガポール、北京、上海、バンコク)に計16の拠点を置き、毎年、世界中で数百万人にのぼる消費者やビジネス・ユーザーを対象に、品質や顧客満足に関する調査を実施しています。会社概要や提供サービスなどの詳細はウェブサイトをご参照ください。japan.jdpower.com



2018年3月 児童や生徒の交通事故を未然に防ぐためのオンライン地図サービス「あんぜんmyマップ」を提供

児童や生徒の交通安全推進に向け、交通事故多発エリアや事故発生リスクの高いエリアを閲覧・投稿するオンライン地図サービス「あんぜんmyマップ」の提供を開始しました。

「あんぜんmyマップ」は、パソコン、タブレット、スマートフォンからアクセスし、PTAや先生、保護者が児童や生徒と一緒に、交通事故発生リスクの高い危険エリアを確認することができます。学校の周りや普段利用する道にある危険なエリアを認識し、日頃から注意を払うことで、地域が一丸となって交通事故を未然に防ぐことに貢献するためのツールです。

※「あんぜんmyマップ」閲覧画面イメージ



2018年4月 テレマティクスを活用した「スーパードライブガード」「マイドライブガード」の開始について

株式会社スマートバリュー(代表取締役社長 渋谷 順)と業務提携し、2018年4月より自動車保険の法人契約のお客さま、および一部の個人契約のお客さまを対象に、車載用端末からリアルタイムに収集された運転データを分析・活用するテレマティクス・サービスを開始しました。

法人契約のお客さまに対しては、労務管理の徹底、自動車事故削減等を目的とした同社のAIG損保有償テレマティクス・サービス「スーパードライブガード」※を紹介し、また、一部の個人契約のお客さまのご協力のもと、新商品・サービスの開発を目的としたモニターテストとして、運転診断等による安全運転意識や運転技術の向上を目的としたテレマティクス・サービス「マイドライブガード」※を提供します。

今後は、同社と共同開発する自動車向けIoT技術・サービス等を活用しながら、収集された運転データをもとに、お客さまにとってより価値のある新商品・サービスの実現に向けた検討を進めていきます。

※「スーパードライブガード」、「マイドライブガード」の名称につきましては、商標登録を申請しています。

2017年度のCorporate Citizenship および社会貢献活動(CSR)

AIGは、企業としての社会的責任を果たしていく際、地域社会の皆さまにより良い変化をもたらし、役職員の人生によりポジティブな影響をもたらすことを重要視して、Corporate Citizenship(企業市民であること)を意識した社会貢献活動を全世界、各地域で展開しています。

これを受け、日本での当社の社会貢献活動においても、役職員の参画機会や学習機会をより高めていくことを目指しています。「ACTIVE CARE」のコンセプトをもとに、地域社会・学校での子どもの健全育成を支援する活動や、防災や災害時の緊急支援、復興支援に繋がる活動などをテーマにした活動を展開しています。

「AIU高校生国際交流プログラム」※を支援(旧AIU損保)

当社は、日米の高校生の異文化交流と相互理解を促進する「AIU高校生国際交流プログラム」を協賛しています。

本プログラムは国際社会におけるリーダーとして活躍できる人材の育成を目的に、1987年にAIU損害保険の日本での創業40周年を記念しCSR活動の一環として発足しました。これまでの30年以上の支援を通じて、日米合わせて3,600名を超える高校生が参加しています。

日本の高校生を高校生外交官として米国に派遣する「渡米プログラム」は、2017年7月16日から8月7日まで実施され、日本全国から選抜された高校生40名が、高校生外交官としてアメリカ東海岸を訪れました。

ワシントンD.C.では、ペンタゴン内部のツアー、国務省での東アジア担当官による国際協力・日米関係に関するレクチャーに参加しました。本プログラム米国側出身の現下院議員から本プログラムが自身のキャリアに役立ったことなどを聞く場や、国際通貨基金や世界銀行に勤務する日本人職員から世界経済の動向やキャリアについての考えなどを聞くセッションが設けられました。ニューヨークでは、国連、移民博物館や9/11メモリアルなどを見学し、国連では職員との質疑応答、AIG本社では、マネジメントと日本人社員からのレクチャーを受け質疑応答を行いました。また、ヴァージニア周辺の家庭でのホームステイも体験しました。そして、プリンストン大学では、10日間にわたり40名の米国側参加高校生とルームメイトとして過ごしました。日米双方からプレゼンテーション、ディスカッション、語学学習や日米の文化体験などを行い、同世代との人間交流を通じて異文化への理解を深めました。

一方、来日した米国の高校生を高校生外交官として受け入れる「日本プログラム」は、2017年7月20日から8月8日まで実施され、選抜された米国の高校生20名が東京、広島、関西の要所を訪れました。

在日米国大使館、在日米国商工会議所、平和記念資料館を訪問し、広島市で市長、大阪府で副知事を表敬訪問しました。日本に勤務する当社外国人役職員から日本での仕事内容、キャリアを築くうえで大切な姿勢などを聞き、日本の一般家庭での生活を体験するため、東京周辺のAIGグループ社員宅でホームステイを行いました。そして、京都の宿泊施設で日本側高校生20名とルームメイトとなり、書道、武道、茶道など日本ならではのクラブ活動を体験しました。また、相互に教育、政治、社会的問題などについてのプレゼンテーション、ディスカッションを行い、同世代での人間交流を体験し、日本への理解を深めました。

【渡米プログラムへの声】 プログラムは自分の原点かつ原動力となりました。自分に、相手に、そしてあらゆる物事に逃げずに正面から向き合う大切さを学びました。(東京都参加者)

【日本プログラムへの声】 このプログラムには相手のことを常にリスペクトし、想いあえる素敵な仲間、自分が本当の自分でいられる環境がありました。(大阪府参加者)



※「AIU高校生国際交流プログラム」は、2018年1月「AIG高校生外交官プログラム」に改称されました。あわせて「渡米プログラム」が「AIG高校生外交官渡米プログラム」に、日本プログラムが「AIG高校生外交官日本プログラム」に名称変更されています。

「いじめ防止標語コンテスト」に協賛(AIG損保)

当社は、「いじめ防止標語コンテスト」(主催:「いじめ防止標語コンテスト実行委員会」)に協賛しています。いじめ防止に向け、児童や生徒ひとりひとりがいじめについて考える機会を創出し、児童・生徒や関係者が夢や希望をもって笑顔あふれる学校づくりを推進することへの貢献を目的としている本コンテストに2007年の第1回開催から継続して支援を行っています。

全国の小中学生からの多数の応募作品の中から行われる選考は、主催団体と全国複数ヶ所のPTA連合会との共催(後援:教育委員会)で実施され、文部科学省の後援のもと、毎年「いじめ防止」をテーマにした標語を全国の小中学校から募り、入賞作品を発表しています。

2017年は、全国の小中学校2,107校の453,839作品から各賞が選出され、2018年3月26日に、コンテスト受賞者を招待し、東京・墨田区のホテルにて受賞式が開催されました。

文部科学大臣賞受賞作品

- 小学生の部:福山市立 御幸小学校 5年生の作品
「「やっちゃダメ」 やっと吐けた 心の本音」
- 中学生の部:登米市立 佐沼中学校 3年生の作品
「「お前は違う。」 だめなんです。 クォーターは」



第11回 受賞作品 (<http://ijime-boushi.com/archive.html>)

いのちを守る「MORINO PROJECT」で各種活動(旧AIU損保)

当社は、公益財団法人鎮守の森のプロジェクトが行う植樹事業に協賛し2014年よりCSR活動に取り組んでいます。震災で発生した瓦礫と土を混ぜた盛土にシイ等の苗を植樹し、津波から「いのちを守る森」を築く同プロジェクトに参加し、東日本大震災の復興に寄与するほか、防災に関する取り組みも含め、いのちを守る「MORINO PROJECT」として総合的に活動しています。この活動は、東日本大震災の被災地から、津波被害が予測される全国各地への防災・減災へと拡大しています。

2017年もAIGグループ役職員のほか、法人会の皆さまに多くご参加いただき、各種ボランティア活動を行いました。



MORINO PROJECT

- 2017年5月 宮城県「千年希望の丘植樹祭2017」にボランティア参加
- 2017年7月 高知県 KOCHI防災危機管理展「こどもサミット」を協賛 同「防災標語コンテスト」共催
- 2017年10月 福島県「南相馬市鎮魂復興植樹祭」にボランティア参加
- 2017年11月 宮城県「どんぐり採種」にボランティア参加

「世界の子どもにワクチンを」にてポリオワクチンを贈呈(旧富士火災)

当社は、「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」の活動を通じ、お客さまへの感謝の気持ちをワクチンにかえて世界の子どもたちに贈る支援を行っています。お客さまにご加入いただいた医療総合保険の新規ご契約1件につき3本のワクチン支援を2007年より続けており、活動開始以来、ポリオワクチンに換算すると約69万人分のワクチンをお届けしています。

2017年4月、2016年度分として約51,500人分相当のポリオワクチンを、未来を担う子どもたちへ、お客さまと一緒に贈るささやかですが大切なプレゼントとして贈呈しました。日本でのポリオ患者は1980年以降確認されていませんが、本活動を通じてワクチンの重要性や活動の意義への理解拡大に努めてまいります。



「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」を支援(旧富士火災)

当社は、「明るい地域社会創り」を目的として「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」を協賛し、アマチュアスポーツを応援しています。マスターズ陸上は、男女とも満18歳以上から出場でき、5歳ごとにクラス分けされた同年代の方たちが競技を行う生涯スポーツの祭典です。誰でも気軽に競技記録作りができるほか、競技を通して健康管理やエンゲージの機会が創出できるなど、この大会のコンセプトに賛同し協賛を続けています。

2017年10月27日～28日、和歌山県紀三井寺公園陸上競技場において開催された国際・第38回全日本マスターズ陸上競技選手権大会には約2,300名のアスリートが集い、日頃の練習の成果を競い合いました。



「佐渡 裕とスーパーキッズ・オーケストラ」への支援(AIG損保)

当社は、「地域社会への貢献」と「音楽を通じて子供たちの未来を育むこと」を目的に、「佐渡 裕とスーパーキッズ・オーケストラ(以下、SKO)」を2008年から支援しています。SKOは、日本を代表する指揮者であり、兵庫県立芸術文化センター芸術監督を務める佐渡 裕氏が熱意と愛情を持って育て上げる、小学生から高校生までの子どもたちだけの弦楽合奏団です。毎年1月には大阪にて『スーパーキッズ・オーケストラ～ニューイヤー・ミニコンサート～』を開催し、小さな子どもたちと一緒に、良質な音楽に触れることのできる貴重な機会を創出しています。

2018年1月17日、グランフロント大阪にてAIG損保Presents「スーパーキッズ・オーケストラ～2018ニューイヤー・ミニコンサート～」を開催しました。AIG役職員約380名の参加の下、会場から選ばれた子どもたちが舞台上で指揮者を体験したほか、サプライズで登場した佐渡 裕氏による指揮の演奏に会場は大歓声に包まれました。



損害保険業界としての主な取組み

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2016年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



地域の安全意識の啓発

①小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。



②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。



代表的な経営指標

2013年度から2016年度については旧AIUと旧富士火災の合算数値を、2017年度は旧AIUと旧富士火災の4月から12月およびAIG損保の1月から3月の合算数値を表示しています。

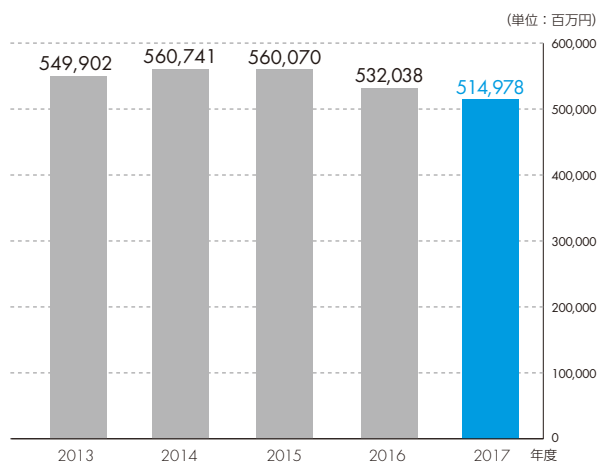
(単位：百万円)

項 目		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料)		549,902	560,741	560,070	532,038	514,978
正味収入保険料		332,181	337,954	343,316	298,511	275,548
正味損害率		58.3%	54.4%	53.9%	60.6%	62.7%
正味事業費率		36.5%	38.4%	43.5%	43.2%	49.8%
保険引受利益(△損失)		9,049	△3,772	△12,699	△19,114	6,117
経常利益(△損失)		21,398	8,331	△6,141	△18,122	16,278
当期純利益(△損失)		8,801	4,729	△5,675	△29,526	26,446
単体ソルベンシー・マージン比率	旧AIU	800.5%	780.3%	738.7%	834.8%	1,166.1%
	旧富士火災	782.5%	939.6%	919.6%	889.7%	
総資産額		1,017,140	1,054,310	1,030,469	1,007,139	965,963
純資産額		117,510	133,287	119,494	93,023	113,135
その他有価証券評価差額		43,029	55,964	45,307	48,843	41,482

■保険料収入の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)

5,149億円



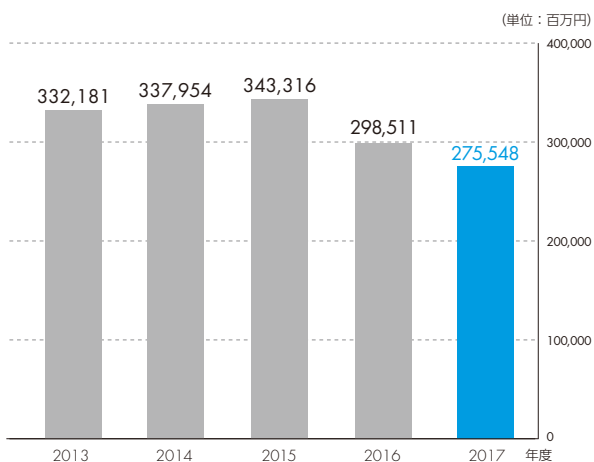
元受正味保険料(含む収入積立保険料)

元受保険料(お客さまからいただいた保険料)から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。

正味収入保険料

(元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料)

2,755億円



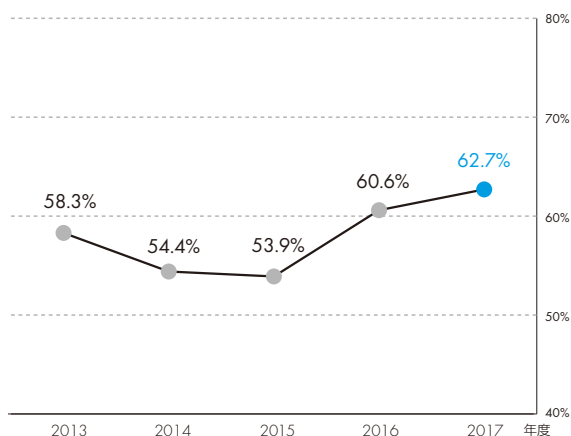
正味収入保険料

元受保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料(他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料)を加え、出再正味保険料(他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料)を控除したものをいいます。

■ 保険事業に係る主要な比率の状況

正味損害率

62.7%

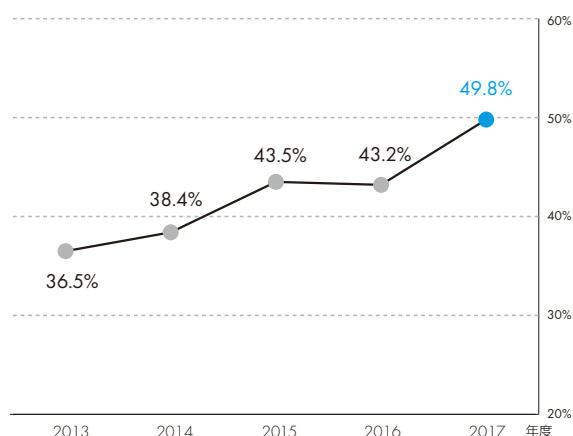


正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金（お客さま等にお支払いした保険金）と損害調査費（当社の損害調査業務に関連する経費）の割合をいいます。

正味事業費率

49.8%



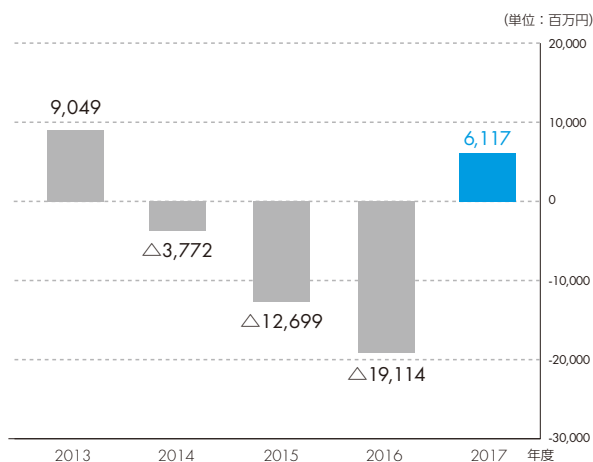
正味事業費率

正味収入保険料に対する諸手数料および集金費（損害保険代理店手数料等募集に要した費用）と保険引受に係る営業費および一般管理費（当社の運営費用、システム開発費用等）の割合をいいます。

■ 損益の状況

保険引受利益（△損失）

61億円

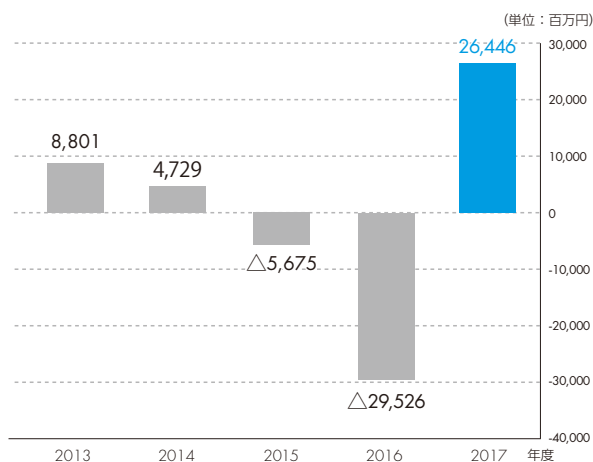


保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。

当期純利益（△損失）

264億円



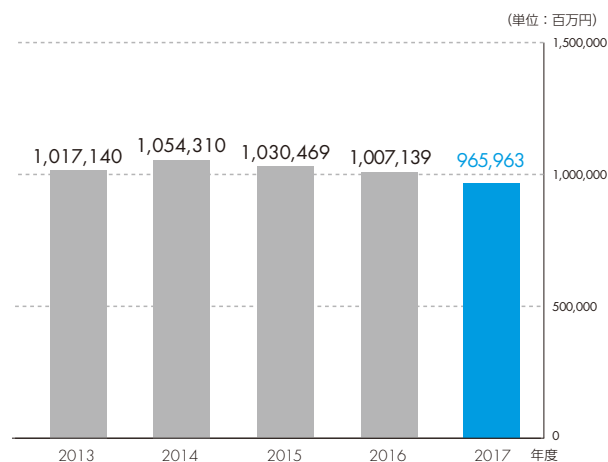
当期純利益

経常損益に、特別損益、法人税および住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。

■総資産と支払余力(ソルベンシー・マージン)の状況

総資産額

9,659 億円

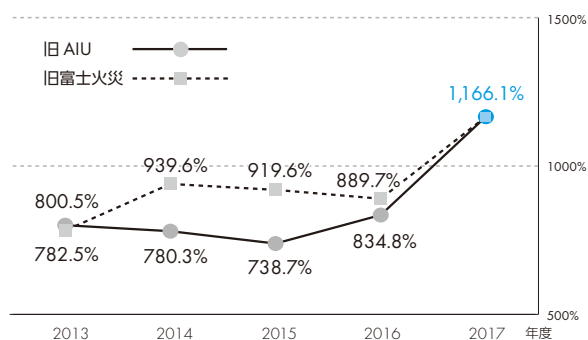


総資産額

当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

単体ソルベンシー・マージン比率

1,166.1%



ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「ソルベンシー・マージン比率」です。同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

直近の事業年度における事業の概況

当期の国内景気は、海外経済の緩やかな成長を背景とした輸出の増加、企業収益や業況感の改善を背景とした国内需要の増加や、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の緩やかな増加などを理由として、緩やかに拡大しています。

一方で保険業界を取り巻くビジネス環境は、伝統的な国内保険市場の縮小が予想される中、長寿化やIT技術の進展等の環境変化への適切な対応が求められ、それに応える持続可能なビジネスモデルの構築や事業戦略の策定、あるいは新たなリスクの出現に応える商品・サービスの開発が求められています。また、お客さまの最善の利益の追求を目的に、金融機関によるお客さま本位の業務運営に関する原則に則った対応が求められています。これらに対応すべく、当社ではグループ統一の事業コンセプト「ACTIVE CARE(アクティブ・ケア)」に基づき、お客さまの目線に立った3要素(「すべてがシンプルで、わかりやすい」「リスク情報を、事前に」「AIGならではの先進性」)の実践と浸透を通じて、「お客さま本位の業務運営方針」を2017年9月に策定し、それに基づく運用と浸透に努めています。

2018年1月にAIU損害保険株式会社(以下「AIU」という。)と富士火災海上保険株式会社(以下「富士火災」という。)の合併が完了し、当社は新たにAIG損害保険株式会社として、日本市場に深く根付いたAIUと富士火災それぞれの強みを融合し、革新的な企業になることを目指し、業務を開始しました。

商品・サービスにおきましては、これまでAIUと富士火災がそれぞれ提供してきた特徴ある、また各々の優れた点を融合させた新商品・サービスを開発しました。これによりお客さまに対してより充実した補償・サービスの提案が可能となりました。また、個人、中小企業、大企業・中堅企業の3つのセグメントにおいて、それぞれのお客さまのニーズやリスクを総合的に分析することで、幅広い補償内容から適切な補償プランを設計・提供するリスク・コンサルティングサービスを展開しています。さらに、「アクティブ・ケア」のコンセプトに基づき、経済的補償を重視した従来の保険商品の役割に加え、事前にお客さまのリスク認識を整理し、リスクを回避・軽減するための革新的かつ機動的なアプローチによってお客さまの不安を少しでもやわらげようとするサービスの提供に努めています。この取組みのひとつとして、子どもの交通事故を未然に防ぐための交通事故多発エリアを閲覧・投稿するオンライン地図サービス「あんぜんmyマップ」の提供を3月に開始しました。このサービスを通じて、全国のPTAや学校、自治体等と連携し、地域全体で子どもの安全を守る活動に貢献しています。

営業活動におきましては、それぞれのお客さまセグメントや、法人会・納税協会等の当社の主要な市場にアプローチしやすい営業組織基盤の整備に取り組みしました。あわせて、適切なリスク・コンサルティング能力や募集管理能力を有する代理店・直販社員の開発・育成に努めてきました。引き続き、お客さまに付加価値の高いリスクマネジメントサービスを提供するとともに、生産性の高いオペレーションを追求することにより、継続的かつ収益性の高い成長に繋がる取組みを推進しています。

損害サービスにおきましては、合併を機にAIUと富士火災双方の強み・特徴を活かし、お客さまの利便性を拡大しました。また、自動車保険での事故対応状況をSMS(ショート・メッセージ・サービス)経由で通知するサービスを導入し、お客さまとのコミュニケーション手段の多様化を図りました。このSMS通知サービスは、他種目にも順次拡大する予定です。

業務面におきましては、ここ数年で、代理店からの申込書の受領・点検業務を2拠点に集約し、営業店が募集品質の向上と営業活動に専念できる体制整備に取り組んでまいりました。コンタクトセンター機能につきましても拠点を集約し、お客さまへのサービス品質の向上と事業効率の改善を図る体制を構築しました。合併後も、より高品質で分かりやすい事務処理の構築に向けた取組みを引き続き進めてまいります。

システム面におきましては、合併に伴いAIUおよび富士火災のシステムを統合するとともに、代理店システムを刷新しました。

AIGグループは、企業としての社会的責任を果たしていく際に、地域社会の皆さまにより良い変化をもたらす、役職員の人生によりポジティブな影響をもたらすことを重要視して、Corporate Citizenship(企業市民であること)を意識した社会貢献活動を展開しています。これを受け、日本における社会貢献活動では、役職員の参画機会や学習機会をより高めていくことを目指し、障がい者支援活動、環境整備に伴う植樹やスポーツ支援活動などを行いました。また、「ダイバーシティ&インクルージョン(多様性とその受容)」の推進にも注力しました。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

- 当社は、親会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社(以下、「AIGJH」)および当社が定めた各種基本方針に則り、業務運営を行っています。また、当社はAIGJHとの間に経営管理契約を締結し、重要な方針、規程、計画の策定や制定にあたっては、AIGJHの事前承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行っています。
- 経営ガバナンスの強化については、代表取締役社長およびその他の執行役員が業務の執行を担い、AIGJHのメンバーが取締役(非常勤)としてその監督にあたることで、監督と執行を分離する体制で業務運営を行っています。

2. 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、「コンプライアンス基本方針」等を定め、すべての役職員が高い倫理観をもってコンプライアンスの推進に取り組む体制を整備しています。
- 当社は、適正な保険募集を行うため、「保険募集管理方針」に基づいて体制を整備し、募集人の点検・検査等のモニタリング等を通じて保険募集業務の円滑な遂行を図っています。
- 当社は、お客さまの保護および不祥事件等の未然防止を図るため、「不祥事件・会社規則違反基本規程」等により、必要な体制を整備しています。経営に重大な影響を与えるまたはお客さまの利益が著しく阻害される事項については、速やかに取締役会等に報告しています。
- 当社は、お客さまからの苦情・相談に適切に対処するために「「お客さまの声」対応方針」を定め、お客さまから申し立てのあった苦情の早期解決を図る体制を整備しています。お客さまの声を真摯に受け止め、お客さまの安心につながる業務運営と業務品質の改善・向上に活かしています。また、お客さまからの苦情に関してはお客さま本位の業務運営を目指す観点より、真摯かつ速やかに対応することを定め実施しています。
- 当社は、内部通報制度を導入し、社内・AIGグループ・社外の報告ルートを定めるとともに、社内研修等を通じて内部通報制度を適時啓発しています。
- 当社は、「プライバシーポリシー」を策定し公表するとともに、「顧客情報・個人情報保護規程」および「情報管理方針」に基づき、必要な管理体制を整備しています。顧客情報保護の推進および研修・教育については年次計画を定め、適切に実施しています。
- 当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれのある取引を管理するための必要な体制を整備し、お客さま本位の業務運営を目指しています。
- 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、反社会的勢力への具体的な対応について定め、反社会的勢力への対応に際しては役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対応することとしています。
- 当社の内部監査部門は、「内部監査基本方針」等に基づき、被監査部門に対して十分な牽制機能を発揮するための独立性を確保しています。また、AIGJHグループとして監査の品質、実効性および効率性を確保する観点から、当社の独立性を確保しつつ、AIGJHに当社の監査を業務委託しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社はAIGJHグループ共通の「リスク管理方針」、「リスクアペタイト方針」に基づき、「リスク・キャピタル委員会」の設置等、リスク管理体制を明確化し運用しています。また、ORSA(Own Risk and Solvency Assessment)レポートを通じて、リスクとソルベンシーの自己評価を年次で実施しています。
- 「リスク・キャピタル委員会」で実施したリスク管理・資本管理状況およびオペレーショナルリスクの管理状況の検証・評価の結果は、取締役会および経営会議に報告しています。
- 当社は、「事業継続管理方針」に基づき、事業継続計画、危機管理計画、災害復旧計画等を策定・見直し、適切な訓練や社員教育を実施しています。

4.職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、AIGJHグループの経営戦略に則り経営計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において進捗状況を定期的に確認しています。
- 当社は、各種社内規程に基づいて、意思決定および業務遂行のルールを明確化することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しています。また、取締役会の委任に基づき迅速な意思決定を行うこと、取締役会の承認を要する重要事項の事前審議を行うこと等を目的として、経営会議を設置しています。
- 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、システム企画・開発・運用およびシステムリスク管理に関する事項等についての審議を行う「システム委員会」を開催し、経営会議に定期的に報告をしています。

5.職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 当社は、「文書管理規程」、「情報管理規程」等に基づき、重要な文書を保存・管理する体制を整備し、取締役会や委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に作成、保管、管理しています。

6.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役の職務を補助する能力と専門性を有する監査役補助者を3名配置し、その実効性を確保しています。また、当該使用人の人事異動ならびに人事評価について常勤監査役の同意を得ること等により、業務遂行に係る不当な制約を排除しています。

7.監査役への報告に関する体制

- 当社は、監査役が監査業務を適切に遂行するために、「監査役(会)への報告に関する規程」等に基づき、法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について適時・適切に報告しています。
- 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席しており、それらの会議において、法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けるとともに、必要であれば意見を述べています。
- 当社は、監査役が取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる体制を整備するとともに、監査役は必要に応じてそれらを閲覧しています。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、必要性を速やかに確認のうえ、当社が負担しています。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査への協力を努めています。
- 代表取締役および主要な執行役員は、監査役と定期的に重要課題などについて意見交換を行っています。また、当社監査役は、会計監査人と定期的および適宜、監査品質や監査の状況等について意見交換を行っています。

資産運用の概況

合併に伴い当期末の運用資産は7,751億円と、前期末に比べて6,642億円の増加となりました。公社債および為替ヘッジ付外貨建債券(主に米国、欧州の社債)等への投資を中心に、リスクの分散に留意しながら、負債特性に合わせた安定的な収益ポートフォリオの構築に努めました。

運用資産残高が増加したことで当期の利息および配当金収入は、前期に比べ23億円増加し38億円となりました。有価証券売却損益は、高まるボラティリティを考慮してJ-REITを売却したことにより13億円増加し13億円の利益となりました。

この結果、資産運用粗利益は前期に比べ22億円増加し32億円となりました。

当社が対処すべき課題

こうした状況の中で、当社は、中核戦略としているお客さまセグメント別のサービス等の差別化を推進する業務運営体制の確立を図ってまいります。ITシステムについては、機能向上および安定的稼働の確保とともにITガバナンスのさらなる強化に取り組んでまいります。また、AIGグループのグローバルなノウハウおよびネットワークを活かしながら、テクノロジーの進展に伴う新たなリスクへの対応や、フィンテックの活用や研究等、高速に変化していく市場環境にも迅速に対応し、価値の高いサービスを提供することで、保険市場の一層の発展への貢献に努めてまいります。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

当社は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありかつアメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。）が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に際してAIGJHの承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理方針」を定め、必要な体制を整備する
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「グループ会社間取引管理方針」を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役等および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針、「AIG行動規範」および「AIG損害保険株式会社行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス部門および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、お客さまの保護を図るため、「保険募集管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、お客さまの保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件・会社規則違反基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、お客さまからの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、「[お客さまの声]対応方針」、「保険契約管理方針」および「保険金支払管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンコンプライアンス・ヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー」、「顧客情報・個人情報保護規程」および「情報管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本方針」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取り締めに報告する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、「リスク管理方針」および「リスクアペタイト方針」を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
 - ①当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理統括部門責任者やリスク管理統括部門を置くなど、組織体制を整備する。
 - ②当社は、「リスク・キャピタル委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行うなど自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。
- (3) 当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「事業継続管理方針」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

4.職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2) 当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。
- (4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5) 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等および使用人が参画する弛まぬ企業文化の変革を推進する。

5.職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人(以下「監査役補助者」という。)を配置する。
- (2) 監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
- (3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
- (4) 当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7.監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容(以下「報告事項等」という。)について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (4) 当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。
- (5) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (6) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (3) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

(「運用状況の概要」についてはP21-P22に掲載)

コーポレートガバナンス態勢

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立し、コーポレートガバナンス態勢の整備・強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に努めています。また、当社は保険持株会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言等を受けています。

業務監督機能と執行機能との分離

意思決定機関を、経営における最終意思決定ならびに業務監督機能を担う取締役会と、業務執行面の意思決定を担う経営会議に分離することにより、迅速かつ適正なガバナンス態勢を構築しています。

また、当社は執行役員制度を採用し、経営重要事項の決定および監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員との役割分担を明確にしています。

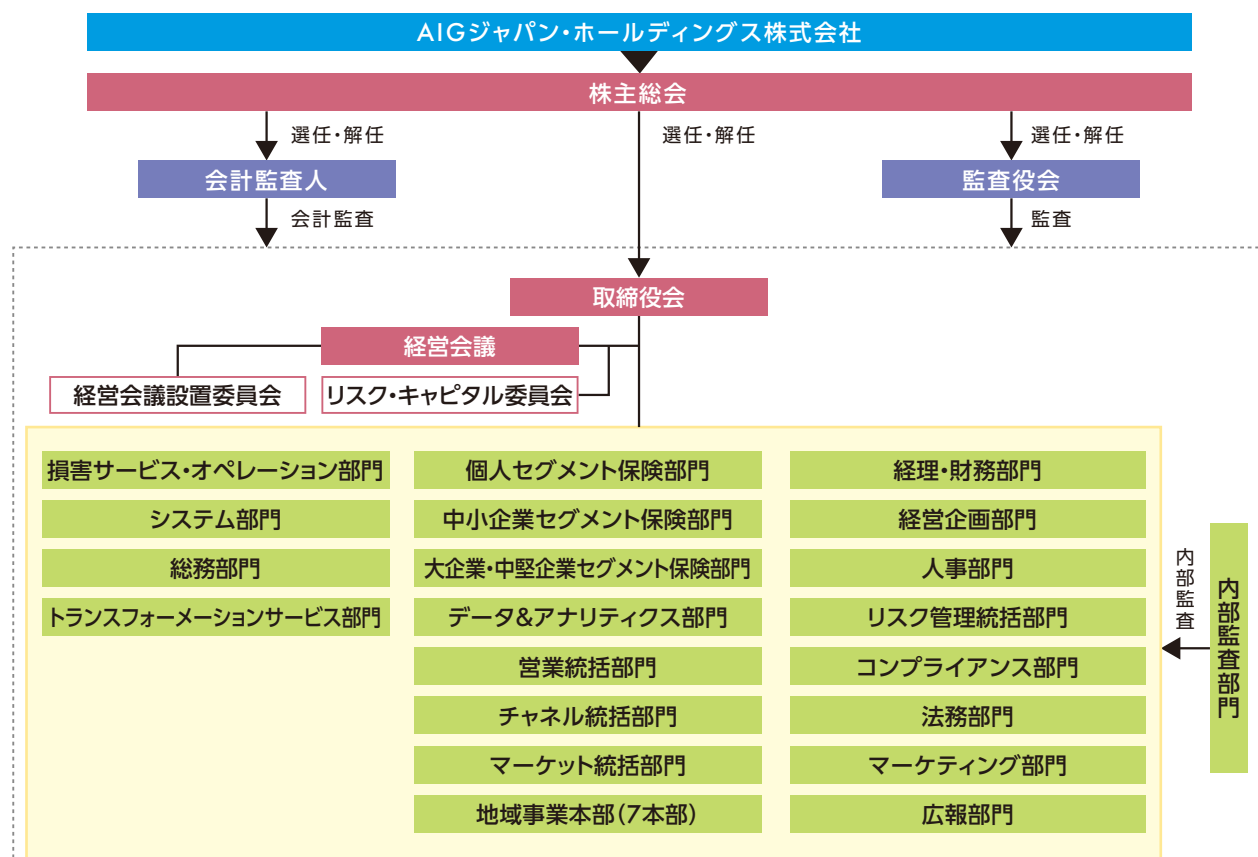
牽制機能の強化

当社は、業務部門に対する牽制機能強化の一環として、内部監査部門・コンプライアンス部門・リスク管理統括部門の質・量両面での強化を推進しています。これらの部門は、いずれも業務部門に対する独立性が確保され、それぞれが独自の役割・視点・手法に基づいて業務の適切性を検証し、取締役会、経営会議、またはリスク・キャピタル委員会に報告しています。

また、監査役会は、監査役会で決定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会、経営会議、およびその他委員会等への出席や業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

なお、会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会計監査人の監査を受けています。

コーポレートガバナンス



(2018年7月1日現在)

当社は、お客さまの情報や、お客さまの利益の保護を目的に、以下のとおり態勢の強化に努めています。

顧客情報保護に関する態勢

皆さまの大切な情報の保護と管理態勢の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

具体的には、「個人情報の保護に関する法律」、関連する法令およびガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役員にその遵守を徹底しています。また、顧客情報管理の総責任者として「顧客情報統括管理責任者」を任命すると共に、管理体制の整備および推進に関する協議等を行うための機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、組織態勢面の強化を図っています。同委員会では事業年度ごとに個人情報保護計画を策定しています。

- ① 監査や点検等の実施による内部管理態勢の確立（代理店、外部委託先を含む）
- ② 顧客情報保護の重要性を社員および代理店に徹底させるための教育・研修プログラムの更なる充実と継続的な実施
- ③ 顧客情報の漏えい等事案における原因の分析および再発防止策の策定・実行

なお、顧客情報の保護に関しては「プライバシーポリシー」を定め、公表しています。

（「プライバシーポリシー」の全文についてはP91-P97に掲載）

利益相反管理に関する態勢

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めています。

「利益相反管理方針」の概要

本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等（グループ内金融機関等）が行う取引のうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反は、①当社またはグループ内金融機関等とお客さまの間、または②当社またはグループ内金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「社内規程等の整備」、「利益相反管理の対象となる取引およびその類型」、「管理体制・特定方法・管理方法」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善いたします。役職員に対しては研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底しています。

（「利益相反管理方針」の全文についてはP98に掲載）

リスク管理の態勢

当社は、事業の健全性と適正性の確保に努め、リスク管理の強化・充実に取り組んでいます。

リスク管理の態勢

1. リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理方針」を制定しています。この方針には、リスクアペタイトの遵守状況をモニタリング・監督することや、リスクを所管するリスクオーナー部門によるリスク管理に対してリスク管理統括部門が牽制機能を発揮することでリスク管理の強化を図るなどといった基本スタンスを定めています。こうした取組みにより、事業の健全性を確保しつつ企業価値の拡大を図っています。

2. リスク管理体制

当社では、統合的リスク管理体制として、リスク・キャピタル委員会、オペレーショナルリスク管理小委員会、リスク管理統括部門担当執行役員、およびリスク管理統括部門を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。また、リスクカテゴリーごとにリスクオーナー部門を定めて、網羅性の確保に努めています。

また、当社では、保険リスク、資産運用リスク等のリスクカテゴリーを統合したリスク量と自己資本を比較し、自己資本管理規程に定めた資本水準に問題がないかを確認しています。

3. リスクカテゴリー別の管理

〈保険リスク管理〉

保険リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク等をいいます。商品所管部門による損益分析・予測、ポートフォリオの管理、ソルベンシー・マージン比率への影響度の把握等を通して、自然災害による集積リスク、大規模事故などによる巨大リスク、再保険によるリスク等に関する特定・評価・モニタリングを行っています。

また、大規模地震等が発生した場合のシナリオを用いたストレステストも定期的に行っています。

〈資産運用リスク管理〉

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、資産運用リスクを市場リスク（株価、不動産価格、金利、為替、信用スプレッド）および信用リスクに分類するとともにバリュー・アット・リスク（VaR）による計量化手法を用いてリスク量を計測し、自己資本等に与える影響に関するモニタリングを行っています。

また、市場環境が悪化した場合等のシナリオを用いたストレステストも定期的に実施しています。

〈オペレーショナルリスク管理〉

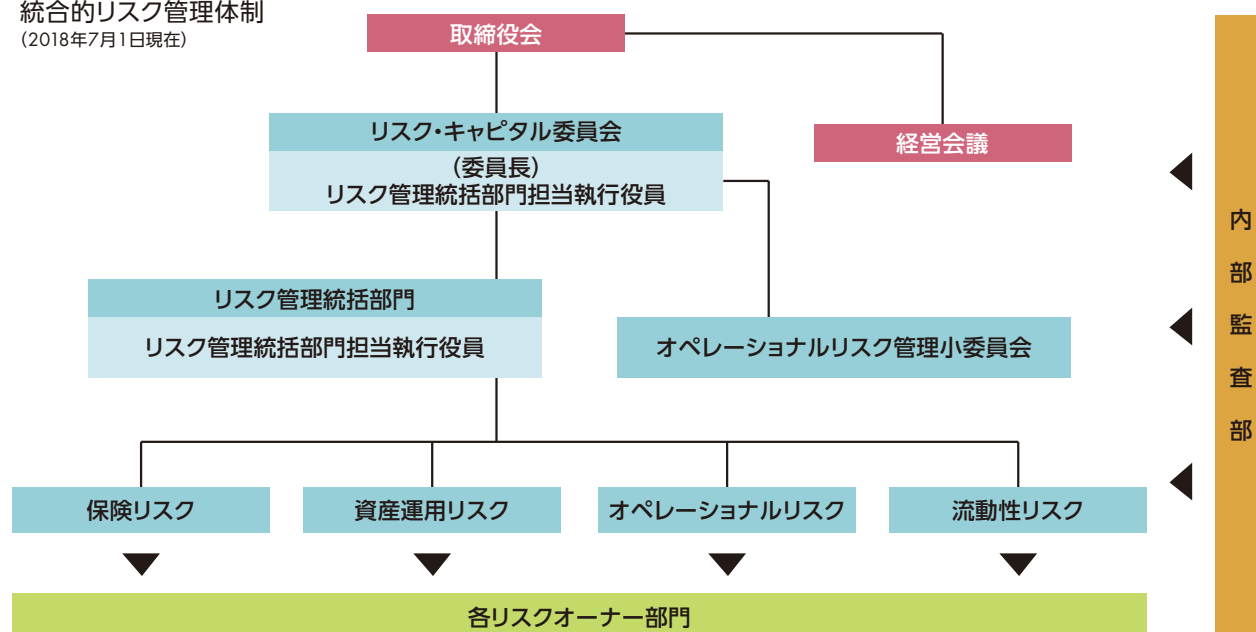
オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象により損失を被るリスクをいいます。

当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、システムリスク、外部委託リスク、保険金支払事務リスク、人事・労務リスク、顧客情報漏洩リスク、募集管理リスク、レピュテーションリスク等に分類し、それぞれリスクオーナー部門を定めて管理しています。オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高め、当社の収益・価値の最大化に寄与することを目的としています。

〈流動性リスク管理〉

流動性リスクとは、巨大災害の発生に伴う支払保険金の増加等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされること、または市場の混乱等により市場流動性が悪化し、取引が困難もしくは著しく不適正な条件で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。キャッシュフロー見通しの継続的な確認やストレステストを実施し、必要な流動性資産が十分に確保されるよう管理しています。

統合的リスク管理体制
(2018年7月1日現在)



4.再保険についての方針

再保険とは、保険会社が引受けた保険契約に基づく保険金支払責任（リスク）の一部または全部を他の保険会社に移転することをいいます。保険金支払責任を他社に移転することを出再、他社から引受けることを受再といいます。

当社は、日本での事業の特性や引受リスクの規模・種類等を勘案し、準備金や自己資本の規模に見合ったリスク管理のため、出再をグループ内外の保険会社・再保険会社との間で行い、事業の安定・拡大を図っています。

さらに、AIGグループ全体としては日本を含む全世界規模でリスクを捉え、自然災害モデルや保険数理的な手法を駆使し、グループとしての財務力に照らしてリスク保有水準を定めると共に、リスクの集積や異常災害等に備える適切な出再を行い、事業の安定強化を図っています。

出再先については、AIGの専門担当部署による審査や外部格付け機関による保険財務力格付け等を参考にして信頼性の高い保険会社・再保険会社に限定することで、安定した再保険カバーの確保と信用リスクの回避・軽減に努めています。

なお、地震や台風等、一災害で多数、広域または広範囲に及ぶ保険契約に損害が生じる場合に備えて、当社では比例再保険や超過額再保険に加えて、必要に応じて超過損害額再保険を手配しています。

これらの再保険の組み合わせによって、想定される巨大災害、たとえば大規模な地震や台風等の自然災害が襲来した場合でも、お客さまに保険金を確実にお支払いし、健全に事業継続できる態勢になっています。受再については、基本的に抑制的な方針で臨んでいます。

第三分野保険における責任準備金の合理性および妥当性

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療総合保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時に想定しえない不確実性が内在しています。

当社では、この想定しえない不確実性に対して、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、事故発生率に関するストレステストを実施し、必要に応じて負債十分性テストを実施することとしています。

ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストおよび負債十分性テストの実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

なお、ストレステストとは、商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するもので、予定事故発生率に不足が見込まれる場合には、「通常の予測の範囲内のリスク」を超える部分を危険準備金Ⅳ（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金）として責任準備金に積み立てます。また、ストレステストの結果、「通常の予測の範囲内のリスク」をカバーできないおそれがある場合には負債十分性テストを実施し、不足がある場合には保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てることになります。

テストの結果

ストレステストの結果、2017年度において、危険準備金Ⅳとして47百万円の積み立てを行っています。

また、負債十分性テストの結果、追加の責任準備金として715百万円の積み立てを行っています。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき保険計理人が確認しています。

当社は、コンプライアンスとは、法令遵守に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンス基本方針に基づく適正なコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

コンプライアンスに対する取組み

1.コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行します。

(「コンプライアンス基本方針」の全文についてはP99に掲載)

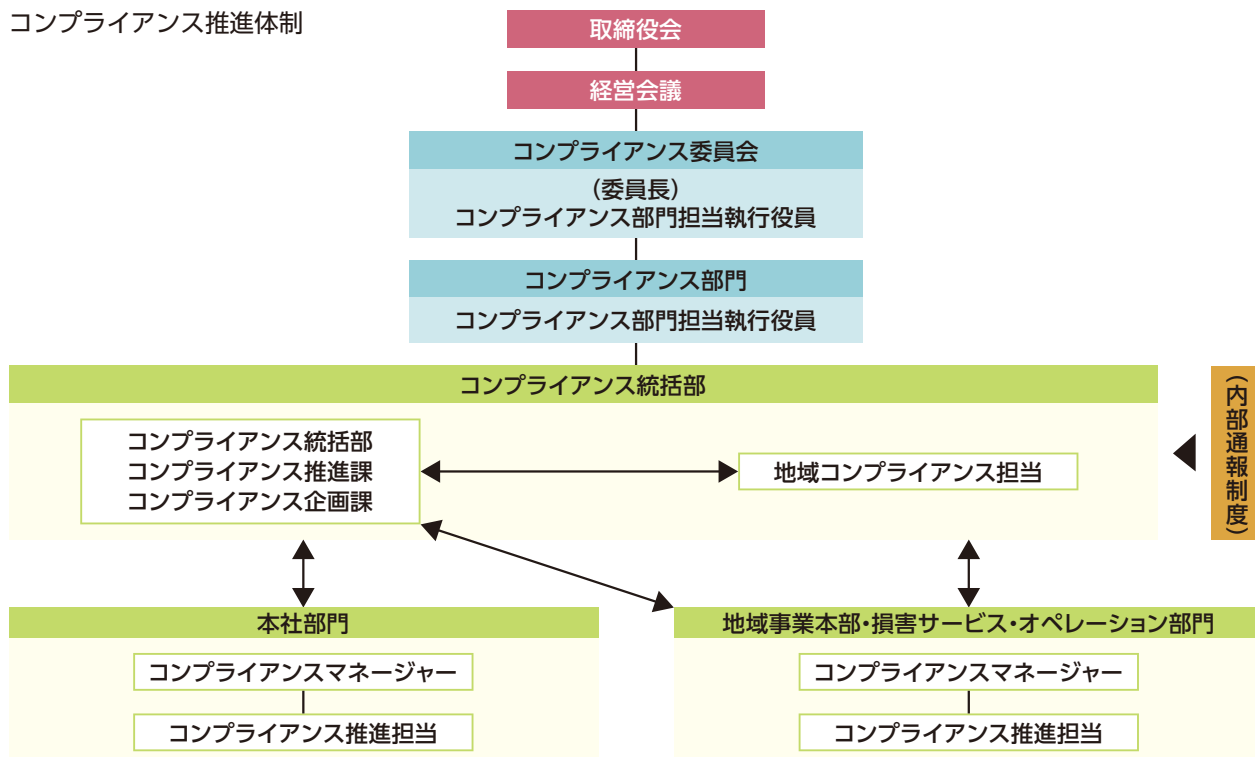
2.コンプライアンスの推進態勢

全社横断的なコンプライアンス態勢の整備と確立を図るため、コンプライアンス部門担当執行役員を統括責任者として配置しています。その傘下にコンプライアンス統括部を設置し、具体的施策の立案・実行と進捗状況のモニタリング、取締役会ならびに経営会議への定期的な報告等を通じて、皆さまからの信頼にお応えできるようコンプライアンスの推進・定着を図っています。

また、法令等遵守態勢等の整備・確立を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、事業年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

お客さまとの接点である全国の各拠点には、「コンプライアンスマネージャー」と「コンプライアンス推進担当」を配置し、「地域コンプライアンス担当」と共に、それぞれの地域・拠点におけるコンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

コンプライアンス推進体制



3.行動規範

当社は、業務遂行上の実務指針として「AIG損害保険株式会社行動規範」を採用し、役職員は同内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

4.コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢強化のための具体的施策として、「法令等遵守態勢」「保険募集管理態勢」「顧客保護等管理態勢」をスコープとし、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに策定しています。コンプライアンス統括部が取組状況について定期的に確認を行い、コンプライアンス委員会へ報告するとともに、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、取締役会ならびに経営会議へ報告します。コンプライアンス・プログラムを通じて、Plan（取組施策の策定）、Do（取組施策の実施）、Check（取組状況の評価）、Action（改善）といったPDCAを継続的に実施することで、コンプライアンス態勢の強化を実現します。

5.コンプライアンス・マニュアル

役職員のコンプライアンス意識の向上、保険業務に関連する各種法令等の理解促進を目的とした「社員用コンプライアンス・マニュアル」、保険募集態勢の強化を目的とした「損害保険代理店のためのコンプライアンス・マニュアル」および直販社員向け「コンプライアンス・マニュアル（CA社員用）」を作成・配布し、コンプライアンス知識の周知徹底に努めています。

6.コンプライアンス教育・研修

コンプライアンス教育・研修は、コンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として、研修等を計画的に役職員ならびに損害保険募集人に対して実施しています。

さらに、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

7.反社会的勢力への対応

「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この基本方針に則り、会社全体として反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

（「反社会的勢力に対する基本方針」の全文についてはP100に掲載）

主たる取組み

- 社内規程等の整備
反社会的勢力に対して役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対応することを目的に「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な反社対応に備えています。
- 反社データベースの整備
反社データベースを整備し、取引のスクリーニングを実施することで反社会的勢力の排除に活用しています。
- 外部への業務委託時の対応
外部業者との間で業務委託契約書などを取り交わす際には、原則、当社における標準「反社会的勢力排除条項」を盛り込むこととしています。
- 社員採用時および代理店委託時の対応
社員採用時または代理店委託時には、その候補者が反社会的勢力でないか、また、反社会的勢力と特段の取引または関係がないかについて十分に確認をしています。なお、社員の雇用契約書には、反社会的勢力でないことについての表明を求めており、代理店委託契約書には「反社会的勢力排除条項」を設けています。
- 研修活動の実施
研修等を通じ、反社会的勢力対応に関する啓発や意識の向上を図っています。
- 外部専門機関との連携
反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
- 暴力団排除条項の保険約款への導入
反社会的勢力への対応を強化する目的から、約款へ暴力団排除条項を導入しています。

8.マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止態勢

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する基本規程」を定め、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を適切に行っています。

また、役職員に対して、指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等の防止に取り組んでいます。

9.内部通報制度

「内部通報管理規程」を定め、役職員その他会社の業務にかかわる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止すると共に、通報の対象となった者に対して適切な取扱いを図っています。

当社は、保険代理店や直販営業社員を通じて、お客さまのニーズにお応えする損害保険やサービスを提供できる販売体制を整えています。

営業体制

お客さまのパートナーとして選ばれることを目指していくために、代理店の業務品質と適切なリスクコンサルティング能力、自立した募集管理体制を認定する「Top Grade Agency認定制度(増収・規模・品質・収益)」の代理店認定制度を設けています。この認定制度の基準に合致する代理店を増やしていくことで、質の高い代理店販売体制の構築を実現していきます。

また、当社は代理店制度に加えキャリアエージェント制度を販売体制の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、キャリアエージェントは当社との雇用契約に基づく営業社員の販売組織です。将来代理店として独立を目指すICA^{※1}社員、ならびに会社に所属する直販営業社員であるCCA^{※2}社員、PCA^{※3}社員で構成されています。

※1 ICA：インディペンデント・キャリアエージェントの略

※2 CCA：コーポレート・キャリアエージェントの略

※3 PCA：プロフェッショナル・キャリアエージェントの略

教育等の体制

お客さま本位の保険募集を実現するため、代理店・保険募集人に対し、以下の取組みを実施しています。

- 代理店・保険募集人が遵守すべき法令・監督指針・ガイドラインに関する教育・指導
- 適正な保険募集管理態勢の整備・維持のための代理店への研修・指導・点検の実施など
- 代理店・保険募集人が自ら募集品質の向上に取り組むための募集品質の基準を取り入れた認定制度の導入
- グローバルな知見に基づく商品・サービスをお客さまに提供するための海外ネットワークを活用した代理店・保険募集人の研修など

当社は、高い業務品質を持ち、健全な代理店経営を実施している代理店およびコンプライアンス意識が高く、収益を伴う成長を実践している代理店・保険募集人に対し、品質向上に有益な情報として、海外セミナーを通じて海外保険事情等を学習・体験していただけます。研修で得た知見をお客さまへ提供し、募集品質の向上に寄与することを目的としています。

代理店制度

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社の代理人となってお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大きな仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険やサービスを提供し、さまざまなリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かで広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです

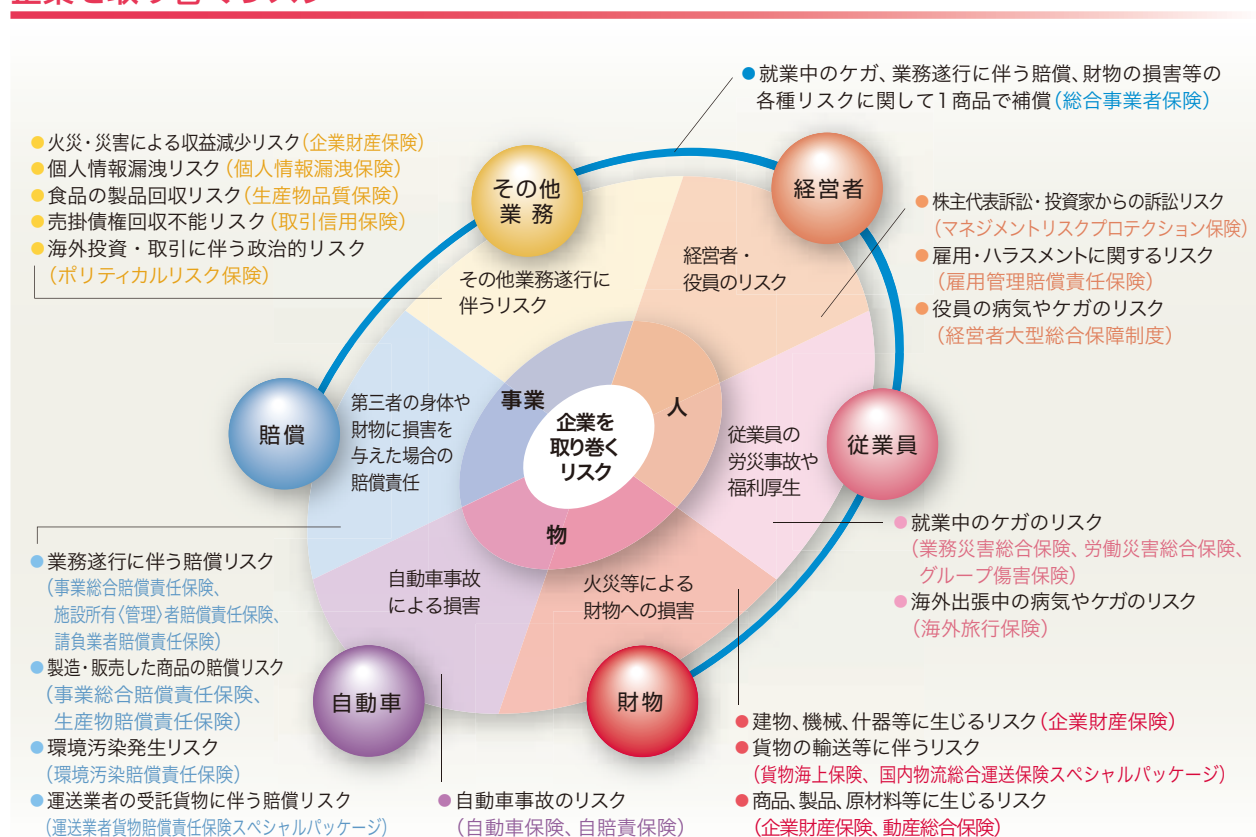
- 保険募集(勧誘や契約締結など)
 - ・お客さまのご意向の把握 ・保険の対象の確認 ・商品内容説明 ・保険料の算出
 - ・重要事項(契約概要・注意喚起情報等)の説明 ・お客さまのご意向およびお申込みいただく保険契約内容の確認
 - ・保険申込書の作成 ・保険契約の締結 等
- 当社への契約締結の報告
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険料の保管、当社への精算
- 保険契約の維持、管理(満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む)
- ご契約者からの事故の受付、当社への通知(保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内)

商品紹介

当社は、お客さまにとって最適なソリューションの提供を行うため、お客さまを個人、中小企業、大企業・中堅企業のセグメントに分類し、各セグメントのリスクを的確に把握し、リスクをコントロールする商品・サービスをご提供します。

AIG損保のソリューション

企業を取り巻くリスク



幅広い保険商品ラインナップ

「アクティブ・ケア」のコンセプトに基づき、リスク情報を事前に把握する、AIG損保ならではの先進性を持ったシンプルで分かりやすい保険商品を多数ご用意し、お客さまのさまざまなリスクに対応しています。

火災保険

- 企業財産保険
- 普通火災保険
- 店舗総合保険
- 地震保険
- ホームプロテクト総合保険
- リビングパートナー保険

海上保険

- 貨物海上保険

運送保険

- 国内物流総合運送保険

傷害保険

- 傷害総合保険
- 普通傷害保険
- こども総合保険

グループ傷害保険

- 所得補償保険
- ベーシック傷害保険
- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- 学校旅行総合保険
- 旅行事故対策費用保険
- 旅行特別補償保険

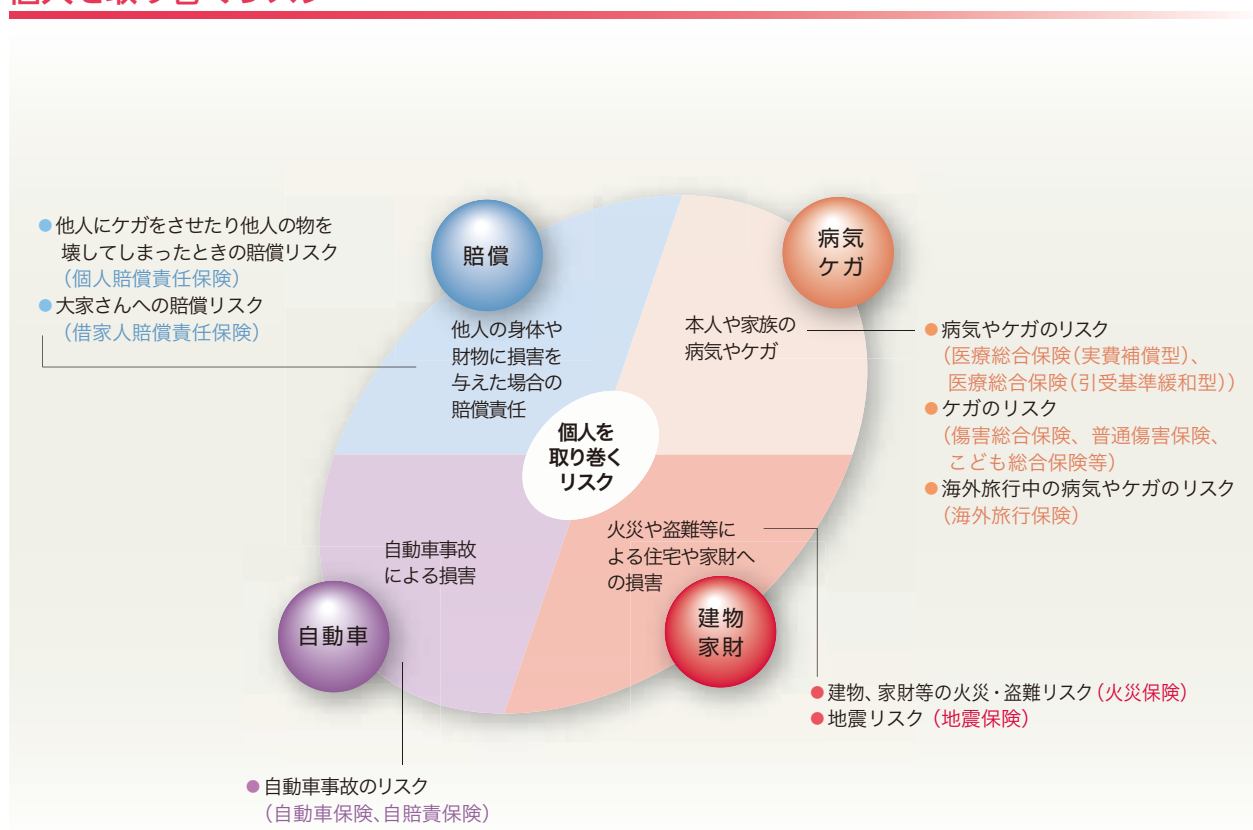
医療保険

- 医療総合保険 (実費補償型)
- 医療総合保険 (引受基準緩和型)

自動車保険

- 一般用総合自動車保険
- 家庭用総合自動車保険
- 米国軍人・軍属用自動車保険

個人を取り巻くリスク



自賠責保険

- 自動車損害賠償責任保険

パッケージ保険

- 総合事業者保険

賠償責任保険

- 賠償責任保険(企業用)
- 賠償責任保険(個人用)
- 事業総合賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 雇用管理賠償責任保険
- 業務過誤賠償責任保険
- マネジメントリスクプロテクション保険
- 個人情報漏洩保険
- CyberEdge
- WorldRisk®/ WorldRisk® 限定型
- 運送業者貨物賠償責任保険

労働者災害補償責任保険

- 労働災害総合保険
- 業務災害総合保険

信用保険

- 取引信用保険
- ポリティカルリスク保険
- 身元信用保険
- 企業包括補償保険

保証保険

- 入札保証保険
- 履行保証保険

保証

- 公共工事履行保証証券

機械保険

- 機械保険
- 組立保険

建設工事保険

- 建設工事保険

動産総合保険

- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 事業経営総合保険

費用・利益保険

- 生産物品質保険

商品ラインナップ

当社は、お客さまのさまざまなリスクに対応するために、グローバルなネットワークを持つ特性を活かし、顧客セグメントごとに数多くの商品・サービスを取り揃えています。

※商品の最新状況は当社ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>)、または当社営業支店でご確認ください。

記載事項は、商品または特約の概要を説明しているもので、ご契約に関わる全ての事項を記載したものではありません。ご検討の際には、商品のパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款等を必ずご確認ください。

法人のお客さま向け主な商品

財産リスク

■ 企業財産保険 (プロパティガード)

「企業財産保険(プロパティガード)」は、お客さまのご要望に合わせてオーダーメイドで設計できる事業者向けの火災保険です。1契約でお客さまの財産が被る直接損害や利益損失・営業継続費用などの間接損害に対する補償などをまとめてご契約いただくことができ、補償する事故の種類の選択や事故の種類ごとの支払限度額・自己負担額の設定も可能です。また、水災や地震災害等、自然災害に対する補償についてもご用意しています。



■ 国内物流総合運送保険 スペシャルパッケージ

製造業・卸売業・小売業等に携わる方が日本国内に所有または管理する商品(原材料・部品・製品・半製品等を含みます。)を対象とし、「輸送中」、「保管中」、「加工中」、「店舗販売中」等に偶然な事故によって貨物(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払する運送保険です。



また、オプションをセットすることにより地震・噴火、これらによる津波またはこれらに関連のある火災などの事故および業務にかかわる現金・小切手・手形なども補償することができます。

※2018年6月の改定内容に基づいています。

■ IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険

■ コンテンツ事業者向け 業務過誤賠償責任保険

情報産業に関わるビジネスがますます拡大する中、IT・コンテンツ事業者は、提供するサービスにおけるミス(欠陥など)や知的財産の侵害等が原因で、お客さま(ユーザー)等から損害賠償請求を受けるリスクに直面する機会が増えてきました。当社は、これらの新しいリスクに対しても、ソリューションを提供します。

■ 外航貨物海上保険

国際間を輸送される貨物は、海上・航空・陸上輸送中にさまざまな危険にさらされます。外航貨物海上保険は、輸送中に起こる危険から生じる損害を補償する保険です。当社では、グローバルに展開してきたノウハウをもとに、お客さまのご要望に即した柔軟な提案を行っております。また、お急ぎのケースにも対応できるよう、外航貨物海上保険の内容通知から保険証書類発行までを完結して行うインターネット貨物保険契約サービス「MariNet」をご用意しています。



賠償リスク

■ 事業総合賠償責任保険 (STARs)

企業の事業活動にともなって発生した第三者に対する事故(業務遂行中の事故、施設管理上の事故、PL事故等)による賠償責任を包括的に補償します。米国を中心に広く普及しているCGL[※]を日本の環境に合わせてバージョンアップし、業種特有の賠償リスクに対する包括的な補償を、合理的な保険料で提供します。

※CGL: Commercial General Liability / 事業者総合賠償責任保険



■ 個人情報漏洩保険

個人情報漏洩対策の保険として、企業が抱える個人情報漏洩リスクを包括的に補償します。個人情報漏洩時は、被害者への損害賠償金のみならず、情報漏洩発覚時の専門家によるコンサルティングや謝罪広告費用等の費用も補償します。また、営業秘密等の企業情報漏洩の補償、第三者の知的財産権の侵害が発生した場合の補償、不正アクセス等のサイバー攻撃に対して、被害状況調査等の初期対応に要した費用の補償等のオプションも用意しています。



■ 海外PL保険

(海外生産物賠償責任保険)

企業が製品を海外に輸出する場合の生産物賠償責任保険(PL保険)です。被害者に対する損害賠償金のほか、弁護士費用等の各種費用を補償します。

AIG損保の海外PL保険は、訴訟大国・アメリカで培ったノウハウと、AIGグループのグローバル・ネットワークを活かした事故対応サービスを提供します。



■ WorldRisk® / WorldRisk®限定型

海外にビジネスを展開する中小企業の皆さまが直面するさまざまなリスクに対し、AIGが世界市場で培ったノウハウを活かし、ソリューションを提供します。AIG損保では、WorldRisk®、WorldRisk®限定型の2種類の商品をご用意し、パッケージ化された補償の中から海外との取引や海外での事業活動に必要な補償を選択することができます。海外の賠償リスクに対する補償を合理的な保険料で提供します。



■ 運送業者貨物賠償責任保険 スペシャルパッケージ

この保険は運送業者が輸送を受託した貨物に偶然な事故によって損害が生じた結果、荷主や元請運送人に対して発生する法律上・運送契約上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

また、この保険では、費用(検査費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用)の損害についても保険金をお支払します。



■ マネジメントリスクプロテクション保険

(MRP保険)

今やコーポレートガバナンスの強化や内部統制の構築なしには、企業も勝ち残ることができない時代となっています。当社は、これらのリスクに対しても、企業の皆さまに合ったソリューションを提供します。

■ 雇用管理賠償責任保険

昨今の雇用に関する各種法令等の改正を受け、企業や企業役員が負うべき法的責任はますます大きくなってきました。特に労働審判制度は年々利用数が増加傾向にあり、企業が備えるべき新たな訴訟リスクとなっています。当社は、これらのリスクに対しても、ソリューションを提供します。

■ CyberEdge

IoT(Internet of Things)等の技術革新により、企業におけるネットワークの重要度は日に日に大きくなっていきます。それに伴いサイバー攻撃等、情報セキュリティに関連するリスクも拡大しています。

当社は、これらの新しいリスクについても世界市場で培ったノウハウを活かし、ソリューションを提供します。

中小企業向けパッケージ型商品

■ 総合事業者保険

(スマートプロテクト®)

複数の保険商品に分かれていた業務災害、賠償責任、財産、雇用リスクの補償を一本化することにより、包括的なコンサルティングを通じて、一つの保険契約で個々のお客さまの事業リスク・ニーズに応じたソリューションを提供できるパッケージ型商品です。紙資源の抑制により環境保護に配慮しており、契約手続きはタブレット端末上で行われ、保険約款ならびに保険証券はWeb上で閲覧することが可能です。



従業員の補償

■ 業務災害総合保険

(ハイパー任意労災)

企業の多様化する雇用形態に対応して、さまざまな雇用形態の従業員を幅広く補償する、政府労災のオーダーメイド型上乘せ補償です。高額化する傾向にある労災事故での損害賠償リスクに備え、従来の定額補償に加え賠償責任補償もセットしてご契約いただけます。また、業務外の事故によるケガや病気による入院等、幅広い補償の中から必要な補償をセットすることができ、企業の福利厚生制度としてもご利用いただけます。



■ 労働災害総合保険

働き方や雇用形態の多様化、政府労災保険における認定基準の変更等により、企業の事業活動に伴う従業員の労災リスクは大きく変化しています。労働災害総合保険は、企業が政府労災保険の上乗せ補償として災害補償規定等に基づいて行う給付に対応する「法定外補償保険」、万一の高額賠償に発展した場合の法律上の損害賠償責任に対応する「使用者賠償責任保険」の2種類の保険を組み合わせることにより、従業員に対する補償と企業防衛の観点から総合的な補償を提供します。



経営リスク

取引信用保険 (輸出信用包括保険)

輸出取引が増えている昨今、海外の取引先の貸倒れリスクに対する保険のニーズは確実に高まっています。AIGの輸出信用包括保険は、当社のグローバルなネットワークを駆使して海外の取引先のリスクを分析、取引先の不払いリスクの引受をします。また、本保険の対象は海外の取引先に限定せず、国内の取引先を含めることが可能です。

環境リスク

環境汚染賠償責任保険

環境汚染に対する法律はますます厳格化し、社会的な意識は高まっています。当社は、環境保険分野での日本におけるパイオニアです。企業活動で発生した大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染に起因する対人・対物事故によって、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害や土地等の汚染浄化費用を補償するという、環境を重視する時代のニーズに対応した保険です。また、企業のM&Aの場面等で生じる環境リスクのある土地取引やグローバルな事業展開をされるお客さまの環境リスクに対するソリューションの提供が可能です。



ポリティカルリスク保険

主としてエマージングマーケットに所在する取引先と貿易／金融取引を行ったり、エマージングマーケットに投資した場合の政治的リスクを補償する保険です。世界情勢が複雑化する昨今、当社は長年の引受実績に基づき、政治的リスクに対して柔軟なソリューションを提供します。

利益減少リスク

生産物品質保険

(CPI / CPI限定型)

異物混入等を原因とした生産物の回収が後を絶ちません。生産物の回収には多額の費用がかかるケースもあり、会社の経営基盤が揺らぎかねない大きなリスクとなっています。AIG損保の生産物品質保険は、食品・飲料・化粧品等をリコールする際に発生するさまざまな費用を補償します。また、危機管理対応をアドバイスする外部のコンサルタントをご紹介し、ブランドイメージの失墜の最小化と、信頼回復をサポートします。



法人会・納税協会会員企業のための制度

経営者大型総合保障制度

経営者大型総合保障制度は法人会・納税協会の制度として会員向けに45年以上にわたり販売され続けてきた経営者保険のロングセラーです。AIG損保の損害保険と大同生命の生命保険を組み合わせることにより、経営者や従業員の病気やケガに対して充実した保障を提供すると共に、役員退職慰労金の準備や万一の場合の事業継続のための資金確保といった経営者のニーズにも対応している制度です。また、この制度にご加入いただくと、セカンドオピニオンサービス、経営に役立つ各種情報の提供といったサービスもご利用いただけます。



ビジネスガードシリーズ

当社は法人会・納税協会両団体の制度商品受託会社として、会員企業の企業防衛・福利厚生を目的に「ビジネスガードシリーズ」を提供しています。近年、著しい環境の変化や事業活動の高度化によって、企業を取り巻くリスクは多種多様化し、複雑化しています。AIG損保の「ビジネスガードシリーズ」は、会員企業の企業経営にかかわるビジネスリスクをカバーする損害保険制度商品として広く利用されています。



社有車の補償

自動車保険AAI

(一般用総合自動車保険)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および車両保険等の充実した補償の中からお客さまのご要望に合わせたプランをご選択いただけます。また、所定の特約をセットいただくことにより、お車が自力走行不能となった場合のレッカー搬送等(ロードレスキュー・ロードレスキューミニ)もご利用いただけます。もちろん24時間365日の事故受付・初期対応でご安心いただけます。



個人のお客さま向け主な商品

自動車保険

■ 自動車保険AAP

(家庭用総合自動車保険)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本契約とし、搭乗者傷害保険や車両保険をニーズに合わせてセットいただけます。また、お客さまのさまざまなリスクに対応できるよう、各種のサービスを提供するベリエストミューズ、ベリエストおよびミューズという当社がおすすめする3つのパッケージ商品をご用意しております。



傷害保険／ケガの保険

■ こども総合保険 (団体契約専用)

学校在校中やクラブ活動中の事故、レジャー中の事故、交通事故等でお子さまがケガをされた場合の傷害補償をはじめ、自転車搭乗中や日常生活の事故で他人の身体や財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合の補償、保護者の方に事故で万一のことがあった場合にお子さまの生活費を補償する育児費用の補償などがセットされています。幼児期から一人暮らしの大学生まで、お子さまを取り巻くさまざまなリスクに対応した各種の特約もご用意しています。教育・生活の多様化の時代にふさわしいお子さまのための保険です。



■ 傷害総合保険 (基本型)

十人十色のライフスタイルの中には多様なリスクが潜んでいます。ひとりひとりの暮らしに合わせた保険設計で安心の未来を描くサポートをします。



■ 傷害総合保険 (一時金支払型)

50歳以上の方のライフスタイルやケガの実情を考えた専用商品。保険金は一時金でお支払いし、99歳まで末永くお客さまをサポートします。元気だからこそ、「もしも」の備えをおすすめします。



火災保険／地震保険

■ 住宅用総合火災保険

(ホームプロテクト総合保険)

火災をはじめ台風や大雪などの自然災害やその他の日常生活でのさまざまなリスクから大切なお住まいや家財を補償します。お客さまのニーズに合わせて、充実したご契約プランとオプション(特約)をご選択いただけます。また、さまざまな割引制度と付帯サービスをご用意しています。



■ 賃貸住宅入居者向け家財保険

(リビングパートナー保険)

家具や電化製品・衣類などの大切な家財は、火災や盗難などのリスクにさらされています。

リビングパートナー保険は、皆さまの大切な財産である家財のさまざまな事故による損害を補償します。また、大家さんに対する損害賠償や日常生活での他人に対する損害賠償責任を補償します。



海外旅行保険

■ 海外旅行保険

当社は海外旅行保険のパイオニアとして、数々の特約やプランをご提供し、お客さまのニーズにお応えしてまいりました。例えば、急激な歯の痛み等を一時的に除去・緩和する応急治療費用を補償する特約^{※1}、「既往症・持病」による応急治療費用や入院した際の救済費用を補償する特約、治療・救済費用を無制限^{※2}に補償する「インフィニティプラン」等がその代表的な例です。また、Webによる総合ヘルスケア相談サービスや北米を中心に世界55万ヶ所以上の医療機関で現金不要のキャッシュレス・メディカルサービスを提供していることも大きな特長です。



※1 緊急歯科治療は、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急処理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

※2 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

医療保険／入院保険

■ 医療総合保険（実費補償型）

医療技術の高度化により入院日数は短期化する一方で、入院にかかる医療費は高額化しています。入院にかかる治療費の自己負担額や差額ベッド代などの諸費用にも備えられるのが実費補償型の医療保険です。当社の医療保険は、3つの基本補償「入院治療費用保険金」「入院諸費用保険金」「入院医療保険金（日額）・手術医療保険金」のうち1つ以上をセットし、オプション（任意補償）として、「先進医療費用保険金」「ガン入院治療費用保険金」「特定疾病診断給付金」「回復支援費用保険金」などをご用意しています。さらに日本を代表する医師によるセカンドオピニオンや、24時間・年中無休の『電話による健康相談サービス』などのトータルメディカルサービスにより、さまざまなご不安に対してお客さまをサポートします。



■ 医療総合保険（引受基準緩和型）

告知の内容を簡単にした、引受基準緩和型の医療保険です。持病のある方や、過去に入院や手術を受けたことのある方で、医療保険の加入をあきらめていた方でも3つの【告知項目】に該当しなければ、お申込みいただけます。また、医師の診査は不要です。さらに日本を代表する医師によるセカンドオピニオンや、24時間・年中無休の『電話による健康相談サービス』などのトータルメディカルサービスにより、さまざまなご不安に対してお客さまをサポートします。



新商品の開発状況(含む料率改定)

(ご注意) 2017年までは旧AIU損害保険株式会社、旧富士火災海上保険株式会社での実績を記載しています。

2015年

- 3月 ●自動車保険改定(納税協会制度商品化)
- 4月 ●生産物品質保険(CPI-Premier・CPI-Premier Lite 2.0)改定(料率改定・約款改定)
- 7月 ●マネジメントリスクプロテクション保険(D&O保険)改定(新特約「マネジメント賠償責任拡張担保(2015)特約」)
～不祥事発生時の社内調査費用、役員の相続人への追加限度額支払い、の補償を追加～
- 8月 ●環境汚染賠償責任保険改定(新特約「施設環境汚染特約」・「請負業者環境汚染特約」)
- 10月 ●企業火災保険・個人火災保険・自動車保険・傷害総合保険・交通事故傷害保険改定(料率改定・約款・割引率の改定)

2016年

- 2月 ●ホームライフ総合保険改定(料率改定・約款改定)
- 4月 ●総合事業者保険(スマートプロテクト[®])、業務災害総合保険、メディカル総合保険、終身医療保険 新サービス「受診手配・紹介サービス」開始
●新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」の改定(条件制限貨物の一部補償条件の拡大)
- 7月 ●海外旅行保険企業包括契約 新サービス「Webによる総合ヘルスケア相談サービス」開始
- 8月 ●生産物品質保険(CPI-Premier・CPI-Premier Lite 2.0)改定(約款改定)
- 10月 ●ハイパー任意労災、総合事業者保険(スマートプロテクト[®]・業務災害補償) 新サービス「介護相談ホットライン」開始
～「仕事と介護の両立」の促進を支援する無料の介護相談電話サービス～
- 12月 ●マネジメントリスクプロテクション保険(D&O保険)改定(法人会/納税協会制度商品化)

2017年

- 1月 ●地震保険・自動車保険改定(料率改定・約款改定)
- 2月 ●World Risk[®]-Lite 新発売
～海外市場に進出する中小企業への支援を強化～

2018年

- 1月 ●個人火災保険・自動車保険改定(料率改定・約款改定)
●法人会・納税協会制度商品 BG-Auto 新サービス「アクティブコール」開始
●ハイパー任意労災、総合事業者保険(スマートプロテクト[®]) 新サービス「生活習慣病サポートサービス」開始
●海外旅行保険個人契約 新サービス「Webによる総合ヘルスケア相談サービス」開始

お客さまサービス

当社は、お客さま中心主義のもと、より一層ご満足いただくために各施策を継続的に取り組み、お客さまサービスの向上に努めています。

損害サービス体制

「ACTIVE CARE(アクティブ・ケア)」の実現に向けて、テクノロジーを駆使した効率的で正確な保険金支払いと高い専門性の発揮を両立することで、お客さまに信頼される損害サービス体制の構築を目指しています。そして、常にお客さまに寄り添い、確かな安心をお届けすることによって、お客さまのより良い明日をお守りします。

1. 24時間365日の事故受付

お客さまのもしもの事故に備え、24時間365日体制で事故を受付しています。

AIG事故受付センター

- お電話での事故受付
電話：0120-01-9016
- インターネットでの事故受付
当社ホームページ上に掲載 (<https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact>)

2. 事故緊急対応サービス

緊急時、以下のサービスメニューで高品質のサービスを提供しています。

安心コール1

自動車保険「ベリエスト」契約のお客さまが直接事故受付センターに事故報告をされた場合に、ご希望により初期対応状況を1時間以内にお知らせします。

事故現場「電話代理対応」

自動車保険「ミューズ」または「フリート“ホッと”コール」契約で、対人・対物の自動車事故を事故現場から報告いただいた際に、ご希望によりお客さまに代わって電話にて事故の相手方に、今後の対応等について説明します。

ロードレスキュー・ロードレスキューミニ

自動車保険「ロードレスキュー・ロードレスキューミニ」対象契約のお車が自力走行不能の際に、レッカー業者の手配等のサービス提供とご契約内容に応じた補償を提供します。

※ご加入がない場合においても、レッカー業者等を紹介・手配することができます。ご利用の実費はお客さまのご負担となります。

事故時ご自宅訪問サービス

対人・対物・人身傷害に関する自動車事故の場合に、ご希望により事故受付から48時間以内に当社提携業者の専門スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、事故解決までの手続きに関する説明やアドバイスなどを行います。

住まいのかけつけサービス

お客さまの水まわり・カギ開け・エアコン・給湯器のトラブルの際に、24時間、応急対応を行う専門業者を手配します。

3. AIG提携修理工場ネットワーク

自動車事故などでご契約のお車が損害を受けた場合に、専門技術と充実した設備を有する当社の提携修理工場で以下のサービスを提供しています。

※車種・修理の内容によっては、一部対応・サービスが提供できない場合があります。

代車無料サービスの提供

修理期間中は無料で代車をご利用できます。(代車ご利用中のガソリン代は、お客さまのご負担となります。)

修理内容に永久保証書を発行

お客さまに満足いただけるよう万全を期して修理を行いますが、万一修理個所に不具合が生じた場合は、永久保証書の条件にしたがい、無料で修理します。

ご契約のお車の引取り・納車無料サービスの提供

修理完了後、担当者がご指定の場所へお車をお届けしますので、お客さまが修理工場まで引取りに行く時間と手間がかかりません。

ご契約のお車に関する修理費用の割引のご提案

保険金を請求せず、自己負担でお車を修理されるお客さまのご負担を軽減します。

4.アーキテクトサービス

火災、風水災、漏水などにより建物に損害を被り、お客さまからご要望があった場合は、卓越した技術を持つ専門家を紹介し、当該専門家が修復工事を行います。また、豊かな知識と経験を持った専門家を派遣し、損害調査を行います。

5.海外旅行保険関連サービス

海外旅行保険においても、グローバルなネットワークを活用し多彩なサービスを提供しています。

AIGアシスタンスサービス

24時間日本語による事故受付、医師・病院の紹介、手配を行うアシスタンスセンターが、海外でのお客さまの「もしも」を迅速にサポートします。

キャッシュレスメディカルサービス

海外旅行中にケガをしたり病気にかかったりしてしまった場合でも、その場で治療費用の自己負担をすることなく治療を受けいただけるよう、米国を中心に世界55万ヶ所以上の医療機関でキャッシュレス・メディカルサービスを提供しています。

6.大規模な災害時の対応

保険金のお支払いに関連する書類を電子ファイルによって管理する仕組みにより、全国の拠点で相互にサポートが可能な損害サービス体制を整備しています。このようなITを有効に活用した仕組みを取り入れることで、地震や台風等の大規模災害が発生した場合においても平常時と同様に迅速な保険金支払いを実現しています。

「お客さまの声」をお聴きする態勢

当社では、お客さま中心主義を基本理念とする【「お客さまの声」対応方針】を定め、全役職員でお客さまサービスの向上を目指し日々の業務を行っています。

当社ではお客さまサービス向上のためには、お客さまの声をお聴きし、商品・サービスに反映させることが特に重要と考えています。そのため、お客さまからお客さまの声室、全国の支店・損害サービスセンターおよび当社代理店等にいただいたご意見等は「お客さまの声データベース」に登録し、関係社員が誠実、的確かつ迅速に対応すると共に、お客さまからいただいたご意見等の集計・分析を行い業務改善に活かしています。

データベースに登録されたお客さまの声は、募集コンプライアンス統括部・商品管理部・お客さまの声室で毎日チェックを行い、社内関連部門へ内容を提供します。また、取締役・執行役員を中心としたメンバーで構成するお客さまの声検証委員会を毎月開催し、登録されたお客さまの声を検証し、会社の業務改善、商品の充実、サービスの向上に役立てると共に、その内容を定期的に経営会議に報告しています。

対応指針

- お客さまの声が私たちの仕事に対する貴重な忠告・助言であることを認識します。
- お客さまの声に対し、常に迅速、的確かつ誠実に対応します。
- お客さまの声を、お客さま満足度の向上に活かします。

基本行動

- お客さまの声に対しては、常に感謝の気持ちを持って行動します。
- お客さまの声に対し、常に会社として最優先で取り組みます。
定められた対応手順に則り、公平な対応を行います。不当な要求に対しては、毅然とした対応を行います。
- お客さまの声を、新たな商品・サービスの開発、業務の改善に活かし、お客さまの期待に応えられるよう行動します。

お客さま満足度向上に向けた取組み

1. お客さまの声を把握する取組みの実施

当社では、お客さまの声を経営に反映させ、お客さまのニーズにマッチした商品やサービスをお届けできるよう取り組んでいます。2018年1月の経営統合前を含む2017年度には、次のような取組みを行いました。

お客さま満足度調査

保険金支払業務について旧AIG・旧富士火災で実施していた「お客さま満足度調査」※を、AIG損保においても引き続き実施しています。調査結果の分析を行い、お客さまの声を保険金支払業務に反映させることで、適時適切な保険金支払を実現します。このような取組みを通じ、より一層の信頼と安心をお届けします。

※保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対し、当社の損害サービス対応についてアンケートを実施し、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階で評価いただいています。

ご契約者向けWebアンケート

当社では、保険募集業務の適切性を把握し募集品質を改善・向上させることを目的とし、ご契約者の一部を対象にWeb上でアンケートを実施しています。アンケートの結果については、ホームページ上で定期的に掲載してまいります。

お客さまの声の把握

お客さまの声を把握する取組みとしては、ご意見等への対応も大きな役割を果たしています。本社お客さまの声室、全国の部支店、損害サービスセンター、代理店等を通じて2017年度に当社に寄せられたお客さまの声は年間16,382件(2017年4月～2018年3月)にのぼりました。これらの声は「お客さまの声データベース」へ登録され、お客さまの声室、募集コンプライアンス統括部、商品管理部および関係社員・部門間で共有して、的確かつ迅速に問題に対応しています。また、お客さまの声は毎月「お客さまの声検証委員会」の場で分析・管理して再発防止、業務の改善、商品・サービスの改定に役立てると共に、その内容は経営会議に報告されています。

お客さまの声(苦情)の受付件数(2017年4月～2018年3月)※

(単位: 件)

お申出内容区分	契約・募集行為	契約の管理・保全・集金	保険金関係	その他	総合計
件数	3,784	4,627	6,431	1,540	16,382

※2017年4月～12月の件数は、経営統合前の旧AIG・旧富士火災の受付件数の合計

2. お客さまの声を踏まえた商品・サービス改善や業務改善について

当社では、お客さまの声を商品・サービスおよび日常業務の改善に役立てています。2017年度には次のような取組みを行いました。

商品・サービスの改善

●パンフレット、重要事項説明書の見やすさの追求

これまで、お客さま(特に高齢のお客さま)から、パンフレットや重要事項説明書の文字が小さくて読みづらいというご意見をいただくことがありました。そこで、当社では、そういったお客さまの声を基にパンフレットや重要事項説明書作成のためのガイドラインを設け、読みやすさの観点から、ユニバーサルフォントの使用および記載場所ごとに最低限確保すべき文字ポイントの基準を定める等の改善を図ってまいりました。

●保険金請求書の簡素化、記入例の充実

保険金を請求いただく際に、提出する書類の数が多く、記入する書類がわかりにくいというお客さまの声をいただくことがありました。そこで当社では、従来事故報告書とは別にご提出いただいていた保険金請求書を一体型に設計し直すとともに、被保険者が未成年である場合や請求者が複数である場合など個別のケースでも迷わずに記載していただけるように書式や記入例を改めました。

主な業務の改善

●募集人の商品知識向上

募集人による商品やサービスに関する説明がわかりにくいという苦情をいただくことがあります。毎月のお客さまの声からこれらの商品説明等に関する苦情を抽出し、本社各部門の専門社員が詳細に分析したうえで、説明を間違いやすい点やお客さまが誤解しやすい点をわかりやすく解説する「お客さまの声ニュース」を発行し、代理店内の従業員教育に活用しています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

1. 当社の契約する指定紛争解決機関

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。また、2018年5月1日より、「そんぽADRセンター」(一般社団法人日本損害保険協会の指定紛争解決機関)とも手続実施基本契約を締結しました。お客さまにおかれましては、いずれかの指定紛争解決機関をご選択のうえお申し立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00(但し、12:00～13:00を除きます)

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めると共に、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家等が紛争解決手続きを実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

電話：0570-022808(全国共通・通話料有料) ※ IP電話からは03-4332-5241

受付時間：月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の9:15～17:00

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

「そんぽADRセンター」について

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談のほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応しています。受け付けた苦情については損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

なお、同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、一般社団法人日本損害保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

2. そんぽADRセンターまたは保険オンブズマン以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

情報システムをもとにしたお客さまサービス

当社は、お客さまからさらなる信頼をいただくために、サービスの向上および保険契約の引受け、保険金のお支払いを適切かつ迅速に提供するためのさまざまなシステム開発・保守をしています。

タブレット端末で稼働するスマートサクセス[®]は、ペーパーレス、捺印レス(電子サイン)、キャッシュレス収納を実現し、契約手続きの早期化・簡素化に繋がることから既に多くの損害保険代理店に活用していただいています。また、システム品質向上施策の実施や大規模システム障害を想定した事業継続計画の策定を行うとともに、サイバーセキュリティ対策を含めたシステムリスク管理態勢のさらなる強化を図っています。

お客さまサービスのさらなる向上と代理店業務の効率化に貢献できるよう新代理店システム「AIG CONNECT」の機能追加を進めており、今後も安定的かつ高品質なITサービスの提供ならびにシステム運用・保守の効率化を推進してまいります。

内部監査について

当社は、すべての部門や業務の中から、リスクベース・アプローチによりリスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野に優先順位をつけたうえで、本店各部門や営業支店、損害サービスセンターに対する業務監査を実施し、全社的なリスク管理プロセスやコンプライアンス態勢の有効性のモニタリングならびに評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や是正措置が記載された内部監査報告書は、経営陣に対する経営課題の解決に向けた有益な情報として活用されています。

内部監査を担う内部監査部は、代表取締役の直轄組織となり、監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社のチーフ・インターナル・オーディターに直接または間接的に報告する仕組みを保持し、内部監査部の独立性を確保しています。

リスクマネジメントサービス

当社は、“ACTIVE CARE”のコンセプトのもと、グローバルネットワークを活かして事故の発生を未然に防ぐためのさまざまな対策の実施と、万一事故が発生した場合に発生しうる危機的状況に対応できる体制づくりをサポートします。

トータルリスクマネジメント

事故防止対策 事故を未然に防ぐために

事業活動の高度化により、企業を取り巻くリスクは多様化、複雑化しています。厳しい環境変化の中で企業が存続していくためにリスクマネジメントは重要な経営課題の一つです。「人」「物」「利益」「情報」等の企業の資産・活動に潜在するリスクの調査・発見から、その発生の可能性や予測されるダメージに応じた対処策の実施までをサポートします。

Loss Prevention

事故防止のための セミナー・コンサルティング

国内外の豊富な事例や経験に基づき、潜在するリスクを抽出、認知・予測し、事故を未然に防ぐためのアドバイスをします。

社内組織構築のアドバイス

組織の大小にかかわらず、リスク管理の基本は組織づくりにあります。企業規模・業態に応じた組織の構築を実際に機能させるノウハウがお役に立ちます。

Risk Assessment

リスクの診断と評価

リスク診断の専門家であるリスクスーパーバイザーが建物・設備・製品・賠償など複雑多岐にわたるリスクを診断し、評価します。



Training

トレーニング

企業活動の基本は「人」、すべてのリスクが人に起因するといっても過言ではありません。事故防止活動を実質的に社内で機能させるためのプログラムを用意し、管理者、一般社員へのトレーニングを行います。

事故

危機管理対策 危機的状況をすみやかに収束させるために

企業経営において、危機的状況発生後、「事実確認」「原因究明」「責任表明」「是正策・再発防止策の構築」等の一連の初期対応を迅速に行い、事態の収束・沈静化を目的として利害関係当事者へのきめ細かな対応を行うことで、ブランドの劣化を抑え、危機における利益喪失を最小限にとどめることは必要不可欠です。万一事故が発生した場合に発生しうる、企業の存続にかかわるような危機的状況への対処をグローバルなノウハウでサポートします。

Crisis Management Consulting

危機管理セミナー

企業・組織が事業継続するための危機管理体制構築等について具体的にアドバイスします。

危機管理組織構築のアドバイス

危機的状況がいつ発生しても対応できる組織構築、運営サポート等のインフラストラクチャー整備等について経営幹部や管理職者を対象にセミナーを行います。

Crisis Communication

危機発生時における利害関係者への対応をアドバイス

企業ブランドの維持・回復のために、社内外の利害関係者（お客さま・取引先・株主・行政・マスコミ・従業員等）への適切な情報開示と初期対応が行えるよう、平時に整備する対策についてアドバイスします。

Crisis Preparation

マニュアル作成、トレーニングのサポート

リコールをはじめとした危機管理のためのマニュアルの作成、シミュレーショントレーニング等が自社内で実施できるよう、サポートします。



マルチナショナル・リスクソリューション

当社は、AIGのグローバルネットワークと専門性の高いサポートサービスを提供し、多国籍企業が直面するさまざまなリスクへの対応をサポートします。

マルチナショナル保険プログラム

**多国籍企業のリスクを包括的に補償するために
コントロールド・マスタープログラムを提供します。**

当社では、マルチナショナル保険プログラム構築のためのソリューションとして、コントロールド・マスタープログラム(CMP)をご提供します。お客さまの本社の方針に基づいて加入すべき保険の基準(付保基準)を定め、本社へ付保基準に沿ったマスター証券の発行を行うと共に、お客さまの海外各現地法人が当該付保基準に従って保険に加入できるようサポートします。

リスクエンジニアリング／防災技術

**熟練したリスクエンジニアが潜在リスクを予測し、
損害の予防および軽減のアドバイスを行います。**

世界各地のさまざまな業種のリスクについて、豊富な経験を持つAIGのリスクエンジニア。彼らが、お客さまの事業所において潜在する火災・爆発・自然災害リスクを抽出、認知、予測し、その業種ごとに異なる損害の予防および軽減のためのアドバイスを行います。

米国の訴訟管理サービス

**訴訟費用を効果的に管理し、訴訟の早期解決と
お客さまのダメージの軽減をはかります。**

AIGでは、米国内で組織した社内弁護士を含む専門チームと、全米で1,000を超える弁護士事務所との提携ネットワークを有しています。これにより、訴訟大国である米国で弁護士費用を含めた訴訟費用を効果的に管理し、早期解決とお客さまのダメージを軽減する「訴訟管理サービス」を提供します。

マリン・ロスコントロール・エンジニアリング (MLCE)

**お客さまの貨物に対しての損害防止および
軽減の改善策を提供しています。**

マリン・ロスコントロール・エンジニアリングサービスでは、お客さまの国際複合輸送に対してのリスク分析を行い、損害防止および損害軽減の対策を提案します。担当するのは、AIGのグローバルネットワークが提供する、世界各地に配属されているロスコントロールの専門家です。

事故対応

**全世界の損害サービスのプロフェッショナルや
現地専門家と連携してお客さまをサポートします。**

当社は、保険業界の世界的なリーダーであるAIGの損害保険事業部門のグローバルネットワークを駆使し、損害サービスのプロフェッショナルや事故発生地域における法律知識や経験を有する現地専門家と連携して、お客さまの事故をサポートすることが可能です。

保険の仕組み

安定した企業経営も平穏な個人生活も、実はさまざまな危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、“大数の法則”に基づき、多くのご契約者にご負担をいただく保険料から、一定の偶然な事故によって生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質です。当社は企業経営の安定と個人生活の安心に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及に努めてまいります。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約となります。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

契約の手続き

保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

適切な保険金額の設定

①適切な保険金額でご契約ください

損害保険契約は、事故や災害によって被った損害を補償することを目的としています。万一の時に役に立つために、適切な保険金額(お支払いする保険金の限度額)でご契約する必要があります。例えば、火災保険にご契約いただく場合には、建物などの評価額(新価または時価)で保険をお付けになることが大切です。もし保険金額が保険の対象の評価額よりも少ない場合、万一の時に十分な補償を受けられないことになってしまいます。また評価額を超えている場合にはその超過部分に対する保険金をお支払いできません。

②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、事故歴などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただくことが必要です。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人が、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約内容のご確認と保険契約の申し込み

①最適な保険をお選びください

損害保険という商品は、かたちのない商品です。

ご契約に際しては、各種の危険(リスク)に応じてお客さまに最も適した商品を選んでいただくことがまず何よりも大切です。当社では、ご契約内容の重要な点を分かりやすく解説した「重要事項説明書」や「パンフレット」などをご用意し、ご契約時にこれらをお客さまにご提供することにより、告知・通知義務、免責(保険金をお支払いしない場合)事項、保険金の支払い方、失効・解約、比例按分による保険金支払い等についてご理解いただき、ご契約内容について誤解が生じること

を防いでいます。保険契約はすべて約款、特約に従いますので「重要事項説明書」や「パンフレット」などを、よくお読みいただいたうえでご契約ください。

②保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまの意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社がお互いに契約内容を確認する制度を導入しています。これにより、お客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒にご契約内容を確認させていただく取組みを実施しています。なお、長期契約等(長期一括払契約・自動継続契約等)にご加入のお客さまに、定期的にご契約の状況をお知らせするとともに、ご契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

③保険料は定められた期日までにお支払いください

保険料を現金でお支払いいただく場合は、必ずご契約と同時にお支払いください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。また、保険の種類により、口座振替やクレジットカード、コンビニエンスストアでお支払いいただくこともできます。保険契約が失効したり解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、お返しできない場合もあります。

保険証券等の内容のご確認

後日、お客さまのお手元に保険証券および約款をお届けしますので、記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(e証券あるいはe約款をお選びいただいた場合には、保険証券あるいは約款は発行されませんので、当社ホームページ上から閲覧し、記載内容をご確認ください。)

ご契約の後に留意いただきたいこと

①ご契約の内容を変更する必要がある場合は直ちに ご通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに当社社員または代理店にお知らせください。ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物の譲渡、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象(家財など)を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれにあたります。ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

②保険証券は適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していた、必要な契約内容の変更が行われていなかった、といったことがないように、保険証券の内容を適宜ご覧いただき、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回を行うことができます。ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権担保を目的とした契約、自動車損害賠償責任保険契約などはクーリングオフの対象外となります。

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次の通り定め、これに基づいて販売活動を行います。

1. 各種の法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するために、社内の管理体制を整備するとともに、研修に取り組めます。
- お客さまに関する情報は、適切な管理・取扱いを行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得防止に努めます。

2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます。

- お客さまのご意向を把握するとともに、商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況、購入の目的などを総合的に勘案して、お客さまのご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう、

保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。

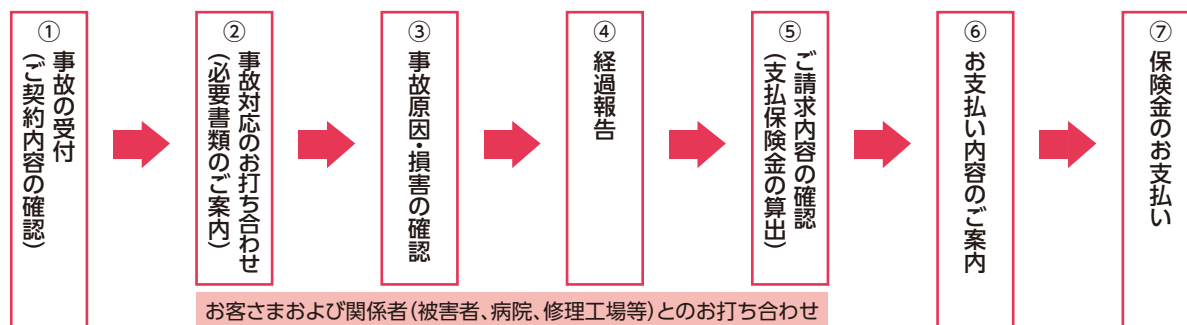
- 保険商品やサービス等のご説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売形態に応じ、お客さまにわかりやすい説明となるよう工夫します。また、ご高齢のお客さまには、より丁寧に説明するなどご理解いただきやすいものとなるように努めます。
- 保険商品販売やサービス提供等に際しては、時間帯や場所、方法等に十分配慮します。

3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。

- お客さまからの問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- 保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求についてわかりやすく丁寧にご案内し、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努めます。
- お客さまからいただくさまざまな声を収集し、商品の開発やサービスのご提供、保険商品の販売に活かしてまいります。
- 個人・中小企業・大企業それぞれのセグメントのお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防するための『アクティブ・ケア（一歩先の心遣い）』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。

保険金お支払いまでの流れ

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。適時・適切・丁寧な保険金支払いを実行し、保険会社の責任を果たします。



①事故の受付

24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、夜間・休日でも通話料無料の電話番号による事故連絡やご相談をお受けしています。事故のご連絡を受けたのち、ご契約内容等を確認します。

②事故対応のお打ち合わせ

事故の詳しい状況や今後の進め方についてお客さまとお打ち合わせします。ご契約の内容に応じて保険金請求手続きや各種付帯サービスをもちろにご案内します。また、当社において複数または追加してお支払いが可能となる他の保険契約の有無を確認し、該当契約がある場合には保険金請求をご案内します。

③事故原因・損害の確認

事故の原因や発生した損害を確認します。また、関係者(被害者、病院、修理工場等)ともお打ち合わせします。自動車事故等の損害賠償事故の場合、相手の方との示談はお客さまとご相談のうえ、進めていきます。

④経過報告

お客さまにご安心いただくため、必要に応じて経過をご報告します。

⑤ご請求内容の確認

お客さまや被保険者、被害者または修理業者等よりご提出いただいた書類等について必要な事実確認を行い、お支払いできる保険金の額を算出します。

⑥お支払い内容のご案内

お支払いできる保険金を漏れなく確認し、お客さまにご案内します。

⑦保険金のお支払い

可能な限り早期にご指定の口座へ保険金をお支払いします。お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内します。また、自動車事故等の損害賠償事故の場合、相手の方との示談結果をご案内します。

CONTENTS

I . 事業の概況	53
II . 経理の状況	61
III . コーポレートデータ	81
IV . 各種方針	88
V . 店舗所在地一覧	101

1. 2016年度以前はAIU損害保険株式会社の数値を、2017年度は旧AIU損害保険株式会社の4月～12月の数値とAIG損害保険株式会社の1月～3月の数値を合算して表示しています。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。
3. 比率(構成比、利回り等)は記載単位未満を四捨五入して表示しています。
4. 金額・比率の「-」は該当がないことを、「0」は数値が記載単位未満であることを表しています。
5. 数字頭部の△は、数値がマイナスであることを表しています。
6. 「2017年度」は2017年4月1日から2018年3月31日までの期間を、「2017年度末」は2018年3月31日の時点を各々表しています。
7. 「元受正味保険料」は特に異なる注釈がない限り、「収入積立保険料」を除いて表示しています。
「収入積立保険料」は、積立保険の収入保険料から補償部分の保険料、積立解約返戻金等を控除したものです。

I. 事業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

2016年度以前は旧AIUの数値を、2017年度は旧AIUの4月～12月の数値とAIG損保の1月～3月の数値を合算して表示しています。

(単位：百万円)

項 目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料) (対前期増減(△)率)	246,367 (1.5%)	255,317 (3.6%)	257,219 (0.7%)	251,142 (△2.4%)	312,817 (24.6%)
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	59,019 (2.2%)	59,055 (0.1%)	64,137 (8.6%)	64,855 (1.1%)	106,788 (64.7%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	61,989 (△1.8%)	63,506 (2.4%)	68,078 (7.2%)	67,384 (△1.0%)	136,509 (102.6%)
保険引受損益 (対前期増減(△)率)	3,343 (－%)	1,447 (△56.7%)	291 (△79.8%)	△87 (△129.8%)	2,903 (－%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	4,379 (287.5%)	3,551 (△18.9%)	1,703 (△52.0%)	291 (△82.9%)	5,806 (1,889.6%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	2,997 (－%)	2,715 (△9.4%)	△228 (△108.4%)	△1,053 (－%)	2,838 (－%)
正味損害率	53.5%	52.8%	47.3%	47.5%	61.9%
正味事業費率	39.9%	42.3%	49.0%	50.0%	55.5%
資本金の額 (発行済株式総数)	13,762 (11,010株)	13,762 (11,010株)	13,762 (11,010株)	13,762 (11,010株)	13,762 (11,011株)
純資産額	23,769	30,026	26,121	27,897	113,135
総資産額	159,768	187,377	180,504	182,831	965,963
積立勘定として経理された資産額	1,448	1,175	1,080	1,017	25,815
責任準備金残高	70,604	73,070	76,298	78,429	636,960
貸付金残高	22	4,017	4,018	4,013	8,086
有価証券残高	117,948	119,640	105,873	94,702	666,366
単体ソルベンシー・マージン比率(%)	800.5	780.3	738.7	834.8	1,166.1
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数(名)	2,001	2,438	2,385	2,257	7,272

※従業員数は、2016年度までは内務職員のみ、2017年度は営業職員を含んでいます。

2. 保険事業の状況

(1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	2016年度		2017年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	861	1.3	2,371	2.2
海上	924	1.4	1,028	1.0
傷害	21,668	33.4	26,535	24.8
自動車	15,710	24.2	41,159	38.5
自動車損害賠償責任	3,337	5.2	8,361	7.9
その他	22,354	34.5	27,331	25.6
(うち賠償責任)	(10,896)	(16.8)	(11,621)	(10.9)
合計	64,855	100.0	106,788	100.0

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料

② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	2016年度		2017年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	44,015	17.5	58,778	18.8
海上	4,963	2.0	6,306	2.0
傷害	58,266	23.2	61,073	19.5
自動車	51,823	20.7	83,484	26.7
自動車損害賠償責任	2,587	1.0	5,912	1.9
その他	89,486	35.6	97,262	31.1
(うち賠償責任)	(34,625)	(13.8)	(37,262)	(11.9)
合計	251,142	100.0	312,817	100.0

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

(2) 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

① 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	357	523
海上	505	544
傷害	8	9
自動車	64	35
自動車損害賠償責任	2,622	6,712
その他	571	777
(うち賠償責任)	(134)	(133)
合計	4,130	8,604

(注) 受再正味保険料＝受再契約に係る収入保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

② 支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	43,511	56,855
海上	4,545	5,822
傷害	36,633	34,665
自動車	36,178	42,360
自動車損害賠償責任	1,871	4,262
その他	67,697	70,735
(うち賠償責任)	(23,863)	(25,774)
合計	190,437	214,703

(注) 支払再保険料＝出再契約に係る支払保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

(3) 解約返戻金の額及び保険料引受利益の額

① 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	1,561	2,057
海上	—	—
傷害	798	1,301
自動車	489	712
自動車損害賠償責任	149	222
その他	657	739
(うち賠償責任)	(226)	(256)
合計	3,656	5,034

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金＋積立解約返戻金

② 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	△6,019	△3,061
海上	△531	△219
傷害	3,103	1,480
自動車	1,479	5,069
自動車損害賠償責任	—	—
その他	1,881	△365
(うち賠償責任)	(3,145)	(1,126)
合計	△87	2,903

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(4) 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	1,072	4,656
海上	441	263
傷害	6,098	7,919
自動車	7,696	24,325
自動車損害賠償責任	2,944	7,968
その他	6,580	9,680
(うち賠償責任)	(2,352)	(3,728)
合計	24,833	54,813

(注) 正味支払保険金＝支払保険金(元受正味保険金＋受再正味保険金)－回収再保険金

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	24,348	23,005
海上	1,798	1,508
傷害	22,828	24,772
自動車	25,944	42,388
自動車損害賠償責任	2,158	7,138
その他	30,363	35,654
(うち賠償責任)	(14,139)	(16,870)
合計	107,442	134,469

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

(5) 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

① 受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	360	617
海上	586	243
傷害	0	0
自動車	44	57
自動車損害賠償責任	2,944	7,968
その他	406	457
(うち賠償責任)	(340)	(443)
合計	4,343	9,345

(注) 受再正味保険金＝受再保険に係る支払保険金－受再保険金戻入

② 回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	23,636	18,967
海上	1,944	1,488
傷害	16,730	16,854
自動車	18,292	18,120
自動車損害賠償責任	2,158	7,138
その他	24,189	26,431
(うち賠償責任)	(12,127)	(13,585)
合計	86,951	89,001

(注) 回収再保険金＝出再契約に係る回収保険金－再保険金割戻

3. 保険引受の状況

(1) 契約者配当金の額

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2017年6月及び2018年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

2017年6月及び2018年6月に満期を迎えたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

積立傷害総合保険の場合

[満期返れい金100万円の場合]

満期月	保険期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
2017年6月満期	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
2018年6月満期	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	230.5	540.7	771.2	246.0	397.1	643.1
海上	54.5	103.8	158.3	33.8	90.9	124.8
傷害	35.0	48.7	83.7	37.2	53.9	91.1
自動車	60.6	24.6	85.2	72.2	38.7	110.9
自動車損害賠償責任	95.3	28.6	124.0	103.0	23.0	126.0
その他	35.9	51.2	87.2	42.7	61.2	103.8
(うち賠償責任)	(27.0)	(41.3)	(68.4)	(38.0)	(51.3)	(89.4)
合計	47.5	50.0	97.5	61.9	55.5	117.3

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	44.8	46.6	91.5	50.5	50.8	101.3
海上	42.5	43.8	86.3	35.1	39.6	74.7
傷害	41.2	47.2	88.4	41.3	50.4	91.7
(医療)	(37.0)			(37.9)		
(その他)	(41.6)			(41.8)		
自動車	54.3	36.6	90.9	53.9	40.8	94.7
その他	35.0	44.2	79.1	30.5	47.2	77.7
(うち賠償責任)	(40.1)	(43.8)	(83.9)	(40.3)	(45.5)	(85.8)
合計	42.4	43.6	86.0	42.8	46.5	89.3

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害のうち「医療」には、メディカル総合保険等に係る損害率を表示しています。
 特約として傷害保険に付帯されている医療給付については、「その他」に含めています。

(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2016年度	2017年度
国内契約	99.7	99.8
海外契約	0.3	0.2

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(5) 出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2016年度	17(3)	97.7(100.0)
2017年度	20(3)	97.8(100.0)

- (注) 1. 再保険者の数は、再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. 上記の再保険者に対する再保険料は、2016年度では99.5%、2017年度では99.6%となっています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(6) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合 計
2016年度	99.0(99.2)	- (-)	1.0(0.8)	100.0(100.0)
2017年度	98.8(99.9)	- (-)	1.2(0.1)	100.0(100.0)

- (注) 1. 再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は以下の方法により区分しています。
 ①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Best社またはFitch社の格付を使用しています。
 ②スタンダード&プアーズ社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ③A.M.Best社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ④Fitch社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(7) 未収再保険金の額

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度
1 年度開始時の未収再保険金	26,310(0)	26,445(1)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	74,465(7)	84,822(5)
3 当該年度回収等	74,330(5)	80,323(4)
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	26,445(1)	30,944(2)

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

4. 資産運用の状況

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	10,396	5.7	75,827	7.8
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	94,702	51.8	666,366	69.0
貸付金	4,013	2.2	8,086	0.8
土地・建物	1,834	1.0	24,888	2.6
運用資産計	110,946	60.7	775,168	80.2
総資産	182,831	100.0	965,963	100.0

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2016年度		2017年度	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	0	0.01	10	0.04
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,468	1.65	3,468	1.57
貸付金	38	1.09	80	1.57
土地・建物	—	—	258	3.38
小計	1,507	1.46	3,817	1.46
その他	0		2	
合計	1,507		3,820	

(3) 海外投融資残高及び構成比・利回り

(単位：百万円)

区 分		2016年度末		2017年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外貨建	外国公社債	10,192	56.6	255,894	75.4
	外国株式	—	—	—	—
	その他	—	—	0	0.0
	計	10,192	56.6	255,894	75.4
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	7,827	43.4	83,356	24.6
	その他	—	—	—	—
	計	7,827	43.4	83,356	24.6
合計		18,019	100.0	339,250	100.0
海外投融資利回り		0.77%		1.70%	

(注) 海外投融資利回りは、資産運用利回り(実現利回り)を表示しており、預貯金は含んでいません。

5. 保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(1) 単体ソルベンシー・マージン比率等の状況

(単位：百万円)

項 目	2016年度末	2017年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	68,233	277,867
資本金又は基金等	18,004	89,264
価格変動準備金	111	1,129
危険準備金	205	309
異常危険準備金	39,087	155,064
一般貸倒引当金	77	64
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	10,737	37,334
土地の含み損益	—	△8,530
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段 等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	9	3,231
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	16,345	47,655
一般保険リスク (R ₁)	7,249	26,496
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	4
予定利率リスク (R ₃)	197	1,446
資産運用リスク (R ₄)	9,661	26,137
経営管理リスク (R ₅)	416	1,244
巨大災害リスク (R ₆)	3,691	8,158
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	834.8%	1,166.1%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

(2) 単体ソルベンシー・マージン比率とは

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③、及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

4. 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、下記の項目の総額です。(該当がある項目のみ表記しています。)
- ①資本金又は基金等
資本金に相当する金額及び剰余金として貸借対照表に計上している金額
 - ②価格変動準備金
保有する株式等の価格変動による損失の補てんに備えて、保険業法に基づき積み立てた金額
 - ③危険準備金
保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法に基づき責任準備金として積み立てた金額
 - ④異常危険準備金
異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法に基づき、責任準備金として積み立てた金額
 - ⑤一般貸倒引当金
代理店貸、再保険貸等の債権の貸倒損失に備えて引き当てた金額のうち、債務者が特定されないもの
 - ⑥その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益
保有するその他有価証券(保有目的が売買目的あるいは満期保有目的以外の有価証券)の時価評価により生じた評価差額及びそれに対応する繰延ヘッジ損益(ただし、合計額が評価益の場合は90%を算入)
 - ⑦土地の含み損益
土地及び無形固定資産に含まれる借地権等の時価とみなし帳簿価額(貸借対照表計上額から土地再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額を減じた金額)との差額に85%を乗じた金額(ただし、含み損益がマイナスの場合は100%を算入)
 - ⑧その他
上記の剰余金を基礎に、リスク発生時の課税所得の圧縮による税負担の軽減効果(税効果相当額)として算出した金額等
5. ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当はありません。

(2) 特別勘定資産

該当はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当はありません。

Ⅱ. 経理の状況

Ⅱ

経理の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2016年度末 (2017年3月31日現在)	2017年度末 (2018年3月31日現在)	科 目	2016年度末 (2017年3月31日現在)	2017年度末 (2018年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	10,398	75,830	保険契約準備金	93,821	740,551
現金	1	3	支払備金	15,392	103,590
預貯金	10,396	75,827	責任準備金	78,429	636,960
有価証券	94,702	666,366	その他負債	45,862	97,775
国債	6,767	138,660	共同保険借	85	140
地方債	4,982	4,919	再保険借	3,127	10,285
社債	40,418	101,638	外国再保険借	27,982	42,866
株式	15,211	60,389	未払法人税等	394	533
外国証券	18,019	339,250	預り金	1,642	3,605
その他の証券	9,303	21,509	前受収益	—	100
貸付金	4,013	8,086	未払金	7,179	20,538
保険約款貸付	13	2,154	仮受金	3,600	7,099
一般貸付	4,000	5,932	金融派生商品	38	9,228
有形固定資産	3,088	29,481	リース債務	—	1,004
無形固定資産	21,898	30,305	資産除去債務	1,811	2,373
その他資産	48,941	106,663	退職給付引当金	11,845	10,295
未収保険料	622	4,603	役員退職慰労引当金	209	183
代理店貸	8,399	25,479	賞与引当金	857	2,167
共同保険貸	569	861	特別法上の準備金	111	1,129
再保険貸	1,233	8,358	価格変動準備金	111	1,129
外国再保険貸	26,358	31,833	繰延税金負債	2,225	—
未収金	3,644	4,786	再評価に係る繰延税金負債	—	724
未収収益	224	3,066	負債の部合計	154,933	852,827
預託金	2,408	4,241	(純資産の部)		
地震保険預託金	—	2,347	資本金	13,762	13,762
仮払金	4,388	13,075	資本剰余金	10	68,271
金融派生商品	813	7,278	利益剰余金	4,232	7,230
その他の資産	278	731	その他利益剰余金	4,232	7,230
前払年金費用	—	2,784	圧縮積立金	—	124
繰延税金資産	—	47,035	繰越利益剰余金	4,232	7,105
貸倒引当金	△210	△590	株主資本合計	18,004	89,264
			その他有価証券評価差額金	9,893	31,991
			土地再評価差額金	—	△8,119
			評価・換算差額等合計	9,893	23,871
			純資産の部合計	27,897	113,135
資産の部合計	182,831	965,963	負債及び純資産の部合計	182,831	965,963

(注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日
 - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
 - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△1,189百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△664百万円であります。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定要領に基づき、資産の自己査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。
8. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

従来、数理計算上の差異の費用処理年数は12年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を10年に変更しております。

この変更により、従来の方によった場合と比較して当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ982百万円減少しております。
9. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
12. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨スワップ取引について時価ヘッジを適用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。
- なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
13. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、社会性、公共性の高い損害保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用方針」等を定めております。法令遵守、社会的責任、経営の安定といった理念に基づき行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ及び貸付金等の金銭債権債務があります。

金利、株価、為替といった市場の変動により、これらの金融商品の価値が減少し損失を被るといった「市場関連リスク」、また、それぞれの発行体や貸付先といった信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るといった「信用リスク」があります。なお、金融商品のリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかつたり、適正な価格で取引できなかつたりするといった「流動性リスク」があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品の取引全般に係る権限規程及び資産運用リスク管理に係る規程等を定め、これらの規程等に基づいて取引を実施し、リスクを管理しております。

また、資産運用部門(フロント部門)、事務管理部門(バック部門)、リスク管理部門(ミドル部門)をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。

資産運用部門は、投融資委員会を設置し、運用戦略等を協議する体制を構築するとともに、リスク特性に応じて保有限度額や損切り等のリミットを設定し管理しております。

また、リスク管理部門は、VaR(バリュー・アット・リスク)計測等を行うことによりリスクをモニタリングし、その状況を定期的にリスク・キャピタル委員会等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記における契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

15. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預貯金	75,830	75,830	—
(2)有価証券			
①満期保有目的の債券	84,044	91,904	7,860
②その他有価証券	578,329	578,329	—
(3)貸付金	8,086	8,086	0
資産計	746,291	754,151	7,860
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△126	△126	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△1,823	△1,823	—
デリバティブ取引計	△1,949	△1,949	—

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。通貨スワップ取引の時価は、期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。また、株式先渡取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産(2)②その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額(百万円)
①非上場株式(※1)	1,975
②組合出資金(※2)	583
③投資信託(※3)	1,434
合計	3,992

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

16. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

用途	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)
オフィスビル	8,914	6,972
住宅等	679	708
合計	9,593	7,680

(注1) 貸借対照表計上額及び時価は、当社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しております。

(注2) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づく金額であります。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権はありません。なお、それぞれの定義は以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は45,617百万円、圧縮記帳額は4,469百万円であります。

19. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定453百万円であります。

20. 関係会社に対する金銭債権総額は978百万円、金銭債務総額は4,411百万円であります。

21. 繰延税金資産の総額は92,042百万円、繰延税金負債の総額は10,590百万円であります。

また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は34,416百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金55,140百万円、繰越欠損金14,302百万円及び減価償却超過額5,470百万円等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金10,175百万円等であります。

22. 担保に供している資産は有価証券9,432百万円であります。

23. 支払備金の内訳は以下のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる金額を除く)	163,371百万円
同上に係る出再支払備金	69,350百万円
差引(イ)	94,020百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	9,570百万円
計(イ+ロ)	103,590百万円

24. 責任準備金の内訳は以下のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	513,406百万円
同上に係る出再責任準備金	227,409百万円
差引(イ)	285,996百万円
その他の責任準備金(ロ)	350,964百万円
計(イ+ロ)	636,960百万円

25. 1株当たり純資産額は10,274,813円77銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は10,011株、普通株式と同等の株式数は1,000株であります。

26. 当社(旧社名：AIU損害保険株式会社)は平成30年1月1日付けで、当社を存続会社としてAIGグループ会社である富士火災海上保険株式会社を吸収合併し、商号をAIG損害保険株式会社に変更いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業

名称：AIU損害保険株式会社

事業の内容：損害保険事業

被結合企業

名称：富士火災海上保険株式会社

事業の内容：損害保険事業

②企業結合日

平成30年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、富士火災海上保険株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

AIG損害保険株式会社

⑤取引の目的を含む取引の概要

合併により両社の強みを組み合わせ、経営資源の集約を図ることが、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含む全てのステークホルダーの最善の利益に適うと判断し、当局の認可を受けて平成30年1月1日に合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

27. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度(非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	43,978百万円
勤務費用	631百万円
利息費用	478百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,108百万円
退職給付の支払額	△1,575百万円
その他	15,359百万円
期末における退職給付債務	57,762百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	29,267百万円
期待運用収益	815百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,407百万円
事業主からの拠出額	2,227百万円
退職給付の支払額	△1,575百万円
その他	20,346百万円
期末における年金資産	52,489百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	57,759百万円
年金資産	△52,489百万円
	5,270百万円
非積立型制度の退職給付債務	3百万円
未積立退職給付債務	5,273百万円
未認識数理計算上の差異	4,087百万円
未認識過去勤務費用	△1,850百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,510百万円
退職給付引当金	10,295百万円
前払年金費用	△2,784百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,510百万円

④年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40.6%
株式	36.9%
現金及び預金	7.2%
その他	15.3%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が13.9%含まれております。

⑤長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	2.5%
退職給付信託に関するもの	0.0%

28. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

29. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
経常損益の部	経常収益	67,384	136,509
	保険引受収益	65,086	131,760
	正味収入保険料	64,855	106,788
	収入積立保険料	△20	△70
	積立保険料等運用益	219	1,607
	支払備金戻入額	—	2,748
	責任準備金戻入額	—	20,684
	為替差益	27	—
	その他保険引受収益	4	—
	資産運用収益	1,370	3,641
	利息及び配当金収入	1,507	3,820
	有価証券売却益	81	1,388
	有価証券償還益	0	39
	その他運用収益	0	0
	積立保険料等運用益振替	△219	△1,607
	その他経常収益	927	1,107
	貸倒引当金戻入額	—	125
	その他の経常収益	927	982
	経常費用	67,092	130,703
	保険引受費用	12,652	53,047
	正味支払保険金	24,833	54,813
	損害調査費	5,965	11,250
	諸手数料及び集金費	△20,733	△17,008
	満期返戻金	92	3,901
	契約者配当金	0	0
	支払備金繰入額	348	—
	責任準備金繰入額	2,130	—
	為替差損	—	51
	その他保険引受費用	15	39
	資産運用費用	357	425
	有価証券売却損	35	0
	有価証券評価損	41	—
	有価証券償還損	0	41
	金融派生商品費用	192	220
	為替差損	88	162
	その他運用費用	—	1
	営業費及び一般管理費	53,361	76,646
	その他経常費用	722	583
	支払利息	16	23
	貸倒引当金繰入額	74	—
	貸倒損失	2	2
	その他の経常費用	629	558
	経常利益	291	5,806
特別損益の部	特別利益	104	811
	価格変動準備金戻入額	104	—
	固定資産処分益	—	811
	特別損失	301	702
	固定資産処分損	74	290
	減損損失	—	26
	特別法上の準備金繰入額	—	385
	価格変動準備金繰入額	—	385
	早期退職関連費用	227	—
税引前当期純利益		94	5,914
法人税及び住民税		1,041	75
法人税等調整額		106	3,000
法人税等合計		1,147	3,076
当期純利益又は当期純損失(△)		△1,053	2,838

(注記)

1. 関係会社との取引による収益総額は38百万円、費用総額は6,587百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	321,492百万円
支払再保険料	214,703百万円
差引	106,788百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	143,815百万円
回収再保険金	89,001百万円
差引	54,813百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	66,939百万円
出再保険手数料	83,947百万円
差引	△17,008百万円

(4) 支払備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる金額を除く)	△11,021百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△8,628百万円
差引(イ)	△2,393百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△355百万円
計(イ+□)	△2,748百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△4,205百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	13,822百万円
差引(イ)	△18,028百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	△2,656百万円
計(イ+□)	△20,684百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	10百万円
有価証券利息・配当金	3,468百万円
貸付金利息	80百万円
不動産賃貸料	258百万円
その他利息・配当金	2百万円
計	3,820百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は1,949百万円の益であります。

4. 1株当たりの当期純利益金額は257,767円93銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は2,838百万円であり普通株式及び普通株式と同等の株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は10,010.25株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は1,000株であります。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は2,389百万円であり、その内訳は次のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	631百万円
利息費用	478百万円
期待運用収益	△815百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,277百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	537百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,109百万円
その他	280百万円
計	2,389百万円

6. 当期における法定実効税率は28.17%、税効果適用後の法人税等の負担率は52.02%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の増加による21.68%及び法人住民税均等割による2.63%等であります。

7. 関連当事者との取引については以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ナショナル ユニオン	なし	再保険取引先	出再取引			
				保険料	141,677	外国再保険貸	22,600
				保険金	54,529	外国再保険借	36,477
				手数料	58,391		
親会社の子会社	アメリカン インターナ ショナル リインシュア ランス カンパニー	なし	再保険取引先	出再取引			
				保険料	49,898	外国再保険貸	7,813
				保険金	25,159	外国再保険借	3,850
				手数料	21,612		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 出再取引は、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	94	5,914
減価償却費	1,348	4,663
減損損失	—	26
支払備金の増減額(△は減少)	349	△2,748
責任準備金の増減額(△は減少)	2,130	△20,684
貸倒引当金の増減額(△は減少)	73	△130
前払年金費用の増減額(△は増加)	—	1,432
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,436	△1,549
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△13	△137
賞与引当金の増減額(△は減少)	62	△2,386
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△104	385
利息及び配当金収入	△1,507	△3,820
有価証券関係損益(△は益)	5	△1,365
金融派生商品関係損益(△は益)	492	△9,669
支払利息	16	23
為替差損益(△は益)	60	213
有形固定資産関係損益(△は益)	74	△520
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△3,056	2,742
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,332	11,826
その他	△423	△629
小 計	△501	△16,416
利息及び配当金の受取額	1,750	5,053
利息の支払額	△16	△23
法人税等の支払額	△2,469	△716
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,237	△12,102
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,734	△21,688
有価証券の売却・償還による収入	14,436	34,854
貸付金の純増減額(△は増加)	5	917
資産運用活動計	12,707	14,084
(営業活動及び資産運用活動計)	(11,469)	(1,981)
有形固定資産の取得による支出	△1,859	△547
有形固定資産の売却による収入	15	1,545
無形固定資産の取得による支出	△5,225	△3,505
その他	—	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,638	11,610
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	—	△138
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△138
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	△401
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,397	△1,033
現金及び現金同等物期首残高	5,990	10,388
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	66,465
現金及び現金同等物期末残高	10,388	75,820

(注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金 75,830百万円

預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △10百万円

現金及び現金同等物 75,820百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2016年度							
区 分	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	13,762	10	5,285	19,057	7,064	7,064	26,121
当期変動額							
当期純損失	－	－	△1,053	△1,053	－	－	△1,053
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	2,829	2,829	2,829
当期変動額合計	－	－	△1,053	△1,053	2,829	2,829	1,776
当期末残高	13,762	10	4,232	18,004	9,893	9,893	27,897

2017年度									
区 分	株主資本				評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金		評価・ 換算差額等 合計
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金						
			圧縮積立金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	13,762	10	－	4,232	18,004	9,893	－	9,893	27,897
当期変動額									
圧縮積立金の取崩	－	－	△6	6	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	2,838	2,838	－	－	－	2,838
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	28	28	－	－	－	28
合併による増加	－	68,261	131	－	68,392	－	－	－	68,392
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	22,097	△8,119	13,978	13,978
当期変動額合計	－	68,261	124	2,873	71,259	22,097	△8,119	13,978	85,238
当期末残高	13,762	68,271	124	7,105	89,264	31,991	△8,119	23,871	113,135

2. 資産・負債の明細

(1)商品有価証券の平均残高及び売買高

該当はありません。

(2)保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	6,767	7.1	138,660	20.8
地方債	4,982	5.3	4,919	0.7
社債	40,418	42.7	101,638	15.3
株式	15,211	16.1	60,389	9.1
外国証券	18,019	19.0	339,250	50.9
その他の証券	9,303	9.8	21,509	3.2
合計	94,702	100.0	666,366	100.0

(3)保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2016年度	2017年度
公社債	0.98	1.03
株式	4.46	2.29
外国証券	1.35	1.70
その他の証券	4.91	4.89
合計	1.65	1.57

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2016年度末							2017年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (満期の定め ないものを含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (満期の定め ないものを含む)	合計
国債	-	2,119	150	629	-	3,867	6,767	3,850	28,167	24,130	23,683	17,877	40,952	138,660
地方債	-	727	4,255	-	-	-	4,982	-	3,463	1,455	-	-	-	4,919
社債	2,618	13,654	8,205	2,308	1,676	11,953	40,418	11,299	30,206	4,253	12,235	2,148	41,495	101,638
株式						15,211	15,211						60,389	60,389
外国証券	2,032	10,687	802	-	562	3,934	18,019	42,606	84,736	54,030	97,189	34,644	26,044	339,250
公社債	2,032	10,687	802	-	562	3,934	18,019	42,606	84,736	54,030	97,189	34,644	26,044	339,250
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
その他の証券	-	-	-	-	-	9,303	9,303	-	-	-	-	-	21,509	21,509
合計	4,651	27,189	13,414	2,938	2,239	44,269	94,702	57,755	146,573	83,869	133,107	54,669	190,389	666,366

(5) 保有株式の業種別残高

(単位：百万円)

区 分		2016年度末		2017年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
製造業	食料品	-	-	12	0.0
	繊維製品	-	-	-	-
	パルプ・紙	-	-	-	-
	化学	-	-	-	-
	医薬品	-	-	268	0.5
	石油・石炭製品	-	-	-	-
	ゴム製品	-	-	-	-
	ガラス・土石製品	-	-	-	-
	鉄鋼	-	-	432	0.7
	非鉄金属	-	-	-	-
	金属製品	202	1.3	293	0.5
	機械	64	0.4	2,122	3.5
	電気機器	335	2.2	6,070	10.1
	輸送用機器	-	-	1,402	2.3
	精密機器	-	-	-	-
	その他製品	-	-	82	0.1
	小計	602	4.0	10,685	17.7
非製造業	水産・農林業	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-
	建設業	459	3.0	19,618	32.5
	電気・ガス業	-	-	-	-
	陸運業	724	4.8	4,565	7.5
	海運業	-	-	39	0.1
	空運業	-	-	865	1.4
	倉庫・運輸関連業	168	1.1	640	1.0
	情報・通信業	-	-	99	0.2
	卸売業	1,918	12.6	3,966	6.6
	小売業	6	0.0	643	1.1
	銀行業	-	-	3,234	5.3
	証券・商品先物取引業	609	4.0	609	1.0
	保険業	9,702	63.8	10,207	16.9
	その他金融業	155	1.0	163	0.3
	不動産業	350	2.3	3,543	5.9
	サービス業	513	3.4	1,507	2.5
	小計	14,608	96.0	49,703	82.3
	合計	15,211	100.0	60,389	100.0

(6) 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2016年度末	変動金利	4,000	—	—	—	—	13	4,013
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	合計	4,000	—	—	—	—	13	4,013
2017年度末	変動金利	4,067	1,217	—	—	—	2,154	7,440
	固定金利	260	288	52	26	15	3	646
	合計	4,327	1,506	52	26	15	2,158	8,086

(7) 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	2	0.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	(2)	(0.0)
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	4,000	99.7	5,928	73.3
その他	—	—	2	0.0
一般貸付計	4,000	99.7	5,932	73.3
約款貸付	13	0.3	2,154	26.7
合計	4,013	100.0	8,086	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

(8) 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設備資金	4,000	99.7	4,735	58.6
運転資金	13	0.3	3,351	41.4
合計	4,013	100.0	8,086	100.0

(9) 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	335	4.2
不動産業・物品賃貸業	—	—	950	11.7
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
サービス業等	4,000	99.7	4,400	54.4
その他	—	—	244	3.0
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—	—
小計	4,000	99.7	5,930	73.3
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	2	0.0
一般貸付計	4,000	99.7	5,932	73.3
約款貸付	13	0.3	2,154	26.7
合計	4,013	100.0	8,086	100.0

(10) 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大企業	—	—	327	5.5
中堅企業	—	—	—	—
中小企業	4,000	100.0	5,357	90.3
その他	—	—	246	4.2
一般貸付計	4,000	100.0	5,932	100.0

(11) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
土地	—	12,516
営業用	—	7,223
賃貸用	—	5,292
建物	1,834	12,372
営業用	1,834	8,258
賃貸用	—	4,113
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	1,834	24,888
営業用	1,834	15,482
賃貸用	—	9,405
その他の有形固定資産	1,253	4,592
有形固定資産合計	3,088	29,481

(12) リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	—	—

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。なお、「リスク管理債権」は貸付金のみを対象としています。

(13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

(14) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	4,021	8,094
合計	4,021	8,094

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
3ヶ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(1及び2に掲げる債権を除く)以下同じ)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く))をいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(15) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

種 目	支払備金		責任準備金	
	2016年度末	2017年度末	2016年度末	2017年度末
火災	482	8,962	13,953	263,704
海上	85	685	819	3,030
傷害	2,479	6,755	23,808	180,088
自動車	5,736	63,248	14,833	66,717
自動車損害賠償責任	1,143	9,570	5,457	59,773
その他	5,464	14,368	19,555	63,645
(うち賠償責任)	(2,562)	(5,953)	(7,017)	(17,438)
合計	15,392	103,590	78,429	636,960

(16) 責任準備金積立水準

区 分		2016年度末	2017年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(17) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度			2017年度		
	2015年度末残高	2016年度末残高	増加額	2016年度末残高	2017年度末残高	増加額
貸倒引当金計	136	210	73	210	590	380
一般貸倒引当金	58	77	19	77	64	△13
個別貸倒引当金	78	132	54	132	525	393
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	13,281	11,845	△1,436	11,845	10,295	△1,549
役員退職慰労引当金	222	209	△13	209	183	△26
賞与引当金	795	857	62	857	2,167	1,309
価格変動準備金	215	111	△104	111	1,129	1,018

(18) 貸付金償却の額

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度
貸付金償却額	—	—

(19) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

(単位：百万円)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額(経常損失の増加額)＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
	2016年度	2017年度
増加する発生損害額(a)	611	1,151
増加する異常危険準備金取崩額(b)	0	816
経常利益の減少額又は経常損失の増加額(a-b)	611	335

(20) 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

	種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2016年度末	火災	9,263	4,611	74	5	0	13,953
	海上	143	675	—	—	—	819
	傷害	7,973	15,747	32	54	1	23,808
	自動車	4,435	10,397	0	—	—	14,833
	自動車損害賠償責任	5,457	—	—	—	—	5,457
	その他	10,835	7,655	98	957	9	19,555
	合計	38,109	39,087	205	1,016	10	78,429
2017年度末	火災	204,852	52,888	96	5,810	57	263,704
	海上	256	2,773	—	—	—	3,030
	傷害	18,775	38,184	111	122,663	353	180,088
	自動車	33,847	32,869	0	—	—	66,717
	自動車損害賠償責任	59,773	—	—	—	—	59,773
	その他	31,421	25,190	100	6,911	21	63,645
	合計	348,927	151,907	309	135,384	432	636,960

(21) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2013年度	157,325	88,216	66,348	2,760
2014年度	162,190	98,515	67,369	△3,694
2015年度	159,637	87,369	81,056	△8,788
2016年度	165,850	83,582	80,002	2,265
2017年度	161,283	85,463	70,037	5,782

- (注) 1. 元受契約に係る出再控除前の金額を表示しています。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)
4. 富士火災海上保険株式会社との合算値を記載しています。

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 ＋支払備金	事故発生年度末	104,191			99,492			98,978			99,696			96,362		
	1年後	104,240	1.00	49	98,784	0.99	△708	98,593	1.00	△385	98,129	0.98	△1,566			
	2年後	103,551	0.99	△689	98,996	1.00	212	98,475	1.00	△117						
	3年後	103,805	1.00	254	98,721	1.00	△275									
	4年後	103,703	1.00	△102												
最終損害見積り額		103,703			98,721			98,475			98,129			96,362		
累計保険金		100,253			93,131			88,755			81,511			60,134		
支払備金		3,450			5,589			9,720			16,617			36,227		

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 ＋支払備金	事故発生年度末	36,272			34,986			31,895			30,318			29,351		
	1年後	35,760	0.99	△511	33,131	0.95	△1,855	31,575	0.99	△320	30,204	1.00	△114			
	2年後	35,558	0.99	△202	33,146	1.00	15	31,592	1.00	17						
	3年後	35,457	1.00	△101	33,024	1.00	△122									
	4年後	35,441	1.00	△15												
最終損害見積り額		35,441			33,024			31,592			30,204			29,351		
累計保険金		35,107			32,614			30,805			28,251			17,593		
支払備金		334			409			786			1,952			11,757		

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 ＋支払備金	事故発生年度末	17,695			16,337			16,391			15,253			16,210		
	1年後	17,013	0.96	△682	18,729	1.15	2,391	15,898	0.97	△492	15,683	1.03	429			
	2年後	23,119	1.36	6,106	20,596	1.10	1,867	16,240	1.02	342						
	3年後	24,903	1.08	1,783	20,752	1.01	156									
	4年後	24,818	1.00	△85												
最終損害見積り額		24,818			20,752			16,240			15,683			16,210		
累計保険金		21,348			17,427			14,681			13,569			8,437		
支払備金		3,469			3,325			1,558			2,113			7,773		

- (注) 1. 元受契約に係る出再控除前の金額を表示しています。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。
4. 「累計保険金＋支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。
5. 富士火災海上保険株式会社との合算値を記載しています。

3. 損益の明細

(1) 事業費の明細

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
人件費	24,443	34,714
物件費	33,542	50,842
税金	1,340	2,338
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	0
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
合計	59,326	87,896
諸手数料及び集金費	△20,733	△17,008
事業費合計	38,593	70,888

4. 時価情報等

(1) 有価証券

①形態別

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	82,771	94,702	11,930	624,883	666,366	41,482
公社債	51,051	52,167	1,116	238,212	245,217	7,004
株式	7,440	15,211	7,770	31,149	60,389	29,239
外国証券	17,843	18,019	176	339,094	339,250	155
その他の証券	6,436	9,303	2,866	16,426	21,509	5,082

②保有目的別

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	10,881	10,881	—	84,044	84,044	—
子会社及び関連会社株式	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	71,890	83,820	11,930	540,839	582,322	41,482
合計	82,771	94,702	11,930	624,883	666,366	41,482

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券については帳簿価額としています。

(2) 金銭の信託

該当はありません。

(3) デリバティブ取引関係

(単位：百万円)

2016年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引				該当はありません。		
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引						
	a.通貨関連						
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
		米ドル	8,142	2,385	280	280	
		英ポンド	2,347	2,347	530	530	
ユーロ		1,623	－	△36	△36		
合計		－	－	774	774		
b.その他 該当はありません。							
2017年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引						
	a.通貨関連						
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
		米ドル	6,144	－	261	261	
		英ポンド	1,623	－	△154	△154	
		ユーロ	462	462	△43	△43	
		買建					
		米ドル	5,774	－	△62	△62	
		英ポンド	1,884	－	△106	△106	
		ユーロ	526	526	△20	△20	
		合計		－	－	△126	△126
		b.その他 該当はありません。					
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引						
	a.通貨関連						
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
		米ドル	103,051	35,658	3,597	3,597	
		英ポンド	20,998	15,099	△787	△787	
		ユーロ	52,750	37,403	△5,270	△5,270	
		通貨スワップ取引					
米ドル		34,129	33,585	2,145	2,145		
英ポンド		8,625	8,625	△64	△64		
ユーロ		34,365	34,365	7	7		
合計		－	－	△372	△372		
b.株式関連							
区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益		
市場取引以外の取引	株式先渡取引 売建						
		15,725	－	△1,450	△1,450		
合計		－	－	△1,450	△1,450		
c.その他 該当はありません。							

5. その他

(1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2016年度

2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2017年度

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のAIG損害保険株式会社の財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、代表取締役社長 兼 CEOが確認をしています。

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- ①火災保険
- ②海上保険
- ③傷害保険
- ④自動車保険
- ⑤自動車損害賠償責任保険
- ⑥その他の保険
- ⑦以上各種保険の再保険

(2) 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

(3) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

当社は、大同生命保険株式会社およびFWD富士生命保険株式会社の生命保険業に係る業務の代理・事務の代行など、他の保険会社の業務の代理または事務の代行を行っています。

(4) 国債等の窓口販売業務

行っていません。

2. 沿革

【AIG損害保険】

- 2018 年 ● AIU損害保険(株)と富士火災海上保険(株)が合併し、AIG損害保険(株)誕生
 - 「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定

【旧AIU損害保険】

- 1946 年 ● AIUコーポレーション(AIUC)日本支店を開設
- 1949 年 ● ファイアーメンズ保険会社、ハノーバー火災保険会社、パシフィック・ナショナル・ファイアー保険会社の3社が日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1952 年 ● アメリカン・インターナショナル保険会社(AIA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1960 年 ● アメリカンホーム保険会社(AHA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1963 年 ● 日本法人AIU(株)を設立
- 1964 年 ● AIU(株)がAIUジャパン社より保険事業代行業務を引き継ぎ、営業を開始
- 1971 年 ● AIU(株)と大同生命が業務提携。「経営者大型総合保障制度」の販売を開始
- 1972 年 ● 沖縄の本土復帰に伴い、AIU沖縄をAIU(株)の傘下に吸収
- 1974 年 ● AIU東京ビル(大手町)完成
- 1977 年 ● エアビュー インシュアランス カンパニー(AIU保険会社)、日本における損害保険事業免許を取得
- 1978 年 ● AIU保険会社日本支社はAIU(株)より保険業務を引き継ぎ、営業を開始。全支店・営業所を同社に移籍
- 1997 年 ● アルカウエスト(東京・錦糸町)完成、本店各本部が移転
- 1999 年 ● オリックス(株)と業務提携
- 2000 年 ● AIUウエスト傷害クレームサービスセンターを開設
 - 富士火災海上保険(株)と包括的業務提携
 - 沖縄コールセンターを開設
- 2002 年 ● 損害調査および保険金支払業務全般について、ISO9001：2000年版の認証取得(～2008年9月)
- 2004 年 ● 富山市にAIUコンタクトセンターを開設
- 2005 年 ● ロイヤル・サンアライアンス保険会社とロンドン保険会社の保険契約を包括移転
 - JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)オフィシャル損害保険パートナー(～2008年)
- 2007 年 ● 富山市にAIUビジネスサポートセンターを開設
- 2009 年 ● AIGは損害保険事業を新ブランド「CHARTIS(チャーティス)」として展開することを決定。AIUもその傘下として同ブランドに対応
- 2011 年 ● 大同生命保険(株)と代理店委託契約を締結
 - 東日本大震災発生における各種特別措置を実施
- 2012 年 ● 日本法人への移行に向け、AIU損害保険(株)の損害保険業免許取得
 - AIGは損害保険事業のブランドを「CHARTIS」から「AIG」として再構築。AIUもその傘下として同ブランドに対応
- 2013 年 ● AIU 損害保険(株)として営業を開始
 - 日本におけるAIGグループの再編を発表(富士火災海上保険(株)と、関係当局認可等を前提に、合併による経営統合を行う方向で準備を進める)
 - 大阪府と協定を締結し、提携分野の連携を強化
 - 沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設
- 2014 年 ● 経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定
 - (株)アデランスと医療保険分野で業務提携
 - AIG クレーム・ソリューション・ジャパン(株)を吸収合併
- 2015 年 ● S&P「日本SME格付け」の取次業務を開始
 - 合併後の新会社名について「AIG損害保険株式会社」と発表
 - UCDAアワード2015で「総合補償プラン」ご契約満期のご案内が「アナザーボイス賞」を受賞

- 2016 年 ● 女性活躍推進法に基づく行動計画(日本におけるAIGグループ)を公表
 - 大阪府と事業連携協定を締結し、自転車保険加入義務化をサポート
 - 大阪でのビジネス拠点を、OAP(大阪アメニティパーク)から、GFO(グランフロント大阪)とパシフィックマークス江坂に集約。開所式を実施
 - 高知県南国市と防災・減災に関する協定を締結
- 2017 年 ● 関係当局の認可等を前提に富士火災との合併日を2018年1月1日とすることを発表
 - 合併前の一体化運営を開始
 - 自転車保険義務化をサポートするため、名古屋市と協定を締結
 - 「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)2017」を受賞

【旧富士火災海上保険】

- 1918 年 ● 日本簡易火災保険(株)を設立
- 1941 年 ● 常盤簡易火災保険(株)を吸収合併
- 1949 年 ● 富士火災海上保険(株)に社名変更
- 1953 年 ● 大阪証券取引所へ上場
- 1961 年 ● 東京証券取引所へ上場
- 1975 年 ● 英国現地法人富士火災(U.K.)社をロンドンに設立
 - 富士火災損害調査(株)を設立
- 1981 年 ● 米国現地法人富士火災アメリカ社をシカゴに設立
- 1989 年 ● 富士火災アメリカ社をアメリカン富士に社名変更
- 1990 年 ● 富士火災(U.K.)社を富士インターナショナル社に社名変更
 - 「国際花と緑の博覧会」へ出展
- 1991 年 ● 東京本社を設け、大阪・東京2本社制へ
- 1992 年 ● 多摩研修センター・防災トレーニングセンターを開設
- 1996 年 ● 富士生命保険(株)の設立および営業開始
- 1997 年 ● 富士火災サポートセンターを設立
- 2000 年 ● AIU保険会社と包括的業務提携
- 2002 年 ● オリックス、AIGグループによる資本参加の基本合意
- 2004 年 ● 「セイフティ 24サービスセンター」の運用開始
- 2008 年 ● 「2008 CRMベストプラクティス賞」を受賞
 - 次世代認定マーク「くるみん」を取得
- 2011 年 ● 東証・大証への上場廃止
 - AIGグループの完全子会社化。同時に監査役設置会社へ移行
- 2012 年 ● 富士損害サービス社を統合
- 2013 年 ● アメリカン富士社、富士インターナショナル社を売却
 - AIGジャパン・ホールディングスの完全子会社化
 - 富士生命保険(株)をAIG富士生命保険(株)に社名変更
 - 関係当局の認可等を前提に2015年下半年以降のAIU社との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表
- 2014 年 ● 沖縄コンタクトセンター開設
 - 長崎ビジネスセンター開設
 - 富山コンタクトセンター開設
- 2015 年 ● 大阪書類受付センター開設
- 2016 年 ● 東京書類受付センター開設
 - 大阪の各オフィス をGFO(グランフロント大阪)とパシフィックマークス江坂に集約
 - 本店所在地を東京へ変更
- 2017 年 ● 関係当局の認可等を前提にAIUとの合併日を2018年1月1日とすることを発表
 - 合併前の一体化運営を開始
 - AIG富士生命保険の全株式をFWDグループへ譲渡

3. 組織

(1) 本社機構、営業・損害サービス機構

(2018年7月1日現在)



(2)国内ネットワーク (2018年7月1日現在)

日本全国の主要都市に営業店舗や事故相談センターを配置し、地域に密着したきめ細かな対応ができるよう努めています。

さらに、日中はもちろん平日の時間外や休日にも保険に関するお問い合わせをフリーダイヤルでお受けする「カスタマーサポートセンター」や万一の事故のときのために24時間365日体制の「事故受付センター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合計

営業店舗(営業部・支店・センター)	175
事故相談センター(サービスセンター・オフィス・カスタマーセンター・事故受付センター)	196



(3)海外ネットワーク (2018年7月1日現在)

当社の海外拠点はありますが、AIGグループの世界的なネットワークを通じて、お客さまにサービスを提供できる体制にあります。

4. 役員の状況 (2018年7月1日現在)

(1) 取締役・監査役の状況

役 名	氏 名	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役会長 (非常勤)	ラリック・ホール	2008年 6月 AIG 入社 2012年11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント 2013年 4月 AIGパートナーズ株式会社 取締役(非常勤) AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年11月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役副社長 AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 取締役会長(非常勤)(現任) 2016年 9月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント(非常勤)(現任) 2018年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役副社長(現任) 2018年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤)(現任)
代表取締役 社長	ケネス・ライリー	1999年11月 AIG 入社 2013年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2016年12月 AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 代表取締役社長兼CEO(現任)
取締役 (非常勤)	クリスチャン・サンドリック	1999年 8月 AIG 入社 2012年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 常務執行役員 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年 4月 AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 2015年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2016年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2016年 2月 テックマークジャパン株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 2018年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員(現任) 2018年 4月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	しゅどう とおる 首藤 透	2002年 2月 AIG株式会社(現AIGテクノロジーズ株式会社) 入社 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役副社長 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2018年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ウェンデル・デーブ・ダウリッチ	2013年 6月 AIG 入社 2015年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 アジアパシフィック地域担当 チーフ・フィナンシャル・オフィサー(現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役(現任) 2017年 3月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 6月 AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)
取締役 (非常勤)	ロバート・ノディン	1985年 8月 AIG 入社 2011年 4月 AIU保険会社 日本における代表者兼CEO 2012年 5月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント(非常勤)(現任) AIU損害保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 2012年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO(現任) 2014年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤)(現任) 2014年 7月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	まつお みか 松尾 美香	2011年 9月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 入社 専務執行役員 2012年 6月 AIGハーモニー株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2015年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 2017年 7月 ティーパック株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2018年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員(現任) 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)

役 名	氏 名	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
社外 監査役 (常勤)	おさだ くにひこ 長田 國彦	1976年 4月 富士火災海上保険株式会社 入社 2010年 4月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 監査役(常勤) 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役(非常勤) 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	やまおか しゅう 山岡 修	1997年 8月 AIU保険会社 入社 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 監査役(常勤) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤) 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	さぎうち としゆき 鷺内 俊幸	1999年 8月 AIG 入社 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) 2018年 2月 AIGアセットマネジメント株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)

(注) 長田國彦、山岡修、鷺内俊幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員略歴に関する注記

- 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(AIG)、日本におけるAIGのグループ会社のうち保険持株会社と全保険会社に加え、AIGアセットマネジメント株式会社、AIG パートナース株式会社、AIGハーモニー株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーベック株式会社、および過去にAIGと資本関係のあった会社(存続会社含む)における略歴に限定して記載しています。
- 本表においては、社名もしくは会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
 - AIG損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社については全てAIU 保険会社と記載するとともに、2017年12月31日まではAIU損害保険株式会社と記載しています。
 - AIGジャパン・ホールディングス株式会社について、2012年11月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。
 - AIGハーモニー株式会社について、2017年5月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。
 - AIGパートナーズ株式会社について、2018年1月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。

(2) 執行役員の状況

役 名	氏 名	担 当
代表取締役社長 兼 CEO	ケネス・ライリー	総括、内部監査部門
執行役員 兼 COO※1	ジョン・モンクスミス	トランスフォーメーションサービス部門
執行役員	東 希篤	個人セグメント保険部門
執行役員	新垣 嘉章	首都圏地域事業本部長
執行役員	岩本 真一	経営企画部門
執行役員	マシュー・ウォーカー	マーケティング部門
執行役員	片山 敦	傷害・医療保険部長
執行役員 兼 CFO※2	北澤 緑	経理・財務部門
執行役員	栗丸 安幸	ディストリビューション特命担当
執行役員	小針 成由	大企業・中堅企業セグメント保険部門
執行役員 兼 ゼネラルカウンセル	斎藤 輝夫	法務部門
執行役員	ビル・ザン	データ&アナリティクス部門
執行役員	庄 暁暉	ソリューションデリバリー部長
執行役員 兼 CIO※3	ジョン・スキッパー	システム部門
執行役員	説田 正親	関西地域事業本部長
執行役員	高木 信行	総務部門
執行役員 兼 CDO※4	高橋 宏典	ディストリビューション
執行役員	辻村 健	マーケット統括部門
執行役員 兼 CRO※5	長瀬 昭	リスク管理統括部門
執行役員	ジャイルズ・バーカー	中小企業セグメント保険部門
執行役員	林原 麻里子	広報部門
執行役員	福富 一成	人事部門
執行役員	前場 俊宏	COO付特命担当
執行役員	御厨 志郎	中小企業保険部長
執行役員	三須 雅之	コンプライアンス部門
執行役員	湯本 英利	損害サービス・オペレーション部門

- ※1 COOは、チーフ・オペレーションズ・オフィサーの略です。 ※2 CFOは、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーの略です。
 ※3 CIOは、チーフ・インフォメーション・オフィサーの略です。 ※4 CDOは、チーフ・ディストリビューション・オフィサーの略です。
 ※5 CROは、チーフ・リスク・オフィサーの略です。

5. 株主の状況

株主名	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社		
持株数	11,011 株		
	内 訳	普通株式	10,011 株
		A 種種類株式	1,000 株
持株比率	100%		

AIGジャパン・ホールディングス株式会社
〒105-8602
東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MT ビル

6. 会計監査人の状況

PwCあらた有限責任監査法人

7. 従業員の状況

(2018年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
7,272	42.1	12.3

□お客さま本位の業務運営方針・取組内容

AIGジャパングループでは、お客さまにとって最も価値のある保険会社グループを目指すというビジョン(私たちの目指す姿)を掲げています。

AIG損害保険株式会社(以下、「当社」という。)は、上記ビジョンを実現するために、より一層お客さまを本位とする保険会社となるべく本方針を制定し、定期的に見直し、取組状況を公表します。

また、お客さまのパートナーとして選ばれることを目指す事業戦略コンセプト「アクティブ・ケア」*を展開し、グローバルなネットワークを有する保険会社としてお客さまにとって最善の利益を追求するために、お客さまの目線に立った取組みを実施します。

※「アクティブ・ケア」とは

日本におけるAIGグループ固有かつ統一の事業戦略コンセプトです。「アクティブ・ケア」は、次の3つの要素で構成されています。

- (1) お客さまの目線に立ったシンプルで分かりやすい情報提供
- (2) 万一のときだけでなく、事故や損害を未然に防ぐ支援
- (3) 先進的なテクノロジー、グローバルで蓄積されたノウハウ、そして国内市場に関する深い知見を活かしたイノベーション

1. お客さまの声を活かした業務運営

お客さまの声を真摯に受け止め、迅速、的確かつ誠実に対応し、お客さまの安心につながる業務運営と業務品質の改善・向上に活かします。

(1) お客さまの声を経営に活かす仕組み

営業拠点・損害サービス拠点、コールセンターや代理店で受けたお客さまの声は、「お客さまの声データベース」に登録し、お客さまの声室を主管部署として一元管理をしています。

お客さまの声については、当該事項にかかる各主管部署が、その原因分析を行い、改善策を策定し、実施することで、業務品質の改善・向上に繋がっています。

「お客さまの声検証委員会」は、お客さまの声に基づく業務改善と業務品質の維持向上を目的として、関係部署に対する改善指示や、改善結果の検証を行い、その結果を定期的に経営会議に報告しています。

(2) お客さま満足向上への取組み

各種お客さまアンケートを実施することで、お客さまの声を広く収集し、お客さまのご不満・ご意見・お褒めの言葉を業務運営に活かすとともに、業務品質の維持・向上を図っています。

苦情の件数、内容等の情報については、定期的にディスクロージャー誌や当社ホームページに掲載し、お客さまの声の管理について透明化を図るとともに、お客さまの声を基にした業務運営や商品・サービス・業務について改善した事例についても同様に公表しています。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

「アクティブ・ケア」に基づく「お客さまの潜在的ニーズの把握」と「一歩先の心遣い」を追求し、グローバルにおける独自の知見とネットワークを活用しつつ、迅速かつ適切にお客さまの期待とニーズを反映した商品・サービスを提供するよう努めます。

(1) お客さまのニーズに基づく商品・サービスの開発・提供

お客さまの特性に応じ、顕在化しているお客さまニーズだけでなく、潜在的なお客さまニーズを把握するよう努め、これを反映した商品・サービスを開発・提供します。

(2) お客さまのご意向を踏まえた契約

コンサルティングを通じて、お客さまのリスクとご意向を把握し、適切な商品を提案します。
またあわせて、お客さまのリスクの予防・管理・対応にふさわしいサービスを提案します。

(3) お客さまの声に基づく商品・サービスの改善

お寄せいただいたお客さまの声を踏まえ、継続的な商品・サービスの改善に取り組めます。

3. 保険募集における適切な情報提供

ご自身のニーズや意向に最も適した保険商品をお客さまに選択していただけるよう、「アクティブ・ケア」に基づき、金融商品・サービスに関する知識や取引経験、保険のご加入目的等一人ひとりの状況を踏まえ、お客さまのご理解・ご判断に必要な情報を分かりやすく提供します。

また、ご契約内容や各種変更手続きに関するお問合せの際も、お客さまのご要望等に適切にかつ迅速に対応します。

(1) お客さまのご意向に沿った分かりやすい情報の提供への取組み

保険募集に際しては、お客さまのご意向を的確に把握し、適切な保険商品・プランをパンフレットなどを使用して分かりやすく提案・説明します。

保険契約締結時に必要な情報は「重要事項説明書」を使用して、お客さまのご意向にあった最適な保険商品をご選択いただけるよう情報提供に努めます。

また、ご契約の前に、お客さまがお申込みいただくことをご契約内容がご意向に合っているか、誤りがないかについて、お客さまと共同して確認します。

(2) お客さまに適正な推奨販売をするための取組み

複数の保険会社の保険商品を販売する保険代理店・保険募集人が、お客さまに対し、取扱商品の中から特定の保険会社の商品を選別・推奨して販売する場合には、推奨した商品をどのように選別したのかその理由を説明できる適切な態勢を整備しています。

(3) ご高齢のお客さま、障がいのあるお客さまへの配慮

ご高齢のお客さまには、商品・サービスのより丁寧な説明を行い、お客さまのご理解の状況やご希望により、親族に同席をいただく等の社内規則を定め、適切な対応に努めています。

また、ご高齢のお客さまと連絡がとれない場合や親族からの問い合わせに対応するため、あらかじめ連絡先をご登録いただく「親族登録制度」をおすすめしています。

障がいのあるお客さまには、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ必要かつ合理的な配慮を提供するよう、社員および募集人に周知徹底しています。

さらに、高齢者や色覚障がい者への配慮としての募集文書へのユニバーサルフォントやカラーユニバーサルデザインの導入、専門家を招いての障がい者理解講座や手話講習の開催など、ダイバーシティの推進にも積極的に取り組んでいます。

(4) 「アクティブ・ケア」に基づくリスク・コンサルティングサービスの取組み

個々のお客さまの特有のリスクに着目して損害を未然に防ぐためのアドバイス(コンサルティングサービス)を提供します。

4. 迅速かつ適切な保険金支払い

「アクティブ・ケア」に基づき、テクノロジーの駆使と高い専門性を両立することで、効率的かつ適正に保険金を支払います。

その実現のために、グローバルでの経験とネットワークを活用したサービスを提供し、また事故受付から保険金支払に至る業務プロセス、組織・人材、保険金支払業務拠点、システムの各領域において迅速かつ適切な保険金支払業務を行う態勢を引き続き整備します。

(1) 保険金請求手続きの簡略化の推進などによる顧客満足度の維持・向上

保険金請求書の簡素化や添付書類の簡略化などを推進し、お客さまの利便性向上に努めます。

また、損害調査方法の効率化などによって、より迅速な保険金支払いを実現します。

(2) 適正かつ品質の高い損害サービスの提供

高品質なサービス提供のため、保険商品や保険種類に特化した専門的教育・研修プログラムを導入し、プロフェッショナルの育成を図っています。

適正な損害サービスを提供するため、保険金の支払判断を支援するシステムの導入、システムによる支払可能な保険契約のチェック、事後的なチェック態勢の整備を行っています。

不正請求の調査・鑑定業務・医療調査などの特定業務については、集約のうえ専門的スキルを持つ担当者により正確な業務品質を確保しています。

(3) 「アクティブ・ケア」に基づく多様化するお客さまへの価値のあるサービスの提供

損害調査や示談交渉などの事故対応においても社員一人ひとりがお客さまの気持ちに立ち、「アクティブ・ケア」をコンセプトとしたより積極的な行動を目指しています。

また、事故を未然に防止するための予防策として、蓄積されたデータ・事例を分析してロスプリベンション(事故未然防止提案)サービスに活用しています。

(4)大規模災害に備えた態勢の構築

保険金請求に必要な書類等を電子化することによって、システムバックアップデータを保持するとともに、大規模災害発生時等においても場所を問わない事業継続態勢を整備し、お客さまへの迅速な保険金支払を行います。事故受付は複数の拠点を設置することにより、大規模災害発生時においても安定的な受電態勢を確保しています。

5. 適切な利益相反管理

お客さまと利益相反が生じる可能性のある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に把握し管理することに努めます。

(1)利益相反の可能性のある取引の把握と管理

コンプライアンス統括部を利益相反管理統括部署と指定し、利益相反のおそれのある取引の特定および管理態勢の統括を行なうとともに、次のとおり態勢を整備しています。

- 管理基本方針の策定と揭示
- 社内規程、マニュアル(コンプライアンスマニュアル)の策定と周知

(2)損害サービス部門での取組み

損害保険会社に特有の利益相反のおそれのある取引として、交通事故の当事者双方(加害者・被害者)の示談代行を行わなければならないケースがあり、当社の顧客間の利益が相反することになるため、一方の顧客の利益を不当に侵害することがないように、損害サービス部門では、それぞれ別の担当者を選任する等の対策を講じています。

(3)資産運用部門での取組み

資産運用に関して、利益相反の可能性のある取引が見込まれる場合は、必ず事前チェックを行っています。貸付の実行等あるいは株式の購入・売却等を行う際には、事前チェックを実行します。

6. お客さまを本位とする業務運営の浸透

お客さまにとって最も価値のある保険会社となるために、本方針の浸透と定着に向けた取組みを推進し、役職員および代理店・保険募集人がお客さま本位に行動するよう努めます。

(1)役職員へのお客さま本位の業務運営の浸透

ビジョン(私たちの目指す姿)の実現に向け、お客さまを本位とする業務運営を浸透するための取組みとして「アクティブ・ケア」を推進するとともに、経営計画においてお客さまの声への対応や損害サービスなど、お客さま本位の業務運営に資する「KPI(重要指標)」を設定しています。

また、マネジメントから役職員に向けたメッセージを発信し、お客さま本位の業務運営についての重要性や社内の取組事例などについて周知しています。

(2)代理店・保険募集人への教育等

お客さま本位の保険募集を実現するため、代理店・保険募集人に対し、以下の取組みを実施しています。

- 代理店・保険募集人が遵守すべき法令・監督指針・ガイドラインに関する教育・指導
- 適正な保険募集態勢の整備・維持のための代理店への研修・指導・点検の実施など
- 代理店・保険募集人が自ら募集品質の向上に取り組むための募集品質の基準を取り入れた認定制度の導入
- グローバルな知見に基づく商品・サービスをお客さまに提供するための海外ネットワークを活用した代理店・保険募集人の研修など
- 「お客さまの声」等の分析を通じた、代理店・保険募集人のお客さまへの対応における改善策の実行促進

□プライバシーポリシー

(2018年5月1日改定)

当社は、業務上お取り扱いさせていただくお客さまの個人情報を保護することをお約束します。

個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」、その他の関連法令等を遵守して、個人情報および個人番号を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報および個人番号を取得します。

当社では、当社のウェブサイトやその他の方法(例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等)により取得した個人情報および個人番号をプライバシーポリシーに基づきお取り扱いします。

※特定個人情報以外の個人情報の取扱いについては、下記「Ⅰ. 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

※特定個人情報の取扱いについては、下記「Ⅱ. 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

Ⅰ. 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報および匿名加工情報の利用に関するご質問については以下までお問い合わせください。

〈お問い合わせ窓口〉

●AIG損害保険株式会社

顧客情報保護担当

電話番号(通話料無料): 0120-336-112

受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝日および年末年始を除きます)

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

ホームページアドレス: <http://www.sonpo.or.jp>

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

ホームページアドレス: <http://www.fnlia.gr.jp>

対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を以下にて受け付けております。

〈お問い合わせ先〉

●一般社団法人保険オンブズマン

電話番号: 03-5425-7963

受付時間: 午前9時～12時、午後1時～5時

土・日・祝日・年末年始を除きます。

ホームページアドレス: <http://www.hoken-ombs.or.jp/>

●一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

電話: 03-3255-1470

受付時間: 午前9時～午後5時

土・日・祝日・年末年始を除きます。

ホームページアドレス: <http://www.sonpo.or.jp>

2. 当社が取得する個人情報

お客さまと当社との関係(例えば、記名被保険者、追加被保険者・保険金請求者、証人、代行者・指定代理人その他の当社の業務関係者であるか)に応じて、お客さまに関して当社が取得する個人情報には以下のものが含まれます。

●一般的な個人情報

お客さまの氏名、住所および電話番号、電子メールアドレス、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日その他の各種保険契約および商品・サービス提供のお引受、ご継続・維持管理に関して必要な情報

●財務情報および口座詳細

クレジットカード情報、銀行口座番号および口座詳細

適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。

●病状および健康状態

保険契約の締結・維持管理のため、現在および過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障がいに関する情報、医療措置、個人的な習慣(例えば、喫煙・飲酒)、処方箋に関する情報および病歴等

●マネー・ローンダリング調査のための情報

この目的で、例えば、保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者とのご請求に関する情報等を取得します(カメラ画像等を含みます)。

●商品およびサービスをご提供するための情報

保険の目的物の所在地および特定(例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標)、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴または損害歴、ならびに加入している他の保険。その他ご契約を希望される保険の引き受けに必要な情報

●各種市場調査やアンケートにご協力いただいた場合のお客さまの回答内容

お客さまから当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーンもしくは商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合があります。

●電話内容の録音

お客さまと当社との間の電話内容を正確に記録するため、通話を録音することがあります。

3. 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は取得した個人情報を次の目的のために利用します。

(1) 各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払。例えば次のようなことを行います。

- ご本人確認
- 当社の保険業務の一環としてのご本人その他の方々との連絡
- 当社の保険約款、当社のウェブサイトその他経営情報の変更にに関する重要な情報のお客さまへの送付
- 保険契約をお引受するか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、および請求に関する紛争の管理等
- お客さまの保険金・給付金の請求権の確認、および保険料その他のお支払の事務手続き

(2) 日本におけるAIGグループ会社・提携会社等が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理。例えば次のようなことを行います。

- お客さまの嗜好に基づくマーケティング情報(第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに関する情報を含みます。)のご提供
- お客さまそれぞれに合わせた情報および広告の提示による、当社のウェブサイト上の画面表示変更
- 保険・支援サービスのご提供

(3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実。例えば次のようなことを行います。

- 当社とお客さまの電話の録音内容の確認および検証による、品質やセキュリティの向上およびトレーニングの実施
- 満足度調査を含む各種市場調査および分析の実施
- 当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の遵守(監査・財務・経理、請求・集金、ITシステム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます。)および記録・文書・印刷の管理
- 苦情の解決およびデータのアクセスや訂正に関するご請求の取扱い

(4) 保険に関連・付随する業務の実施。例えば次のようなことを行います。

- 他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- 詐欺・マネー・ローンダリングを含む犯罪の防止、摘発および調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理
- (お客さまの居住国外の法令を含む)適用ある法令・規制(マネー・ローンダリングやテロの禁止に関する法令・規制等。)に基づく義務の遵守、法的手続の遵守および(お客さまの居住国外の公共機関・政府機関を含む)公共機関・政府機関からの要請への対応

(5) 当社が有する債権の回収

(6) (外国にある事業者を含む事業者との間の)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

(8) その他上記に付随する業務

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1) 当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- ご本人が同意されている場合
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、保険代理店を含む委託先(外国にある事業者を含む情報ベンダーなど)へ提供する場合
- 再保険(再々保険以降の出再を含みます)の手続をする場合(外国にある事業者との間の手続きを含みます)
- ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- その他法令に根拠がある場合

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

(1) 損害保険業界

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

また、自賠責保険における適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 代理店等情報確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(3) 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp>)をご覧ください。

(4) 日本におけるAIGグループ会社

当社は、お客さまの個人データを日本におけるAIGグループ会社との間で個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況および保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

- (a) グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供
- (b) ご契約の維持管理
- (c) 商品・サービスの充実
- (d) その他各社の事業に関連・付帯する業務遂行

[共同利用する者の範囲]

日本におけるAIGグループ会社

次のURLに記載のとおりです。

www-154.aig.com/about-us/aig-companies-in-japan

[共同利用する個人データの管理責任者]

AIG損害保険株式会社

(5) AIGグループ会社

AIGグループでは、AIGグループの経営管理・内部統制を目的として、下記の範囲内で必要な場合に限り個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況および保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

AIGグループの適正な経営管理、コンプライアンス・リスク管理・内部監査等の内部統制、その他の内部管理

[共同利用する者の範囲]

AIG, Inc. および同社の公開財務諸表に記載された連結対象子会社*

(*連結対象子会社：米国証券取引委員会のウェブサイトから入手できるForm 10-Kの付属書類21

(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/5272/000000527218000022/exhibit21.htm>) をご覧ください)

[共同利用する個人データの管理責任者]

AIG損害保険株式会社

[AIGグループについて]

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域でお客さまにサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。持株会社 AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

詳細は、ウェブサイトwww.AIG.comをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加入、本籍地、保健医療等に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を監視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. セキュリティ

当社は、お客さまの個人データを正確、最新のものにするよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシーおよびデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施します。

100%安全であると保証できるインターネット上のデータ送信システムやデータ記憶システムはありません。当社とのやりとりが安全でないと考えられる理由がある場合（お客さまから当社に提供した可能性のある個人情報の安全性が損なわれていると考えられる場合等）は、直ちにお知らせください。（上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」の項をご覧ください。）

9. その他の重要な情報

- 当社が取扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、本プライバシーポリシーに記載された目的を実施するため必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、本プライバシーポリシーに概要を記載した目的を達成するため必要な期間、個人情報を保持します。
- 当社が業務委託契約に基づき委託先に個人データを提供する場合、かかる委託先を慎重に選定するものとし、また、選定された委託先においては個人データの秘密および安全を保護するため適切な措置を講じなければならないものとします。当社に代わり個人データを取扱う委託先は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応します。
- 上記の目的のため、外国に個人情報を送る場合があります。例えば、お客さまが海外に滞在する際に、海外旅行保険に関する請求の処理および緊急医療サポート業務を行うため、個人情報を送ることがあります。また、当社のAIGグループ会社、委託先および政府・公共機関に対し、国境を越えて情報を送る場合もあります。
- 当社は、外国（個人の権利利益を保護するうえで我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除きます。）にある第三者（個人データの取扱いにつき個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する態勢を整備している者を除きます。）に個人データを提供する場合に、個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合を除き、ご本人からこれを認める同意またはこのプライバシーポリシーの関連する条項に従ってこれを提供することを認める同意を取得します。このプライバシーポリシーで想定している当社による外国にある第三者への個人データの提供には、以下のものがあります。
- 外国にある再保険会社に対する出再に際して個人データが提供される場合
- 外国にある委託先に対する業務委託に際して個人データが提供される場合
- 外国にあるAIGグループ各社と個人データを共同利用する場合
- 損害調査など、個人を特定する目的以外の目的でカメラ画像を利用する場合、当社は、関連するガイドライン等に従い、適切にデータを取扱います。

10. 個人情報取扱いに関する継続的改善

- 当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。
なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」へご連絡ください。
適切に対処します。
- また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載・公表します。

11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

- 当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応します。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明します。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。
- これらの具体的な請求手続きについては、上記1.の当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12. 当社のウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

- ブラウザ情報
- クッキー(cookie)、ピクセルタグ(pixel tag)等を通じて取得される情報
- お客さまから提供を受ける人口統計情報等
- 総計情報

当社が取得するその他の情報

当社および第三者たる当社の委託先は、次の方法を含むさまざまな方法により、その他の情報を取得する場合があります。

(1) インターネットブラウザによる方法

IPアドレス(お客さまのコンピュータのインターネット上のアドレス)、ディスプレイ解像度、オペレーティングシステムの種類(ウィンドウズかマックかの別)・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時および閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社のウェブサイトの利用度の算出、サーバー・トラブル診断の支援および当社のウェブサイトの管理等のために利用します。

(2) クッキーの利用

クッキーとは、お客さまが利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、お客さまのコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社のウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を掲示し、お客さまが当社のウェブサイトを閲覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社のウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。クッキーには、お客さまの連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

さらに、当社は、クッキーの利用により、お客さまが最も関心を寄せられるような広告・ご提案を行うこともできます。また、クッキーを利用して当社の広告に対するお客さまのレスポンスを追跡したり、クッキー等のファイルを利用してお客さまの他のウェブサイトのご利用状況を追跡することもできます。

なお、お客さまのコンピュータのブラウザの設定を調整することで、当社が利用する他のクッキー受信を拒否することができます。但し、これらのクッキーを受信されない場合、当社のウェブサイトや一部のインターネット商品を利用する際にご不便が生じる場合があります。

(3) ピクセルタグ、Webバグ、クリアGIF等の利用

これらは、当社のウェブサイトの一部およびHTML形式の電子メールに関連して、特に、当社のウェブサイトの利用者および電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断および当社のウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。

当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトがお客さまにどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るため、クッキーとWebバグを使用するものです。

(4) お客さまからのご提供によるもの

一部の情報(お客さまの位置情報や希望される連絡方法等)は、これがお客さまから任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはございません。

(5) 情報の総計によるもの

当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります(例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります)。

13. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

II. 特定個人情報の取扱いについて

1. 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

2. 特定個人情報の取扱い、利用の範囲(利用目的)

当社では、取得したお客さまの特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でかつ、当社において定める以下の利用目的の範囲内でのみ取扱います。当社は、当該範囲を超えて、特定個人情報を取得または利用せず、また、法令で認められた場合を除き第三者提供を行いません。

(1) 利用目的

当社は、取得した特定個人情報を、法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う目的のために利用します。

- (a) 保険取引に関する支払調書等の作成事務
- (b) 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務

(2) 例外

当社は、法令に基づき、次の場合にも特定個人情報の利用を行うことがあります。

- (a) 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- (b) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、特定個人情報の取扱いの全部または一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、慎重な取扱いを行い、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. その他事項

その他、特定個人情報の取扱いについては、上記「II.1」から「II.4」に加え、上記「I.10.」および「I.11.」を準用します。

6. 特定個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による特定個人情報の取扱いに関するご質問については、以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

〈お問い合わせ窓口〉

- AIG損害保険株式会社
顧客情報保護担当
電話番号(通話料無料): 0120-336-112
受付時間: 午前9時～午後5時
(土日祝日および年末年始を除きます)

Ⅲ. プライバシーポリシーにかかるその他の事項

1. 第三者のウェブサイト

本プライバシーポリシーは、当社のウェブサイトリンクが張られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでもなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社のウェブサイトリンクが張られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

2. プライバシーポリシーの変更

当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務および法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社のウェブサイトに掲載します。

□利益相反管理方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

前記1.の目的を達成するために、当社において利益相反に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引のうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの取引を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が不当な利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが不当な利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 管理体制・特定方法・管理方法

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの取引により取得した情報に照らして、前記3(2)に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

□コンプライアンス基本方針

1. 目的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令等遵守に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことをいいます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンスの推進に取り組みます。

3. コンプライアンス実現のための基本原則

(1) 法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- 日本および米国の法令等を厳格に遵守するとともに各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- 具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

(2) 透明性の高い経営

- 経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- 適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監査・検査に対して十分に協力します。

(3) 公正な事業活動

- 取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- 業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- 公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- 著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- 当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

(4) お客さまの利便の向上と保護

- お客さまが安心して選択できる商品・サービスを適正に提供するように努めます。
- お客さまが保険加入の判断を行う際に参考となるべき情報を提供し、理解しやすい適切な方法で説明します。また、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った提案と説明を行うことに努めます。さらに、お客さまのご意向と合致しているか、お客さまと確認することに努めます。
- お客さまからいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、商品・サービスや業務の品質向上に努めます。
- 個人情報および企業情報を適切に管理します。

(5) あらゆる関係者の人権の尊重

- お客さま・取引関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- 安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

(6) 企業市民として社会との良好な関係の維持

- 業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- 環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- 自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守するとともに、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせて、マネー・ローンダリングを防止します。

□反社会的勢力に対する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係(提携して融資取引を実施する場合を含む。)も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。
反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう、必要な措置を講じます。
反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

V. 店舗所在地一覧

1. 国内営業体制

商品・ご契約等のお問い合わせ窓口 0120-016-693 (通話料無料)

平日：午前9：00～午後6：00

土・日・祝日：午前9：00～午後5：00

(2018年7月1日現在)

北海道・東北地域事業本部				
北海道・東北 業務統括部	北海道・東北代理店センター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2519
	札幌リアルターセンター	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-1760
	仙台リアルターセンター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2516
北海道エリア 統括部	北見支店	090-0024	北海道北見市北四条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-7417
	旭川支店	070-0034	北海道旭川市4条通12-左-10号(富士火災旭川ビル)	0166-26-0201
	釧路支店	085-0015	北海道釧路市北大通6-2(北洋日生ビル)	0154-23-9365
	滝川支店	073-0031	北海道滝川市栄町2-5-1(富士火災滝川ビル)	0125-24-6235
	帯広支店	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1151
	苫小牧支店	053-0022	北海道苫小牧市表町5-10-7(セントラル駅前ビル)	0144-33-5906
	恵庭支店	061-1414	北海道恵庭市漁町29-1(富士火災恵庭ビル)	0123-33-5336
	函館支店	040-0011	北海道函館市本町6-10(五稜郭ビル)	0138-88-3210
	札幌営業支店	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7510
	札幌営業支店営業第一課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7620
	札幌営業支店営業第二課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7510
	札幌営業支店営業第三課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7510
	札幌営業支店営業第四課	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7510
東北エリア 統括部	青森支店	030-0861	青森県青森市長島2-10-5(富士火災青森ビル)	017-777-3531
	八戸支店	031-0032	青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル)	0178-24-1271
	弘前支店	036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-34-0603
	盛岡支店	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0584
	三陸支店	027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22(朝日生命宮古ビル)	0193-62-1618
	一関支店	021-0024	岩手県一関市幸町1-24(幸和ビル)	0191-23-9411
	古川支店	089-6162	宮城県大崎市古川駅前大通1-3-8(遠藤ビル)	0229-24-1631
	石巻支店	086-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1408
	秋田支店	010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル)	018-801-2010
	横手支店	013-0046	秋田県横手市神明町1-2(あたごビル)	0182-33-2501
	山形支店	090-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-622-4322
	米沢支店	092-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6321
	庄内支店	098-0853	山形県酒田市みずほ2-8-2(庄内ビル)	0234-26-0622
	郡山支店	063-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	024-933-6211
	いわき支店	070-8026	福島県いわき市平小太郎町1-6(いわきセンタービル)	0246-23-3145
	福島支店	060-8031	福島県福島市栄町6-6(NBFユニックスビル)	024-523-3111
	会津支店	065-0041	福島県会津若松市駅前町8-1(桑原ビル)	0242-22-1420
	仙台営業支店	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	仙台営業支店営業第一課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-726-7661
	仙台営業支店営業第二課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	仙台営業支店営業第三課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	仙台営業支店営業第四課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
関信越地域事業本部				
関信越業務 統括部	関信越代理店センター	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-644-6120
北関東エリア 統括部	古河支店	306-0013	茨城県古河市東本町1-3-12(白戸ビル)	0280-31-8661
	茨城南支店	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-821-0799
	つくば支店	305-0031	茨城県つくば市吾妻3-15-15(オカパつくばビル)	029-855-2321
	那須支店	329-2754	栃木県那須塩原市西大和1-8(そすいスクエアAQUAS)	0287-36-9480
	小山支店	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-25-3511
	茨城営業支店	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	茨城営業支店営業第一課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	茨城営業支店営業第二課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	宇都宮営業支店	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-346-4100
	宇都宮営業支店営業第一課	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-346-4100
	宇都宮営業支店営業第二課	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-346-4100
埼玉エリア 統括部	川越支店	350-1124	埼玉県川越市新宿町3-3-2(ダイゴビル新宿)	049-244-6100
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-48-1(大栄日生熊谷ビル)	048-522-2932
	越谷支店	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-16-13(日本生命越谷ビル)	048-987-2731
	川口支店	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-4403
	さいたま営業支店	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第一課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第二課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第三課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	さいたま営業支店営業第四課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050

上信越エリア 統括部	高崎支店	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4122
	前橋支店	371-0805	群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル)	027-223-5771
	桐生支店	376-0023	群馬県桐生市錦町3-7-14(富士火災桐生ビル)	0277-46-3421
	新潟支店	951-8068	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル)	025-223-6231
	長岡支店	940-0088	新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)	0258-33-9009
	上越支店	943-0804	新潟県上越市新光町1-8-8(第2アイシンビル)	025-524-5464
	長野支店	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4110
	飯田支店	395-0051	長野県飯田市高羽町6-1-9	0265-23-1579
	松本支店	390-0814	長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル)	0263-35-1933
首都圏地域事業本部				
首都圏業務 統括部	首都圏第一代理店センター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2452
	首都圏第二代理店センター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2452
	東京第一リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2541
	東京第二リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2850
	東京第三リアルターセンター	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-5819-2866
東京第一エリア 統括部	東京第一プロチャンネル営業部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第一プロチャンネル営業部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第一プロチャンネル営業部営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第一プロチャンネル営業部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7041
	東京第二プロチャンネル営業部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9110
	東京第二プロチャンネル営業部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9110
	東京第二プロチャンネル営業部営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9110
	東京第二プロチャンネル営業部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9110
	東京第三プロチャンネル営業部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9100
	東京第三プロチャンネル営業部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9100
	東京第三プロチャンネル営業部営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9100
	東京第三プロチャンネル営業部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9100
東京第二エリア 統括部	足立支店	121-0064	東京都足立区保木間2-1-1(富士火災足立ビル)	03-3884-2201
	立川支店	190-0012	東京都立川市曙町2-22-20(立川センタービル)	042-526-6005
	山梨支店	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-228-6311
	東京中央営業支店	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9126
	東京中央営業支店営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京中央営業支店営業第四課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	東京キャリアエージェント営業部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-5320-2561
	東京キャリアエージェント営業部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-5320-2561
	東京キャリアエージェント営業部営業第二課	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1(アルカセントラル)	03-5637-0740
	東京キャリアエージェント営業部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-3343-2322
	トラベル首都圏営業支店	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9530
	西東京営業支店	192-0083	東京都八王子市旭町10-3(安嶋中央ビル)	042-639-0720
	西東京営業支店営業第一課	192-0083	東京都八王子市旭町10-3(安嶋中央ビル)	042-639-0740
	西東京営業支店営業第二課	192-0083	東京都八王子市旭町10-3(安嶋中央ビル)	042-639-0720
東京法人営業 統括部	東京法人営業第一部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9121
	東京法人営業第一部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9121
	東京法人営業第一部営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9122
	東京法人営業第一部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-9123
	東京法人営業第二部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7031
	東京法人営業第二部営業第一課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7031
	東京法人営業第二部営業第二課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7032
	東京法人営業第二部営業第三課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7032
	東京法人営業第二部営業第四課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6864-7033
	メジャーアカウントプラクティス部	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	-
	メジャーアカウントプラクティス部MAP営業課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	-
	メジャーアカウントプラクティス部ブローカー営業課	163-0814	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	-
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1(アルカセントラル)	03-5637-0721
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部営業第一課	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1(アルカセントラル)	03-5637-0721
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部営業第二課	105-0001	東京都港区虎ノ門5-13-1(虎ノ門40MTビル)	03-6895-2660
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部営業第三課	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1(アルカセントラル)	03-5637-0721
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部営業第四課	105-0001	東京都港区虎ノ門5-13-1(虎ノ門40MTビル)	03-6895-2660
	東京コーポレートキャリアエージェント営業部営業第五課	105-0001	東京都港区虎ノ門5-13-1(虎ノ門40MTビル)	03-6895-2660
神奈川エリア 統括部	横浜中央支店	232-0014	神奈川県横浜市中区吉野町2-5(富士火災横浜中央ビル)	045-251-5626
	相模原支店	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-2321
	平塚支店	254-0035	神奈川県平塚市宮の前1-7(平塚宮の前ビル)	0463-23-1331
	藤沢支店	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢484-1(藤沢アンバービル)	0466-25-6881
	厚木支店	243-0018	神奈川県厚木市中町4-16-21(プロミティあつぎビル)	046-225-1272

	横浜プロチャネル営業部	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3110
	横浜プロチャネル営業部営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3110
	横浜プロチャネル営業部営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3110
	横浜プロチャネル営業部営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3110
	横浜営業支店	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業支店営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3140
	横浜営業支店営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業支店営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
千葉エリア 統括部	東葛支店	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5(浜島ビル)	04-7145-8384
	成田支店	286-0033	千葉県成田市花崎町800-6(丸喜ビル)	0476-23-0750
	木更津支店	292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-13(富士火災木更津ビル)	0438-23-0939
	千葉営業支店	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-382-4020
	千葉営業支店営業第一課	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-350-3290
	千葉営業支店営業第二課	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-382-4020
	千葉営業支店営業第三課	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-382-4020
東海・北陸地域事業本部				
東海・北陸業務 統括部	東海・北陸代理店センター	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-5583
	静岡リアルターセンター	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5155
	名古屋リアルターセンター	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-6513
静岡エリア 統括部	浜松支店	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-454-0321
	沼津支店	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第二ビル)	055-963-8081
	静岡営業支店	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
	静岡営業支店営業第一課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-686-1170
	静岡営業支店営業第二課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
	静岡営業支店営業第三課	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
愛知エリア 統括部	岡崎支店	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8211
	豊田支店	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-13-11(富士火災豊田ビル)	0565-31-3171
	半田支店	475-0903	愛知県半田市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-21-0780
	一宮支店	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング)	0586-24-0501
	豊橋支店	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-6320
	名古屋プロチャネル営業部	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1400
	名古屋プロチャネル営業部営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1400
	名古屋プロチャネル営業部営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1400
	名古屋プロチャネル営業部営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1400
	名古屋プロチャネル営業部営業第四課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1400
	名古屋営業支店	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	名古屋営業支店営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1450
	名古屋営業支店営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	名古屋営業支店営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	名古屋営業支店トラベル営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1490
	東海・北陸法人営業部	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1460
	東海・北陸法人営業部営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3178
	東海・北陸法人営業部営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1460
	東海・北陸法人営業部営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-857-1460
岐阜・三重 エリア統括部	高山支店	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(杉ビル)	0577-32-0080
	美濃加茂支店	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-2660
	三重支店	514-0036	三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル)	059-226-3911
	四日市支店	510-0082	三重県四日市市中部10-18(富士火災四日市ビル)	059-351-2581
	岐阜営業支店	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-8703
	岐阜営業支店営業第一課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-262-4771
	岐阜営業支店営業第二課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-8703
北陸エリア 統括部	富山支店	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(タワートリプルワン)	076-432-6232
	福井支店	910-0023	福井県福井市順化1-21-1(ニッセイ福井ビル)	0776-22-1552
	金沢営業支店	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-222-0005
	金沢営業支店営業第一課	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-222-0005
	金沢営業支店営業第二課	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-222-0005
関西地域事業本部				
関西業務統括部	関西第一代理店センター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3050
	関西第二代理店センター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3050
	大阪第一リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2030
	大阪第二リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3416
	大阪第三リアルターセンター	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3040
京滋エリア 統括部	滋賀支店	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3930
	京都北支店	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-22-1633
	京都営業支店	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第一課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-284-0040

	京都営業支店営業第二課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第三課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業支店営業第四課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
大阪第一エリア 統括部	大阪プロチャネル営業部	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2010
	大阪プロチャネル営業部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2010
	大阪プロチャネル営業部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2010
	大阪プロチャネル営業部営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2010
	大阪プロチャネル営業部営業第四課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2010
	大阪中央営業支店	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2020
	大阪中央営業支店営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2011
	大阪中央営業支店営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2020
	大阪中央営業支店営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2020
	大阪中央営業支店営業第四課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2020
	大阪中央営業支店トラベル営業課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2120
	大阪中央営業支店	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3034
大阪第二エリア 統括部	京阪支店	570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1882
	阿倍野支店	545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1(あべのベルタビル)	06-6631-3492
	南大阪支店	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)	072-223-6630
	岸和田支店	596-0057	大阪府岸和田市筋海町6-10(第2渡辺ビル)	072-422-3887
	南河内支店	583-0026	大阪府藤井寺市春日丘1-8-5(藤井寺駅前ビル)	072-931-0235
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-3150
	橿原支店	634-0804	奈良県橿原市内膳町1-1-11(U遊上田ビル)	0744-24-8251
	和歌山支店	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-432-5641
	和歌山支店	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-432-5641
大阪法人営業 統括部	大阪法人営業第一部	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3011
	大阪法人営業第一部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3011
	大阪法人営業第一部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3011
	大阪法人営業第一部営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3011
	大阪法人営業第二部	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3021
	大阪法人営業第二部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3021
	大阪法人営業第二部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-3022
	大阪コーポレートキャリアエージェント営業部	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2040
	大阪コーポレートキャリアエージェント営業部営業第一課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2040
	大阪コーポレートキャリアエージェント営業部営業第二課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2040
	大阪コーポレートキャリアエージェント営業部営業第三課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2040
	大阪コーポレートキャリアエージェント営業部営業第四課	530-0011	大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス)	06-7223-2040
兵庫エリア 統括部	阪神支店	663-8171	兵庫県西宮市甲子園一番町2-3(富士火災阪神ビル)	0798-47-9385
	明石支店	673-0898	兵庫県明石市樽屋町1-29(日工住友生命ビル)	078-912-0035
	但馬丹後支店	668-0031	兵庫県豊岡市大手町8-5(アピックスαビル)	0796-22-2443
	姫路支店	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル)	079-285-4731
	神戸営業支店	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4300
	神戸営業支店営業第一課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4330
	神戸営業支店営業第二課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4300
	神戸営業支店営業第三課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4300
	神戸営業支店営業第四課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4300
中国・四国地域事業本部				
中国・四国業務 統括部	中国・四国代理店センター	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-530-3760
	中国リアルターセンター	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3359
東中国エリア 統括部	鳥取支店	680-0846	鳥取県鳥取市扇町7(鳥取フコク生命駅前ビル)	0859-20-0081
	米子支店	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0857-32-6631
	松江支店	690-0006	島根県松江市伊勢宮町519-1(松江大同生命ビル)	0852-26-2781
	倉敷支店	710-0833	岡山県倉敷市西中新田317-1(富士火災倉敷ビル)	086-424-2226
	岡山営業支店	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-223-1144
	岡山営業支店営業第一課	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-223-1144
	岡山営業支店営業第二課	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-231-1214
中国エリア 統括部	広島北支店	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-26-16(迎川ビル)	082-814-0440
	福山支店	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1477
	呉支店	737-0046	広島県呉市中通2-1-23(富士火災呉ビル)	0823-21-5151
	周南支店	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2117
	小郡支店	754-0014	山口県山口市小郡高砂町2-7(朝日生命小郡ビル)	083-972-8730
	岩国支店	740-0022	山口県岩国市山手町1-2-23(105ビル)	0827-23-0101
	広島営業支店	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-535-6010
	広島営業支店営業第一課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-222-4010
	広島営業支店営業第二課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-535-6010
	広島営業支店営業第三課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-535-6010
	広島営業支店営業第四課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-535-6010
	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-7115
	高松支店	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-851-0196
	高松支店	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-851-0196

	丸亀支店	763-0034	香川県丸亀市大手町3-5-18(セントラル丸亀ビル)	0877-23-2751
	松山支店	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-946-3815
	新居浜支店	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町1-2-5(富士火災新居浜ビル)	0897-37-3065
	今治支店	794-0027	愛媛県今治市南大門町1-6-18(富士火災今治ビル)	0898-22-1141
	宇和島支店	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内5-4-5(富士火災宇和島ビル)	0895-22-0467
	高知支店	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-1050
	中村支店	787-0013	高知県四万十市右山天神町4-25(レジデンス・ドイ)	0880-35-6336
九州・沖縄地域事業本部				
九州・沖縄業務統括部	九州・沖縄代理店センター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-737-1418
	福岡リアルターセンター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-771-8535
福岡・沖縄エリア統括部	行橋支店	824-0001	福岡県行橋市行事1-3-3(ジブラルタ生命行橋ビル)	0930-23-9651
	飯塚支店	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウンビル)	0948-22-1690
	沖縄支店	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-12-12(ニッセイ那覇センタービル)	098-862-2174
	沖縄支店(沖縄中部分室)	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-11-1(トキワビル)	098-932-4710
	福岡プロチャネル営業部	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7000
	福岡プロチャネル営業部営業第一課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7000
	福岡プロチャネル営業部営業第二課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7000
	福岡プロチャネル営業部営業第三課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7000
	福岡プロチャネル営業部営業第四課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7000
	福岡営業支店	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0495
	福岡営業支店営業第一課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7200
	福岡営業支店営業第二課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0559
	福岡営業支店営業第三課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0495
	福岡営業支店営業第四課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7040
	福岡営業支店トラベル営業課	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-718-7100
	北九州営業支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3821
	北九州営業支店営業第一課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3821
	北九州営業支店営業第二課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3821
	北九州営業支店営業第三課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3821
	北九州営業支店営業第四課	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3821
	久留米営業支店	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-33-0441
	久留米営業支店営業第一課	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-33-0441
	久留米営業支店営業第二課	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-33-0441
中九州・西九州エリア統括部	佐賀支店	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命佐賀駅前ビル)	0952-26-4171
	長崎支店	850-0031	長崎県長崎市桜町5-3(大同生命長崎ビル)	095-828-0881
	佐世保支店	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7341
	島原支店	855-0823	長崎県島原市湊町267(日建ビル)	0957-64-2899
	人吉支店	868-0004	熊本県人吉市九日町16(井上ビル)	0966-22-3868
	大分支店	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-534-1400
	熊本営業支店	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-352-6511
	熊本営業支店営業第一課	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-352-6511
南九州エリア統括部	宮崎支店	880-0806	宮崎県宮崎市広島1-18-7(大同生命宮崎ビル)	0985-24-3412
	都城支店	885-0021	宮崎県都城市平江町13街区15号(富士火災都城ビル)	0986-23-2103
	延岡支店	882-0823	宮崎県延岡市中町2-1-7(ジブラルタ生命延岡ビル)	0982-32-2038
	鹿屋支店	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿2-8-15(寿テナントビル)	0994-44-3103
	鹿児島営業支店	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6655
	鹿児島営業支店営業第一課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6655
	鹿児島営業支店営業第二課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6655

2. 国内事故処理サービス体制

事故・病気・ケガ・災害時のご連絡

24時間365日受付(自動車) 0120-416-652 (通話料無料)

24時間365日受付(自動車以外) 0120-01-9016 (通話料無料)

(SC=サービスセンター)

(2018年7月1日現在)

北海道・東北損害サービス部			
北海道第一SC	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-5361
北海道第二SC	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-204-7570
北海道第二SC(北見オフィス)	090-0024	北海道北見市北四条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-9051
北海道第三SC	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-5361
北海道第三SC(函館オフィス)	040-0011	北海道函館市本町6-10(五稜郭ビル)	0138-55-5820
北海道第三SC(帯広オフィス)	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1156
北海道第三SC(旭川オフィス)	070-0034	北海道旭川市4条通12-左-10号(富士火災旭川ビル)	0166-23-8733
北海道第三SC(釧路オフィス)	085-0015	北海道釧路市北大通6-2(北洋日生ビル)	0154-32-0550
北東北第一SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0853
北東北第一SC(秋田オフィス)	010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル)	018-801-2020
北東北第二SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	0120-917-244
北東北第二SC(弘前オフィス)	036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-39-2241
北東北第二SC(八戸オフィス)	031-0032	青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル)	0120-917-249
東北第一SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラストタワー)	022-221-2536
東北第二SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラストタワー)	0120-419-995
東北第二SC(石巻オフィス)	986-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1409
東北第二SC(山形オフィス)	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-633-7500
東北第二SC(米沢オフィス)	992-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6341
郡山SC	963-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	0120-948-122
郡山SC(いわきオフィス)	970-8026	福島県いわき市平小太郎町1-6(いわきセンタービル)	0246-23-3146
関信越損害サービス部			
関東第一SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウィング)	048-641-8421
関東第二SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウィング)	048-650-7630
川口SC	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-9653
群馬第一SC	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4130
群馬第二SC	370-0801	群馬県高崎市中並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-367-5040
茨城SC	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5507
茨城南SC	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-823-2811
宇都宮SC	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-636-0205
小山SC	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-24-3681
長野SC	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4120
長野SC(松本オフィス)	390-0814	長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル)	0263-35-1918
新潟SC	951-8068	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル)	025-368-8040
首都圏損害サービス部			
首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6418
首都圏第二SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6419
首都圏第三SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3411
首都圏第四SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3412
首都圏第五SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3413
首都圏第六SC	192-0083	東京都八王子市旭町10-3(安嶋中央ビル)	042-639-0730
首都圏第六SC(山梨オフィス)	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-226-6309
首都圏第六SC(西東京オフィス)	192-0083	東京都八王子市旭町10-3(安嶋中央ビル)	042-639-0730
神奈川第一SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-5915
神奈川第二SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-277-3120
神奈川第二SC(藤沢オフィス)	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢484-1(藤沢アンパービル)	0466-25-6880
神奈川第三SC	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-5841
神奈川第三SC(厚木オフィス)	243-0018	神奈川県厚木市中町4-16-21(プロミティあつぎビル)	046-225-1267
千葉第一SC	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-382-4030
千葉第二SC	261-7120	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(ワールドビジネスガーデン マリブイースト)	043-350-3180
千葉第二SC(木更津オフィス)	292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-13(富士火災木更津ビル)	0438-25-2521
東海・北陸損害サービス部			
中部第一SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2350
中部第二SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2110
中部第三SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2350
中部第三SC(半田オフィス)	475-0903	愛知県半田市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-23-3751
一宮SC	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング)	0586-24-1051
三重SC	514-0036	三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル)	059-225-5195
岐阜第一SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-262-8141
岐阜第二SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-262-8141
岐阜第二SC(美濃加茂オフィス)	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-1105
岐阜第二SC(高山オフィス)	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(杉ビル)	0577-32-8180

岡崎SC	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8214
豊橋SC	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-6947
静岡第一SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5142
静岡第二SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-686-1160
静岡第二SC(沼津オフィス)	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第二ビル)	055-962-7161
浜松SC	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-452-3197
北陸第一SC	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-232-3071
北陸第二SC	920-0919	石川県金沢市南町4-60(金沢大同生命ビル)	076-223-1486
北陸第二SC(福井オフィス)	910-0023	福井県福井市順化1-21-1(ニッセイ福井ビル)	0776-22-5022
北陸第二SC(富山オフィス)	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(タワートリプルワン)	076-432-6280
関西第一損害サービス部			
大阪第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4010
大阪第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4020
大阪第三SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-3201
大阪第四SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4020
大阪第五SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4070
京阪SC	570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1892
南大阪第一SC	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)	072-221-9344
南大阪第二SC	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-8370
南大阪第二SC(和歌山オフィス)	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-8370
日賠責SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4030
関西第二損害サービス部			
神戸第一SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2630
神戸第二SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-570-4310
姫路SC	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル)	079-285-4735
京都第一SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2201
京都第二SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-284-0050
京都第三SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2201
京都第三SC(北近畿オフィス)	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-24-0630
京都第三SC(滋賀オフィス)	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3950
奈良SC	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-4581
中国・四国損害サービス部			
広島第一SC	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-3322
広島第二SC	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-222-4101
広島第二SC(福山オフィス)	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1488
岡山第一SC	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-231-1244
岡山第二SC	700-0913	岡山県岡山市北区大供2-2-5(淳風会健康管理センター北館)	086-223-1145
米子SC	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0859-32-6654
米子SC(松江オフィス)	690-0006	島根県松江市伊勢宮町519-1(松江大同生命ビル)	0852-26-2861
山口SC	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2031
山口SC(岩国オフィス)	740-0022	山口県岩国市山手町1-2-23(105ビル)	0827-23-0281
高松第一SC	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6979
高松第二SC	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-821-8032
高松第二SC(高知オフィス)	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-9100
松山SC	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-946-3868
徳島SC	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-2335
九州・沖縄損害サービス部			
福岡第一SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-761-6111
福岡第二SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-718-7090
福岡第三SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-761-6111
福岡第三SC(飯塚オフィス)	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウン)	0948-22-8300
福岡第三SC(佐賀オフィス)	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命佐賀駅前ビル)	0952-29-8941
久留米SC	830-0032	福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル)	0942-31-2429
北九州第一SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-551-0034
北九州第二SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-511-3831
大分SC	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-535-1150
長崎SC	850-0031	長崎県長崎市桜町5-3(大同生命長崎ビル)	095-828-0731
長崎SC(佐世保オフィス)	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7348
熊本SC	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1562
宮崎SC	880-0806	宮崎県宮崎市広島1-18-7(大同生命宮崎ビル)	0985-24-3263
宮崎SC(都城オフィス)	885-0021	宮崎県都城市平江町13-15(富士火災都城ビル)	0986-23-2163
鹿児島SC	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-224-1761
沖縄SC	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-12-12(ニッセイ那覇センタービル)	098-862-2175
火災保険損害サービス部			
火災保険関信越SC(火災保険北海道オフィス)	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
火災保険関信越SC(火災保険東北オフィス)	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラスタワー)	022-221-2537

火災保険関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
火災保険首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6424
火災保険首都圏第二SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3190
火災保険関西第二SC(火災保険中部オフィス)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
火災保険関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4050
火災保険関西第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-61-9016
火災保険九州・沖縄SC(火災保険中国オフィス)	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
火災保険九州・沖縄SC(火災保険四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
火災保険九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
企業財物損害サービス部			
企業財物関信越SC(企業財物北海道オフィス)	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
企業財物関信越SC(企業財物東北オフィス)	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラストタワー)	022-221-2537
企業財物関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
企業財物首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3340
企業財物首都圏第二SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3350
企業財物関西第二SC(企業財物中部オフィス)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
企業財物関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4040
企業財物関西第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-61-9016
企業財物九州・沖縄SC(企業財物中国オフィス)	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
企業財物九州・沖縄SC(企業財物四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
企業財物九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
企業賠償損害サービス部			
企業賠償関信越SC(企業賠償北海道オフィス)	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	011-231-6481
企業賠償関信越SC(企業賠償東北オフィス)	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラストタワー)	022-221-2537
企業賠償関信越SC	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング)	048-740-8430
企業賠償首都圏第一SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3360
企業賠償首都圏第二SC	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3415
企業賠償中部SC	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	052-857-2380
企業賠償関西第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-4040
企業賠償関西第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	06-7221-3202
企業賠償九州・沖縄SC(企業賠償中国オフィス)	730-0011	広島県広島市中区基町11-10(合人社広島紙屋町ビル)	082-223-2611
企業賠償九州・沖縄SC(企業賠償四国オフィス)	760-0026	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6974
企業賠償九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	092-771-8794
マリン・ファイナンシャル損害サービス部			
グローバルマリンSC	105-8602	東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)	03-6848-8380
インランドマリン・ファイナンシャルSC (インランドマリングループ)	105-8602	東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)	03-5400-6544
インランドマリン・ファイナンシャルSC (ファイナンシャルグループ)	102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-6893-3330
傷害・医療保険損害サービス部			
傷害保険東日本第一SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	0120-911-332
傷害保険東日本第二SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	0120-211-006
傷害保険西日本第一SC(傷害保険中部オフィス)	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15(ORE錦二丁目ビル)	0120-992-339
傷害保険西日本第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-977-332
傷害保険西日本第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-255-202
傷害保険西日本第三SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-255-202
傷害保険九州・沖縄SC	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-3-30(天神ビル新館)	0120-700-190
医療保険東日本第一SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	0120-228-155
医療保険東日本第二SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	0120-250-325
医療保険西日本第一SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-938-244
医療保険西日本第二SC	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1(パシフィックマークス江坂)	0120-974-054
海外旅行保険損害サービス部			
海外旅行保険SC	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-4(アルカウエスト)	03-6688-9540
富山ビジネスサービス部			
火災第三カスタマーセンター	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(タワートリプルワン)	0120-975-520
傷害第一カスタマーセンター	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(タワートリプルワン)	0120-127-592
傷害第二カスタマーセンター	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(タワートリプルワン)	0120-127-592
松山ビジネスサービス部			
自動車第十一カスタマーセンター	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	0120-990-238
沖縄ビジネスサービス部			
自動車第一カスタマーセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	0120-982-027
自動車第二カスタマーセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	0120-989-611
海外旅行アシスタンスセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	098-918-0222
海外旅行第一カスタマーセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	0120-974-260
海外旅行第二カスタマーセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	0120-901-056
海外旅行第三カスタマーセンター	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-12(那覇新都心センタービル)	0120-901-058

長崎ビジネスサービス部			
自動車第三カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-877-320
自動車第四カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-876-153
自動車第五カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-876-153
自動車第六カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-877-320
自動車第七カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-938-986
自動車第八カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-936-973
自動車第九カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-936-973
自動車第十カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-938-986
火災第一カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-613-677
火災第二カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-901-874
傷害第三カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-871-257
傷害第四カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-127-590
傷害第五カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-127-590
傷害第六カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-936-920
傷害第七カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-936-920
傷害第八カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-936-920
傷害第九カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-901-879
傷害第十カスタマーセンター	850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 (メットライフ生命長崎ビル)	0120-656-056

※ 最新の情報は、当社ホームページでご確認ください。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



本冊子は責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC®
認証紙と環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

9P1-132 18-07 15K(TF)